

平成31年第2回定例会

# 孺恋村議会会議録

平成31年3月5日 開会

平成31年3月15日 閉会

孺恋村議会

平成31年第2回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	8
○諮問第1号の上程、説明	10
○議案調査について	11
○日程の変更について	11
○議案第1号～議案第8号の一括上程、説明	11
○日程の変更について	23
○議案第9号～議案第16号の一括上程、説明、質疑	24
○予算審査特別委員会の設置、付託について	49
○議案第17号の上程、説明	50
○議案第18号の上程、説明	50
○議案第19号の上程、説明	51
○議案第20号の上程、説明	51
○議案第21号の上程、説明	51
○議案第22号の上程、説明	52
○議案第23号の上程、説明	53

○請願書、陳情書等の委員会付託について	5 3
○議員派遣の件について	5 3
○休会について	5 4
○散会の宣告	5 4

## 第 2 号 (3月11日)

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 5
○欠席議員	5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○事務局職員出席者	5 6
○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○答申第1号について	5 7
○平成30年度婦恋村各種会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	5 7
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	6 2
○議案第17号の質疑、討論、採決	6 6
○議案第18号の質疑、討論、採決	6 8
○議案第19号の質疑、討論、採決	6 8
○議案第20号の質疑、討論、採決	6 9
○議案第21号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第22号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第23号の質疑、討論、採決	7 1
○休会について	7 2
○散会の宣告	7 2

## 第 3 号 (3月15日)

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 3

○出席議員	7 3
○欠席議員	7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○事務局職員出席者	7 4
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 7
○一般質問	7 9
松 本 幸 君	7 9
土 屋 幸 雄 君	9 2
伊 藤 洋 子 君	1 0 8
佐 藤 鈴 江 君	1 2 4
大久保 守 君	1 3 8
○閉会中の継続審査申出について	1 4 8
○閉議及び閉会の宣告	1 4 8
○署名議員	1 4 9

平成31年第2回定例村議会

(第1号)

## 平成31年第2回婦恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

平成31年3月5日(火) 午前10時05分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵(縞鋼板の損傷)による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第 2号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第 3号 平成30年度婦恋村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 4号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 5号 平成30年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 6号 平成30年度婦恋村上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第 7号 平成30年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第 8号 平成30年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第 9号 平成31年度婦恋村一般会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成31年度婦恋村国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成31年度婦恋村介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 平成31年度婦恋村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第13号 平成31年度婦恋村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第14号 平成31年度婦恋村上水道事業会計予算
- 日程第21 議案第15号 平成31年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 平成31年度婦恋村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第17号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 婦恋村水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第19号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 嬭恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第28 議案第22号 ふるさと市町村圏基金権利放棄について
- 日程第29 議案第23号 村道路線認定について
- 日程第30 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第31 議員派遣の件について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
4番	松本 幸 君	5番	滝沢 俣明 君
6番	黒岩 忠雄 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 剛

開会 午前10時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） おはようございます。

ただいまから平成31年第2回婦恋村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成31年第2回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大野克美君、佐藤鈴江さんを指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの11日間と決定をいたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分を受理しましたので、配付のとおり報告いたします。

議員派遣の結果並びに12月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、平成31年3月2日、婦恋村教育長から平成30年度教育委員会点検評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

次に、2月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月25日委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、平成31年第2回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第2回定例会の会期は、3月5日から15日までの11日間とし、一般質問の通告期限は11日正午までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告1件、諮問1件、議案24件です。主な内容としましては、各会計の平成30年度3月補正予算並びに平成31年度当初予算、村道路線認定、工事請負契約の締結、それから村条例の一部改正等が予定されております。

また、当局から提出議案の説明を行いたいとの要望があり、5日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

なお、平成31年度予算の審議につきましては、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月6日、7日に行うことと決定しました。

請願・陳情については、陳情1件、要望3件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表を配付のとおり付託することと決定しました。

次に、村創生対策特別委員会及び各常任委員会は、3月11日の本会議終了後に開催することと決定しました。また、議会一般質問について、申し合わせにより、12月と同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。  
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成31年3月議会の行政報告をさせていただきます。

新しい元号が4月1日に官房長官から発表されるという予定でございます。4月30日には平成の天皇が退位なされます。5月1日からは新しい天皇が即位をなされます。全く新しい時代がもう目と鼻の先に変わろうとしております。

また、本年は統一地方選の年ということでございます。3月29日には県議選、4月7日には県議選の選挙、また、さらには4月16日、村のほうの議会、村長及び議会の選挙ということでございます。さらには、7月には、今の予定では知事選と参議院選挙ということでございます。しっかりとした政策論争をなさり、そして村の発展にみんなで議論をしてまいれたらと思っております。

国のほうでは、現在、予算審議をしております。過日、衆議院議員が予算を101兆4,500億円ということで決定を見ました。衆議院の優越によりまして、30日以内に参議院が否決あるいは議決しない場合でも予算は成立するというところであります。101兆4,500億円というところであります。

現在、群馬県では7,511億円という史上最大規模の予算編成作業が議会で議論をされておるところでございます。我が村におきましても、本議会に提案をさせていただきます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

現在、村では第5次嬭恋村総合計画、平成28年から32年、10年の5年の後半という計画

を推進しております。婦恋村過疎地域自立促進計画、これも同じ28年から32年ということで、全村にわたる過疎計画を国のほうに提出をして、現在取り組んでおるところでございます。

政策的な重要な課題について、何点かお話をさせてもらえたらと思っております。

まず、第1点目でございますが、懸案でありました上信自動車道、何とか議会の皆様方との協力によりまして、長年にわたって国のほう、県のほうに要請活動してきたところがございます。今までの公には、平成31年度末までには整備区間への格上げという方向で進んでおると、公にはされてきたところがございます。一日も早く、一秒も早く、整備区間の格上げ、これをお願いしてまいりたい。

さらには次年度予算についても、しっかりと50億円以上の予算を確保できるよう、組織を通じて同盟会を通して、国、県にお願いをし、県にもしっかりとスクラムを組んで、国のほうに要請活動してまいりたい、こう思っておるところでございます。

超少子高齢化社会でございます。これを解決する基本は、やっぱり産業政策だと思っております。農業、農村の整備をしっかりと推進すること、第1次産業をしっかりと守り、発展させることが基幹的な産業政策だと考えております。あわせて、商工業、観光産業、これについても、今までも取り組んでまいりましたが、より一層、産業振興に努めてまいれたらと考えておるところでございます。

少子高齢化のもう一つの大きな課題は、包括ケアシステムの構築だと思っております。お年寄りの皆さん、さらにはお子さん、弱い方々に対して村全体で包括ケアシステムをしっかりと構築をして、行政も地域社会も、あるいは家庭も一体となって、ボランティア団体、あるいは民生委員さんのご協力、こういうものを総合的に、マンパワーの組織づくりをしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。

産業構造の話と包括ケアシステムの話をしていただきました。これからは後、女性が活躍する社会だと思っております。現在、日本の労働人口は6,300万と言われておりますが、そのうち2,800万、これは女性が働く社会となってきております。したがって、今後はますます女性が働きやすい環境整備をする、こういうことが必要だと思っております。より一層働くべき女性の活躍できる社会体制をサポートしていく必要があると思っております。

私の行政報告の日程的なものにつきましてはホームページで公表されておりますので、ご確認をいただけたらと思っております。いずれにいたしましても、未来に向かってしっかりと政策を推進し、村民の安心・安全のためにしっかりと行政執行に取り組んでまいりたいと

思っております。

The government of the people, by the people, for the people。最大多数の最大幸福を目指して、議会の皆さんとも二元制の原則に基づいて、しっかりと取り組むことをここに表明させていただき、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（縞鋼板の損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第1号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することができる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、専決処分書について説明をさせていただきます。

中段以降をごらんいただきたいと思います。

道路管理瑕疵（縞鋼板の損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

これにつきましては、平成30年12月18日に村道干俣上ノ貝線、干俣地内で嬭恋村在住の個人の方の車両を破損させました。相手の損害額の3万7,800円を村は村の加入する損害保険会社より相手に支払うことで、平成31年2月20日に和解となりました。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点、質問いたします。

車の損傷額が書いてあるんですけども、けがとか、本人のそういう精神的な面ではどんな状況だったのが1点と、それから、村道が、村道認定、この場でするわけですけども、今460キロという膨大な距離なんですけれども、その管理をやっぴりきちんとしていないとこのようになるけれども、そういう大きな、莫大なキロ数の村道の管理というのは具体的にどのようにされているのか、もう一度確認したいと思います。

お願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

事故のけげんは、その縞鋼板が車にちょっと当たって、ドアの下の部分が少しへこんだというような形の事故だったものですから、けがとかそういうものはなかったと聞いております。

村道の管理なんですけれども、月に1度、2度、2回ぐらいは職員が、距離が長いですから全村道はパトロールできませんけれども、パトロールのほうを実施しております。それと、工事を発注しておりますので、その工事の立ち会いとか行くときに、そういう道路をしっかりと見ながら、そういう形で管理はさせていただいているとともに、各区の区長さんに道路とか河川が壊れているのを見つけた場合は報告をしてくださというようお願いをいつも1回目の区長会のときに文書で出して、させていただいております。

以上ですけども、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、先日の県政、県の行政予算説明会のときにもちょっと発言したんですけども、村道とかそういうところの安全はやっぱり自治体の責任ですので、側溝のところの白い線とか黄色い線とか、それぞれの管轄があるけれども、やっぱりその辺、パトロールしたときにきちんと見ていただいて、村民が安心して歩行したり、運行したりできる

ような体制をお願いしたいと思います。答弁は要りませんけれども。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎諮問第1号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号につきまして提案理由を説明させていただきます。

人権擁護委員1名の任期が平成31年6月30日で満了となるため、新たな候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

また、当候補者は現在も人権擁護委員をされており、大変見識高く適任であるので、引き続き候補者として推薦するものでございます。

住所、婦恋村三原628番地の2、氏名、坂口次郎、生年月日、昭和22年10月20日生まれ、任期、2019年7月1日から2022年6月30日まででございます。

慎重審議、ご指導いただき、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） お諮りします。本案については全員協議会で意見を調整し、再開日に答申したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

◎議案調査について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。日程第7から日程第29まで、本日は議案提案のみとさせていただきます、議案の審議は11日に行うこととし、本日から10日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7から日程第29までの議案は議案提出のみとし、本日から10日まで議案調査といたします。

---

◎日程の変更について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。日程7から日程第14までは、いずれも平成30年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第7から日程第14までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第7から日程第14までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）から議案第8号までの各特別会計補正予算につきまして提出をさせていただきましたが、私のほうからは議案第1号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）の概要を説明させていただ

き、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に伴う補正が主な内容となっております。

補助事業関係では、国または県の補助等が認められず執行できなかつたものについては、歳入歳出とも減額補正とさせていただきます。

一般会計では、歳入歳出予算から1億5,830万2,000円を減額し、総額80億3,260万円とするものでございます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴いましてそれぞれ補正をさせていただきます。国・県支出金につきましては、さきに申し上げましたとおり、事業費の確定に伴いまして、補助金等の額が確定したことによるものでございます。

歳出では、事業費の確定などにより、それぞれの不足額及び不用額について増減を補正させていただきます。

続いて、繰越明許費については、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものについて予算の特例措置として行うものでありますが、詳細については第2表に示してありますとおり、22事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変、雑駁ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 初めに、議案第1号 平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第1号 平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）の詳細説明をいたします。

平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,830万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,260万円といたします。主な内容につきましては、教育施設エアコン整備の減額並びに交付金事業の減額による事業費の減額によるものになります。

それでは、次に第2条、繰越明許費について説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、これについて主なものを説明いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、孀恋浅間寮運営事業の寮増設事業費になります。

続いて、第6款農林水産業費、第1項農業費、小規模農村整備事業、農地耕作条件改善事業、村単土地改良事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、これらは土地改良関係事業になります。続いて、地方創生拠点整備交付金事業、これは鎌原観音堂周辺整備事業になっております。その下の鎌原観音堂周辺整備事業は、実習館「水車」改修事業になっております。

次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費、橋りょう整備事業、こちらは大前橋関連事業の事業費になります。

続いて、10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費、これらはエアコン整備事業の事業費になります。

11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、これは村道大横川・北山線関係になっております。

歳出合計全22件になりますが、7億1,935万9,000円になります。

次に、歳入歳出の概要について説明をいたします。

次の6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入でございますが、款と補正額を申し上げます。

第1款村税1億7,171万5,000円です。

第2款から10款につきましては、額の決定による補正になっております。特に第10款地方交付税につきましては1億1,939万6,000円になります。

これらに対しまして、第18款繰入金、補正額がマイナス2億7,530万2,000円になります。

21款村債マイナス9,858万6,000円になります。

合計補正額マイナス1億5,830万2,000円といたしまして、歳入合計を80億3,260万円といたします。

次に、歳出につきまして7ページをお願いいたします。

同じく款と補正額を申し上げます。

第2款総務費2,437万4,000円。

第3款民生費1,993万1,000円。

第6款農林水産業費6,683万円。

第7款商工費マイナス1,443万9,000円。

第8款土木費マイナス1億281万5,000円。

第10款マイナス1億4,954万7,000円。

合計補正額がマイナス1億5,830万2,000円になります。

歳出合計が80億3,260万円です。

続いて、補正額の財源内訳になりますが、右の表を見ていただきたいと思います。

国・県支出金の計がマイナス5,752万9,000円、地方債がマイナス9,300万円、その他特定財源がマイナス2,393万8,000円、一般財源が1,616万5,000円となります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第1款村税、第1項村民税、1目個人、それと第2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1億4,071万5,000円、これは、ともに現年課税分の補正になっております。

続いて、10ページをお願いいたします。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億1,939万6,000円になります。

12ページをお願いいたします。

2段目の第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、一番下の4目教育費国庫負担金、補正額がマイナス2,103万7,000円になります。西部小学校関連の実績によるものになります。

続いて、13ページをお願いいたします。

第2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、補正額がマイナス1億785万1,000円になります。建設機械整備費補助金等の採択実績によるものになります。第5目総務費国庫補助金、補正額が5,024万円です。こちらは地方創生拠出整備交付金、鎌原観音堂周辺整備によるもの、それとプレミアム付商品券の補助金になります。

続いて、第15款関係につきまして、こちらは実績に対しての補正になります。16ページまでになっております。

16ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額がマイナス2億7,530万2,000円になります。

続いて、17ページでございますが、第21款村債、第1項村債、各事業の実績によるもの

でございますが、第13目学校教育施設等整備事業債、こちらはエアコン整備の関係のものになります。

合計でマイナス9,858万6,000円になります。

次に、歳出を説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、補正額がマイナス1,922万2,000円になります。こちらについては、公共交通対策事業、それと情報政策推進事業等の減額によるものになります。

続いて、20ページをお願いいたします。

中段の第8目財政調整基金、補正額が6,891万3,000円、財政調整基金積立金になります。

続いて、27ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、補正額1,705万2,000円でございます。こちらにつきましては、右の説明欄一番下になりますが、19節で担い手確保経営強化支援事業補助金になっております。

次に、28ページをお願いいたします。

第7目実習館整備費、補正額が5,766万2,000円になります。こちらは鎌原観音堂周辺整備で地方創生拠出整備交付金事業、それと実習館の水車の改修分の増額になっております。

続いて、30ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、3目観光費になります。こちらは補正額がマイナス1,145万6,000円となっております。各事業の実績による減額となります。

続いて、31ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目機械管理費、補正額がマイナス5,453万円になっております。これは除雪車の購入補助の実績によりまして、台数を減らした減額となります。その下の第2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額が5,176万9,000円、除雪費について増額見込みをしたものでございます。

続いて、32ページをお願いいたします。

第2目道路新設改良費、補正額がマイナス9,910万円、こちらは国・県の交付金事業の実績に合わせた減額補正になっております。

次に、35ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、これから第3項中学校費、学校管理費、

それと第4項の幼稚園費の減額につきましては、全てエアコン整備の実績に伴う減額補正となっております。

次に、38ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額がマイナス3,157万4,000円、こちらにつきましては、干俣公園整備の中で地下水が発生しました。この検討作業によりまして、1年の先送りということの実施による減額補正となっております。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第2号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第2号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億435万3,000円、直営診療所施設勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,875万円とするというものでございます。

次に、中身の説明をさせていただきますけれども、5ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますけれども、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、こちらにつきましては実績によるものでございます。1目の一般被保険者国民健康保険税につきましてはマイナス2,700万円、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましてはマイナスの189万円、合計でマイナス2,889万円の減額となります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、6ページを確認いただきたいと思っております。

第4款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金でございます。補正額267万9,000円増ということで、こちらのほうも実績によるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますけれども、2,027万8,000円の増となります。こちらについても実績によるものでございます。この中で、4節の助産費繰入金、出産につきまして国民健康保険の被保険者につきましても、ふえております。ことしは7人分の増額をさせていただきました。

続いて、歳出でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、こちらにつきましては財源の補正を一般会計から自主財源のほうへ移行するものでございます。

続きまして、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。294万2,000円の増額となります。7人分の出産の一時金を見込んでおります。

第6款保健事業費、第1項保健事業費ですけれども、合計で12万7,000円の増となります。人間ドックにつきましては増加傾向にありまして、当初から50人分を増加させて補正させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、第7款基金積立金、第1項基金積立金、1目基金積立金でございます。マイナスの731万2,000円という形になります。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金ですけれども、3万7,000円の増という形にさせていただいております。これは国庫支出金の返還という形で、災害特例補助金につきまして返還をするというものでございます。

続いて、直診勘定でございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

15ページの歳出と関連しておりますけれども、診療所の医療機器の更新が今年度はされなかったということで、一般会計の繰り入れをしない形で購入費について減額するものでございます。それぞれ190万円の減額となっております。

国民健康保険特別会計の補正予算については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第3号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第3号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

介護事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,989万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,746万2,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですけれども、第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。現在の徴収の状況によって増の見込みとなったことから、3,500万円増とさせていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、これは実績による内示額に基づくものでございます。1,472万8,000円の減額とさせていただきます。

続く第3款国庫支出金、第2項国庫補助金につきましても、6ページのほうまでございますけれども、実績によるものでございます。8目まで実績によるものでございますけれども、10目の保険者機能強化推進交付金でございます。こちらにつきましては、今年度、30年度から始まった交付金でございます。それぞれの保険者の包括支援センターの体制ですとか、介護保険事業計画の中での将来推計の実施、生活支援体制整備事業などを評価して交付されるものでございます。134万5,000円の増となっております。国庫補助金につきましては、総額567万8,000円の減額とするものでございます。

第4款支払基金交付金、それから、その下の第5款県支出金、それから第5款県支出金につきましても内示額等による実績によるものでございます。

8ページになります。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金ですけれども、300万円の減額とさせていただきます。こちらの実績によって減額をさせていただくというものでございます。その他会計繰入金の事務費繰入金につきましては、事務費の不足分から補助金を引いた額により確定をさせていただくというものでございます。

第8款繰入金、基金繰入金でございます。繰り越しが十分にあったことから基金の繰り出し、取り崩しを抑えたという形で、こちらはマイナス2,880万円の減額という形でトータル・ゼロにさせていただいております。

続きまして、10ページを確認いただきたいと思います。

歳出でございます。

重立ったものを説明させていただきます。12ページになりますけれども、第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費でございますけれども、145万2,000円の減額という形になります。

第6目の在宅医療・介護連携推進事業でございますけれども、推進事業の委託事業が今年度行われなかったということで、次年度に繰り越す形で100万円の減額となっております。

それから、次の13ページです。

第6款の基金積立金、第1項基金積立金でございますけれども、こちらにつきましては基金の積み立て3,018万5,000円という形でさせていただいております。

続いて、サービス勘定について説明をさせていただきます。

16ページを確認いただきたいと思います。

歳入のみのプラスマイナスでございます。

第1款サービス収入、第1項介護予防サービス計画費収入でございます。1目の介護予防サービス計画収入を50万円増額、それから繰入金的一般会計繰入金を50万円のマイナスという形で、収入の出し入れによるものでございます。

介護保険特別会計につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第4号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第4号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,008万6,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページを確認いただきたいと思います。

歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、2目後期高齢者医療普通徴収保険料でございます。実績によるものでございまして、302万3,000円の減額でございます。

第4款繰入金ですけれども、第1項一般会計繰入金のうち、2目保険基盤安定繰入金、こちらにつきましては、軽減分が見込みを下回ったため、205万3,000円のマイナスとさせていただきます。

続いて、6ページでございます。

歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。マイナス537万円でございます。実績によるものでございます。

第4款の保健事業費につきましても実績によるものでございます。送料とありますけれども、パンフレットの送料が不足して追加をさせていただいたものでございます。29万4,000円の増額という形になります。

後期高齢者医療特別会計についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第5号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第5号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万4,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億762万4,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございますが、合計1,360万円を繰り越すものでございます。簡易水道台帳デジタル化業務委託費で380万円と、万座簡易水道第1ポンプ更新工事におきまして980万円を合わせたものでございます。

次に、7ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金90万円の減額でございます。簡易水道の管ふせかえ工事の砂井地区と西窪地区の工事費増額によります県費分の増額分となります。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金269万4,000円の減額でございます。

次に、第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費20万円の減額ですが、万座簡易水道第1ポンプ工事におきまして、当初設計価格よりの減額分の起債の減額となります。

なお、当初簡易水道事業債を予定しておりましたが、過疎対策事業債に変更させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、8ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費199万

4,000円の減額ですが、バラギ地区のスキー場の降雪機使用によります電気料の増額と実績によります消費税の減額分の差額となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第6号 平成30年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 熊川武彦君登壇]

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第6号 平成30年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出第2条におきましては、収入の部、第1款水道事業収益、第1項営業収益を66万7,000円増額し、1億8,398万円としまして、第2項営業外収益を150万円減額し、1,187万3,000円とします。第1款水道事業収益合計額は51万7,000円の増額となりまして、合計が9億8,398万4,000円でございます。

資本的収入及び支出、第3条におきましては、収入第1款資本的収入、第1項資本剰余金から172万円減額しまして、ゼロ円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をごらんください。

収益的収入及び支出。

収入です。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、第2目受託工事収益、補正額66万7,000円の増額と、第2項営業外収益、第2目他会計補助金15万円の減額でございます。他会計補助金につきましては、職員の児童手当を一般会計より補助金として受けておりますが、児童手当対象者の減によるものでございます。

次に、下の表の資本的収入及び支出。

収入です。

第1款資本的収入、第1項資本的剰余金、第1目工事分担金172万円の減額でございますが、この工事分担金は新たな給水申込箇所の設計委託費を12月補正にて計上させていただきましたが、税務署の指導によりまして、上の表にあります収益的収入の工事分担金に計上し直しをさせていただきました工事分担金でございます。また、金額の違いにつきましては、12月の補正の段階で標準的な歩掛かりによります積算の結果を計上させていただきましたが、設計委託費が確定いたしましたので減額となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第7号 平成30年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 熊川武彦君登壇]

○上下水道課長（熊川武彦君） 次に、議案第7号 平成30年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,554万1,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料100万円の減額でございます。利用戸数減少に伴います減額となります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金430万円の減額でございます。ストックマネジメント全体計画委託料の減額によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金90万円の減額でございます。

6ページをごらんください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債330万円の減額でございます。大笹地区の下水道工事ができなかったための減額となります。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費120万円の減額は消費税分となります。

次に、第1款下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費830万円の減額は、公共下水道ストックマネジメント全体計画委託料の減額と大笹地区の下水道工事分の減額の合計でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第8号 平成30年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第8号 平成30年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,218万8,000円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第2目個別排水整備事業分担金20万円の減額でございまして、浄化槽設置基数確定によるものでございます。

次に、第4款県支出金、第1項県補助金、第1目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金30万円の減額でございまして、浄化槽設置基数確定によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金166万円の増額で歳入調整でございまして。

次、7ページをごらんください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債280万円の減額と第2目過疎対策事業債80万円の増額で、事業費確定によるものでございますが、可能な限り過疎事業債を使用するための起債とさせていただきます。

次に、8ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款農業集落排水事業、第2項農業集落排水事業、第1目集落排水事業7万2,000円の増額でございまして、受益者分担金前納報奨金の増加分でございまして。

第2目個別排水整備事業費91万2,000円の減額ですが、施設修繕費の増額と浄化槽設置工事費の減額等でございまして。

以上でございます。よろしくお願いたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程第15から日程第22までは、いずれも平成31

年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第15から日程第22までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第9号～議案第16号の一括上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第15から日程第22までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成31年度一般会計予算（案）について提案理由を説明させていただきます。

まず、平成31年度は総合計画及び総合戦略に基づき、「健やかな成長を支える子育て・教育環境の充実」「防災・減災対策の強化」「快適な暮らしをつくる生活基盤の確保」を重点政策と位置づけ、これらを着実に推進することを基本方針としております。村民の皆様が安心・安全に暮らせる孺恋村を目指し、子育て・教育環境整備及び防災対策に重点を置く投資的予算といたしました。

平成31年度孺恋村一般会計の予算総額は67億6,900万円で、予算規模は平成30年度当初と比べて11.4%の減となります。

主な財源について、まず、村税収入では固定資産税の償却資産増加を見込んでおります。また、村民税においても農家所得の増加を見込むことにより、村税全体では対前年11.8%の増の17億9,144万円を見込みました。

地方交付税については、対前年4.5%増の20億9,000万円としてあります。

臨時財政対策債は、交付税の増額を見込んだことから前年より13.6%減額の1億8,104万円としたところがございます。また、財政調整基金について、平成31年度に必ず実施しなければならぬ各事業予算に充当するため、2億8,800万円を取り崩すことといたし、当初予

算に計上することとしました。臨財債を除く村債については4億3,970万円を計上しております。主なるものは、防災無線のデジタル化及び西部小学校の校庭等に充当するために起債となります。

続いて、平成31年度に実施する重点施策について説明させていただきます。

まず、「健やかな成長を支える予算」で教育環境の充実であります。教育施設再編事業について、西部小学校の校庭整備及び照明設備設置工事等に係る必要経費1億535万円を計上させていただきました。教育環境の充実を図るため、遅滞なく整備を進めていきたいと考えております。また、スクールバス運営に要する経費として1億5,503万円、保育所運営経費として4,787万円を計上してあります。その他、教材費保護者負担軽減対策及び英語検定受検料補助金等についても引き続き予算措置してあります。

「防災・減災対策の強化」では、平成30年度から整備を進めております防災行政無線のデジタル化について2億8,877万円を計上してあります。また、消防団資機材の更新として第8分団ポンプ車の更新費用を計上させていただきました。

「快適な暮らしをつくる生活基盤の確保」では、公共交通対策事業として、高齢者等を対象にタクシー運営を助成するおでかけタクシー制度及び高校生の通学支援のための高校生通学バス運行委託で1,544万円を計上してあります。村道維持新設改良事業としては、3億5,861万円を計上してあります。その他、個人番号制度基盤整備事業として1,128万円を計上させていただいております。これにつきましては、マイナンバーカードが必要となりますが、住民票及び印鑑証明書のコンビニでの交付を行うための費用となります。

また、地方創生推進交付金事業として鎌原観音堂周辺整備における費用を計上させていただいております。これにより、鎌原観音堂周辺の活性化が図られるよう取り組んでまいります。農業振興については、土地改良関係事業を初め、環境保全型農業の推進や有害鳥獣対策にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、婦恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではございますが、提案理由の概要の一端についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計及び各特別会計、公営企業会計については、各担当課長から説明させていただきますので、あわせてよろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 最初に、議案第9号 平成31年度婦恋村一般会計予算について詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第9号 平成31年度婦恋村一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。

平成31年度婦恋村一般会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億6,900万円と定めます。また、第2条、債務負担行為から第5条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法で定めるものになっております。

全体でございますが、教育施設の再編等の施設整備の大規模事業等の完了によりまして、前年度比11%強の減額予算になっておりますが、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入歳出について概要説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で概要について説明をいたします。

なお、財務会計システムが新年度から変わるため、この予算書の表示スタイルが若干変わりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、歳入から申し上げます。款と本年度予算の主なものを申し上げます。

参考としまして、前年度予算比較を見ていただければと思っております。

それでは、第1款村税、予算額17億9,144万7,000円、続いて、第11款地方交付税20億9,000万円、15款国庫支出金5億466万2,000円、19款繰入金3億6,150万1,000円。9ページにいきまして、22款村債6億2,074万円でございます。歳入合計が67億6,900万円、前年度との比較がマイナス8億7,300万円の減額になっております。

次に、歳出、10ページをお願いいたします。

第1款議会費、予算額7,988万7,000円、第2款総務費10億1,132万4,000円、第3款民生費11億2,379万8,000円、第4款衛生費5億507万9,000円、第6款農林水産業費6億1,661万円、第7款商工費2億227万2,000円、第8款土木費11億9,225万2,000円、第9款消防費5億5,409万4,000円、第10款教育費8億5,256万1,000円、第12款公債費6億1,955万5,000円、歳出合計67億6,900万円、前年度比較の合計がマイナス8億7,300万円になります。

続いて、財源内訳を申し上げます。

国庫支出金、合計で10億747万1,000円、地方債4億3,970万円、その他特定財源3億

6,669万6,000円、一般財源が49億5,513万3,000円になります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をいたします。

11ページからお願いいたします。

歳入からでございますが、第1款村税、第1項村民税、1目個人では農業所得の増額見込みで4億9,385万7,000円、前年度の比較といたしますと1億1,355万2,000円の増額になっております。続いて、第2項固定資産税、1目固定資産税では、太陽光関連の償却資産分の増額見込みで9億259万8,000円となっております。

続いて、13ページをお願いいたします。

13ページ中ほどからなんですが、こちらから3項目ほど新制度によりまして新年度から導入される事業がございます。

まず、第2款の4項森林環境譲与税になりますが、予算額が385万2,000円の計上になっております。

次に、15ページをお願いいたします。

中ほどの第9款自動車税環境性能割交付金、こちらにつきましては1,310万8,000円の計上になっております。

次に、16ページをお願いいたします。

第10款地方特例交付金、第4項子ども・子育て支援臨時交付金、こちらにつきましては、3歳から5歳児とゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯の幼稚園、保育所の無償化の補填分となっております。予算額が846万4,000円の計上となっております。

次に、第11款地方交付税、20億9,000万円の増額計上となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金になります。第4目として教育費国庫負担金、予算額が1,290万8,000円、西部小関連での減額計上となっております。続いて、第2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、予算額が2億6,205万6,000円となっております。こちらは大前橋関係が増額となっておりますが、除雪機械購入の台数の減ということで全体では減額となって、前年度比を見ると減額となっております。

続いて、21ページになります。

5目総務費国庫補助金、予算額が3,107万4,000円となっております。これは、地方創生推進交付金としてジオパーク並びに移住関係、それとプレミアム付商品券の事業補助金が見込まれております。

続いて、24ページをお願いいたします。

第16款県支出金、第2項県補助金になります。4目農林水産業費補助金、予算額が2億1,901万9,000円となっております。これは農業費補助金等の減額によるもので、昨年度比較6,256万5,000円の減額となっております。

続いて、25ページをお願いします。

第3項の委託金です。1目総務費委託金、予算額が5,760万円となります。これは選挙関係になりますが、群馬県議会議員選挙委託金、それと参議院議員選挙の委託金、それと群馬県知事選挙委託金によるものになります。

続いて、28ページをお願いいたします。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、本年度の予算額は2億8,800万円となっております。

続いて、30ページをお願いいたします。

第21款諸収入、第5項雑入、4目雑入、本年度予算額が8,884万7,000円計上されております。2,765万3,000円ほど前年度から増額となっておりますが、これに関しては32ページを見ていただきたいと思います。

下から6段目にスポーツ振興くじ助成金とあります。これは西部小学校の屋外照明整備で、この助成金を活用する予定となっております。それと、次の33ページの下から3段目、プレミアム付商品券の販売収入分が1,160万円ほど計上されております。

次に、34ページをお願いいたします。

第22款村債、第1項村債、11目過疎対策事業債、本年度の予算額が1億2,700万円計上されております。これにつきましては、昨年度西部小学校体育館プールの建設事業の完了に伴いまして、昨年度から見ますと4億3,700万円の減額となっております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、こちらにつきましては、公共交通対策事業の新規事業としまして、13節にございます高校生通学バス運行委託料910万5,000円が計上されております。

続きまして、52ページをお願いいたします。

説明欄の一番下になりますが、来年度で2年目を迎えますが、嬭恋浅間寮の運営事業費ということで、来年度につきましては新入寮生が3名を迎えるとの報告を受けております。

53ページになりますが、中ほどの、これも新規事業になりますプレミアム付商品券事業、消費税の増額対応としまして1,917万4,000円を計上しております。その下の地方創生推進交付金事業、これも新規の事業になりますが、ジオパーク移住関係としまして4,700万円を計上いたしております。

続いて、63ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民登録費、中段になりますが、個人番号制度基盤整備事業につきまして、コンビニで住民票、印鑑証明書の発行が、交付が予定されております。

続いて、75ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費の第3目老人福祉費になります。75ページの一番下の部分になりますが、高齢者健康福祉事業、これは4年目を迎えることとなります。来年度は大笹、塩田地区を予定して813万3,000円を計上しております。

続いて、81ページをお願いいたします。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、昨年度と比較しまして、子ども・子育て関連事業によりまして1,171万8,000円ほど増額の計上となっております。

続いて、98ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、中段になりますが、5目農地費では、土地改良全般事業となっておりますが、この右の説明欄にございます県営事業負担金から、次の99ページの一番下の農業水路等長寿命化・防災減災事業、この各事業によりまして、事業規模に合わせた、また各要望に対応してこういった事業を組み入れて、今後も前年度同様4億6,243万2,000円を計上させていただいております。

101ページをお願いいたします。

第2項林業費、1目林業振興費になりますが、101ページの2段目、有害鳥獣対策事業では、臨時職員でございますが、対策委員のこの配置、それと資材購入の補助等によりまして1,581万8,000円を計上しております。

続いて、106ページをお願いいたします。

第7款商工費になります。第1項商工費、第2目商工振興費、こちらにつきましては、各助成事業の見直しによりまして4,481万4,000円を計上されております。

次に、3目観光費になりますが、この観光団体の負担金ということで、107ページの下から3行目になりますが、孺恋村観光協会補助金、これに対して法人化に伴う補助を含め1,500万円を増額しまして、2,500万円を計上させていただいております。

続いて、115ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、2目の機械管理費になりますが、こちらは減額予算となっておりますが、除雪機械の購入台数を減らした計上となっております。

続いて、118ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、大前橋関連事業になりますが、前年度比較をいたしますと3,022万5,000円を増額として計上をさせていただいております。

続いて、122ページをお願いいたします。

第9款消防費になります。第1項消防費、上段になりますが、3目の消防施設費、前ページからの続きになりますが、右説明欄、第18節消防自動車購入費2,530万円を計上しております。来年度につきましては第8分団を予定しております。続いて、その下の5目災害対策費、こちらにつきましては、災害対策事業としまして、15節防災行政無線デジタル化工事、これが2年目を迎えます、対策事業として2億9,370万2,000円を計上させていただいております。

続いて、133ページをお願いいたします。

第10款教育費になります。第2項小学校費、1目学校管理費、上段となっておりますが、小学校統合事業では、西部小学校体育館プールの建設事業が完了により大きく減額をしております。来年度につきましては、校庭整備と屋外照明整備を予定して1億535万円を計上しております。

続いて、134ページをお願いします。

第3項中学校費、1目学校管理費、こちらにつきましては、武道場の天井改修の設計費、それと教師用のパソコンの入れかえによりまして、135ページにございますが、全体で2,861万2,000円を計上させていただいております。

138ページをお願いします。

第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、東部こども園遊戯室改修の完了によりまして、昨年比マイナス1,096万9,000円の減額予算となっております。

続いて、146ページをお願いいたします。

第5項社会教育費、4目文化財保護費では、こちらは浅間山溶岩樹型の整備活用事業で、2年目を迎える調査委託料、それと駐車場の整備費が計上され、全体で1,995万4,000円を計上させていただいております。

続いて、152ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、右の説明欄2段目になりますが、社会体育館維持管理事業では、こちらにつきましては、干俣公園の整備事業を含めて4,536万1,000円を計上させていただいております。

以上でございますが、歳入歳出の主な事業を説明させていただき、詳細説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第10号 平成31年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、議案第10号 平成31年度孺恋村国民健康保険特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,002万5,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,711万7,000円と定めるというものです。

詳細について説明をさせていただきますけれども、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入からでございます。

国民健康保険税についてですけれども、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、目として一般被保険者のものと退職被保険者のものと分かれてございます。そのうち、2目の退職被保険者の国民健康保険税につきましては、制度が31年度で終了するということとなりますので、多分これで最後の計上という形になるのかと思われまます。保険税の本年度の合計ですけれども、4億9,194万円、前年度に対しまして65万5,000円の減とさせていただきます。

それから、7ページのところですけれども、4款県支出金、第1項県補助金でございます。これは、県が給付に関する費用について村のほうに費用を支給するものでございます。次の8ページのところに合計が書いてございます。本年度の予算10億643万3,000円となっております。

続きまして、次の9ページでございますけれども、第6款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金でございますけれども、6,795万9,000円で前年度に対しまして304万9,000円の減となっております。こちらにつきましては、事務費の繰入金を今年度計上しております。

ん。内容的に国保の診療報酬、レセプトの審査ですとかそういったものでございますので、保険税等、自主財源の中で担ってはどうかということで、今回はその中で計上させていただくような形に、繰り入れを行わないという形にさせていただいております。

第2項基金繰入金、1目基金繰入金ですけれども、本年度329万円の計上をさせていただいております。

歳入については以上なんですけれども、12ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費でございますけれども、814万3,000円、前年度に対しまして273万9,000円の増となっております。システム改修業務委託と国保システムのパソコンの入れかえ作業がございます。こちらの関係で増額となっております。続きまして、次の13ページを確認いただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費になります。こちらにつきましては、次のページ、14ページまで療養諸費、それから高額療養費、それから移送費と保険給付について続いております。大きいものから話をさせていただきますけれども、2款保険給付費のうち療養諸費でございますけれども、本年度8億4,705万円でございます。金額的には前年度と大きく変わってございません。それから、高額療養費でございますけれども、1億720万円、こちらにつきましても多少ふえておりますけれども、大きく変わってはおりません。

それから、15ページの中ほどにあります2款保険給付費、4項出産育児諸費でございます。本年度は966万5,000円の計上とさせていただいております。昨年度より3件多い見込みをとらせていただいております。

続きまして、次の16ページを確認いただきたいと思います。

表の2番目、第3款の国民健康保険事業費納付金でございます。これにつきましては、項目で3枚の表になっております。1項が医療給付費分、第2項が後期高齢者支援金分、それから次のページになりますけれども、第3項として介護納付金分という3段になっております。それぞれ数字の説明をさせていただきますけれども、医療給付費分につきましては合計が本年度3億5,549万6,000円、前年度に対して532万円の増となっております。後期高齢者支援金分でございますけれども、1億4,287万8,000円、前年度に対して1,197万4,000円の増となっております。17ページの介護納付金分でございますけれども、5,683万円、前年度に対して57万9,000円の増となっております。

それから、18ページを確認いただきたいと思います。

第6款の保険事業費でございますけれども、合計で3,285万3,000円、前年度と同様、ほぼ同じ金額となっております。

続きまして、21ページを確認いただきたいと思います。

第10款の予備費ですけれども、400万円ということで、前年度に比較して600万円の減額ということでさせていただいております。財政が県に統一化されたことで、給付に対して大きな変動がないということで、予備費については大きな金額は必要ないという形で減額をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

直診勘定でございます。

歳入でございますけれども、中段の第8款他会計繰入金、一般会計の繰入金として2,175万1,000円見込ませていただいております。

次のページの27ページですけれども、第10款諸収入です。指定管理運転資金貸付金元利収入として1,500万円の計上、前年度と同様でございますけれども、一般会計から繰り入れて、それを年度当初に貸し付けをするものでございます。

続きまして、次の28ページをごらんください。

第1款の総務費でございますけれども、本年度3,691万7,000円という予算となっております。

第2款医業費でございます。医療機械の更新について計画が特にないということですので、20万円の計上のみさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第11号 平成31年度孺恋村介護保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第11号 平成31年度孺恋村介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条、介護事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,913万1,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,857万7,000円と定めるとさせていただきます。

詳細につきましては、ページをめくっていただきまして、5ページから説明をさせていた

できます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料でございます。本年度 2 億 1,619 万 6,000 円としまして、1,019 万 6,000 円の増額となっております。これは高齢化によって 65 歳以上に達する方がふえているということが言えるかと思えます。

第 3 款の国庫支出金からですけれども、ほぼ前年度と同じ数字となっております。次のページを確認ください。次のページ、上の表なんですけれども、先ほど補正の中で話をさせていただきました。10 目保険者機能強化推進交付金でございます。前年度当初は計上なく補正で増をさせていただきましたけれども、保険事業計画の中で将来推計を実施したり生活支援体制整備を行った評価によって補助金が交付されるものでございます。前年度と同じ金額で計上はさせていただいております。前年度ゼロですけれども、補正で増となったものでございます。

4 款の支払基金交付金につきまして、前年度とほぼ同額というような形にさせていただいております。

次の 7 ページ、県支出金でございますけれども、こちらにつきましても、1 項の県負担金、2 項の県補助金につきまして、前年度とほぼ同額というような形で計上させていただいております。

次に、ページをめくっていただきまして、9 ページをごらんいただきたいと思えます。

繰入金の中なんですけれども、2 項の基金繰入金でございます。1 目介護給付費準備基金の繰入金、本年度は 2,101 万 9,000 円という金額で、前年度に対して 778 万 1,000 円の減とさせていただきます。保険料について不足する分を基金でという形で計上させていただいております。

続きまして、支出です。

11 ページを確認いただきたいと思えます。

1 款総務費、1 項総務管理費でございます。1 目一般管理費でございますけれども、507 万 1,000 円でございます。こちらにつきましては減額となっておりますけれども、システムの委託料の減額によるものでございます。

続きまして、ページを 1 枚めくっていただきまして、12 ページを確認いただきたいと思えます。

第 2 款保険給付費、第 1 項介護サービス等諸費でございます。こちらについては、介護認

定を受けた方の保険給付の金額でございます。合計で8億7,100万円、前年度と同額とさせていただきます。

次の介護予防サービス等諸費でございますけれども、こちらについては要支援者の介護予防に関する支給でございます、こちらにつきましても前年度と同額とさせていただきます。

続いて、15ページを確認いただきたいと思います。

第2款保険給付費、第6項特定入所者介護サービス等費ですけれども、これは低所得の方の介護サービスについてのものでございます。今年度は昨年度と同じ4,830万円という形でさせていただきます。

次の第4款地域支援事業費ですけれども、こちらにつきましては、包括支援センターの運営に係る部分、それから包括支援センターが行う各種の事業、健康、それから認知症予防の事業についてのものでございます。

17ページをごらんいただければと思います。

中段にあります7目生活支援体制整備事業518万4,000円でございます。こちらにつきましては、協議体という形で地域づくりということで、生活支援体制整備事業を行っているんですけれども、今年度、31年度から社会福祉協議会のほうに協議体を委託するという形でありまして、その委託料がこちらのほうに計上されております。

それから、一番下の9目の地域ケア会議推進事業ですけれども、12万円ということですが、介護保険事業に関する計画や人材育成に関しての話し合いをする場をこちらのほうで設けるということになっております。

歳出については以上でございます。

続いて、介護のサービス勘定につきまして説明をさせていただきます。

29ページを確認いただきたいと思います。

こちらにつきましては、包括支援センターがサービス事業者として行うものでございまして、その内容、委託によって各事業者に計画の策定とかを依頼して行うものでございます。

歳入につきましてですけれども、1款サービス収入、1項介護予防サービス計画費収入のうち、介護予防サービス計画費収入は前年度に対して40万円増の280万円という形を計上させていただきます。

次の介護予防ケアマネジメント事業費収入につきましては、前年度と同額になっておりますけれども、第2款繰入金につきましては、事業費の不足する部分について一般会計から繰

入金をさせていただくものでございます。

次の30ページをご確認いただきたいと思います。

歳出でございますけれども、事業費、居宅介護予防支援事業費のうち1目居宅介護予防支援事業費1,702万9,000円となっております。

それから、事業費のうち介護予防日常生活支援総合事業費としてケアマネジメント事業費ですけれども、154万8,000円という形になっております。こちらは各事業所に対して委託を行うものでございます。

介護保険事業について説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時01分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

続いて、議案第12号 平成31年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、議案第12号 平成31年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,283万8,000円と定める。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですけれども、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料でございます。今年度は1億867万3,000円でございます。

第4款でございますけれども、繰入金、第1項一般会計繰入金、繰入金の合計は6ページをごらんいただきたいと思います。本年度は3,822万6,000円となっております。

第5款諸収入のうちの第3項、6ページの一番下になります。受託事業収入ですが、1目

受託事業収入、後期高齢者医療の広域連合受託事業、特定健診の受託事業の収入になります。これが、493万1,000円、26万円の増となっております。

続いて、8ページをごらんください。

14款国庫支出金のうちの国庫補助金でございます。運営事業の補助金につきましては、これは30年度においてシステム改修を行った補助金でございます。31年度はございませんので、ゼロ円となっております。

続いて、9ページですけれども、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、一般管理費でございますけれども、39万2,000円、30年度においてシステム改修が行われましたが、31年度においてはそれがございませんので、100万5,000円の減となっております。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらのほうが1億4,341万6,000円となっております。前年度比で167万5,000円の減ということになります。

次の11ページですけれども、第4款保健事業費、第1項保健事業費でございます。572万円でございます。人間ドックの補助、それから特定健診を行っているものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第13号 平成31年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 議案第13号 平成31年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,426万4,000円とするものでございます。前年比8,553万5,000円の増額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金1,200万1,000円、第2款使用料及び手数料8,272万7,000円、第4款県支出金535万円、第6款繰入金4,575万4,000円、第7款繰越金310万円、第8款諸収入33万1,000円、第9款村債1億2,500万円でございます。

歳出の主な項目といたしまして、2ページをごらんください。

第1款衛生費2億2,700万4,000円、第3款公債費4,705万9,000円、第4款予備費20万円

でございます。

6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金1,200万1,000円、万座簡易水道第1ポンプ更新工事の分担金でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料ですが、8,272万7,000円と前年比81万2,000円の増額でございます。30年度実績見込みによるものでございます。

次に、7ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金535万円を見込みました。簡易水道施設整備補助金でございます。砂井地区と中原、山梨地区の排水管布設がえ工事の補助金となります。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、4,575万4,000円と1,455万6,000円の減額を見込みました。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、310万円で前年比410万円の減額となりました。

第8款の諸収入ですが、8ページをごらんください。

2番目の表になりますけれども、第3項雑収入、第1目雑収入は33万円を計上させていただきました。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費は1億2,500万円で前年比9,000万円の増額でございます。

次に、9ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費2億2,700万4,000円で、8,570万1,000円の増額となっておりますが、職員人件費につきましては989万円で、ほぼ前年同額となっております。一般管理費は5,981万4,000円で、前年比2,436万7,000円の減額ですが、これは30年度当初予算に万座簡易水道組合への補助金を19節に2,300万円計上させていただいてありましたので、その差額となっております。

11ページをごらんください。

簡易水道整備事業が1億5,730万円で1億1,010万円の増額ですが、万座簡易水道組合第1ポンプ更新工事の8,080万円の増額が主なものでございます。

第3款公債費ですが、12ページに合計がありますので、ごらんください。第1項公債費では合計4,705万9,000円と16万6,000円の減額となっております。

次に、第4款予備費は20万円と昨年と同額でございます。

13ページの地方債の現在高、それと14ページ以降に給与明細につきましては、後ほどごらんいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第14号 平成31年度孺恋村上水道事業会計予算について  
詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第14号 平成31年度孺恋村上水道事業会計予算について説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,483戸、年間総配水量179万5,000トン、1日平均配水量4,919トン、1日最大配水量8,067トン、主な建設改良事業といたしまして本管布設がえ工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定でございますが、水道事業収益は1億9,259万3,000円、前年比274万3,000円の減額でございます。支出の水道事業費は1億6,333万8,000円、前年比1,889万3,000円の減額となります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては4,141万円を予定しております。資本的支出につきましては、1億2,184万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,043万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費2,852万2,000円、第6条、たな卸資産の購入限度額は1,322万7,000円でございます。

3ページをごらんください。

収益的収入ですが、第1項営業収益、第1目給水収益を1億8,086万1,000円とし、前年比200万9,000円の減額です。第2目受託工事収益320万円を見込みましたが、これは給水申請のありました給水管布設工事費300万円などを見込んだものとなりました。また、第2項、第6目営業外収益の長期前受金戻入を770万8,000円としております。

4ページをごらんください。

収益的支出では、第1項営業費用におきまして、第1目配水及び給水費が8,906万4,000円で、前年比2,595万5,000円ほど減額でございます。職員給与関係が法定福利費関係まで含めまして、合計2,852万2,000円で326万2,000円の減額、4ページの下の方の委託料では、減圧関係、減圧弁、フロート弁保守委託料が年に一度の実施によりまして本年ありませんので、99万4,000円の減額、経営戦略策定関係委託料が1,631万6,000円の減額が主な減額となっております。

5ページ中ほどの材料費につきまして、定期交換量水器を交換基数の多い年によりまして、前年比265万1,000円の増額となっております。

なお、第1項の営業費用に計上していました消費税につきましては、第2項の営業外費用に計上し直しております、5ページの一番下に400万円を予定しております。

6ページをごらんください。

資本的収入につきましては、配水管布設がえ工事に対しましての企業債で、4,141万円を予定しております。

資本的支出につきましては1億2,184万円を見込みました。前年比3,355万4,000円の増額でございます。主な支出は、建設改良費の大口径管用地費と測量委託費の合計で400万円、送水部門では配水管工事設計委託料、配水管布設がえ工事費等の合計が7,313万円、電気工事設備工事は親メーターの電磁流量計更新工事などございまして、648万円などが主なものでございます。

7ページをごらんください。

平成30年度上水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

7ページの一番下の行の右下になりますが、資金期末残高の予定が3億9,638万340円でございます。

次に、8ページをごらんください。

こちらは給与明細ですが、職員数は30年度と同数の4名の予算となっております。

11ページをごらんください。

31年度上水道事業会計予定貸借対照表となっております。

固定資産合計は14億5,673万542円、前年対比1億6,494万円ほど増額となりました。

次に、12ページ上段になりますが、流動資産合計が4億5,882万3,225円ございまして、資産合計19億1,555万3,749円でございます。

次に、12ページ中ほどから負債の部でございますが、こちらが13ページになりますが、

6の繰延収益、負債合計が4億6,707万3,561円、資本の部では8の剰余金合計7億888万6,782円、資本合計14億4,848万188円、負債資本合計は19億1,555万3,749円でございます。

14ページから17ページにかけまして、30年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表でございますので、後でごらんいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第15号 平成31年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第15号 平成31年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,010万6,000円でございます。前年比489万円の減額となっております。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金50万1,000円、第2款使用料及び手数料6,571万7,000円、第3款国庫支出金700万円、第6款繰入金2億3,988万7,000円、第7款繰越金700万円でございます。

歳出の主な項目といたしまして、2ページをごらんください。

第1款下水道費7,727万7,000円。

第3款公債費2億4,272万7,000円。

第4款予備費10万円でございます。

次に、5ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが、50万1,000円と前年と同額となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが、6,571万7,000円と前年比154万8,000円の減額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金ですが、700万円を見込みました。

次に、6ページをごらんください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2億3,988万7,000円と前年比155万8,000円の増額でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と昨年と同様の計上でございます。次に、7ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,492万8,000円でほぼ前年と同額でございます。平成31年度は元号と消費税率の変更に伴います料金関係のシステム変更料の69万3,000円を見込んだものが主な増減でございます。

8ページをごらんください。

第2目管渠管理費は1,519万8,000円で、前年比122万8,000円の減額です。第11節の施設修繕費を540万円と99万5,000円の減額と見込みました。第3目処理場管理費は2,992万8,000円で、前年とほぼ同額でございます。

9ページをごらんください。

第1款、第2項下水道事業費になりますが、第1目公共下水道事業費は1,722万3,000円で317万6,000円の減額ですが、第13節の委託費のストックマネジメント全体計画に1,400万円で340万円の増額と、第15節の下水道工事費が300万円で前年対比660万円の減額でございます。

10ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では、合計が2億4,272万7,000円と79万4,000円ほど減額となっております。

第4款予備費は10万円と昨年と同様でございます。

11ページに地方債、12ページ以降の給与明細につきましては、後ほどごらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第16号 平成31年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第16号 平成31年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,082万3,000円で、対前年比192万5,000円の減額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金130万2,000円、第2款使用料及び手数料6,169万円、第3款国庫支出金450万円、第4款県支出金90万円、第6款繰入金1億1,281万9,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債260万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費9,260万9,000円、第2款公債費9,811万4,000円、第3款予備費10万円でございます。

6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業費分担金30万1,000円で10万円の増額でございます。第2目個別排水整備事業費分担金100万1,000円で前年同額でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目集落排水使用料ですが、4,508万2,000円と前年比97万8,000円の減額でございます。30年度の実績に基づきました見込みでございます。第2目の個別排水使用料は1,660万8,000円と74万円の増額となっております。

次に、第3款国庫支出金、第1項農集排事業国庫補助金、第1目農集排事業国庫補助金450万円でございます。

7ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金90万円でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、1億1,281万9,000円で前年比79万8,000円の減額でございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で昨年と同様でございます。

8ページをごらんください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債260万円で、浄化槽設置工事関係でございます。次に、歳出の主な内容について説明いたします。

9ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は2,129万5,000円で

前年とほぼ同額でございます。

10ページをごらんください。

第2目管渠管理費は1,066万8,000円で、前年比28万円の減額です。第11節の施設修繕費は264万円で、前年比36万円の減額が主なものでございます。第3目処理場管理費は2,828万2,000円と前年対比100万5,000円の減額で、10ページ一番下の行になりますが、13節の汚泥処分委託料が340万1,000円と対前年比で98万円の減額となっているのが主なものでございます。

次に、11ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費167万7,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

なお、15節の工事費は公共ますの新設工事費などがございます。

第2目個別排水整備事業費3,068万7,000円で、前年比102万1,000円の増額ですが、第11節の施設修繕費150万円で前年比50万円の増額と13節の浄化槽保守管理委託料が934万7,000円と対前年比34万7,000円の増額が主なものでございます。

12ページをごらんください。

第2款公債費、第1項公債費では、合計が9,811万4,000円と144万8,000円の減額となっております。

第3款の予備費につきましては、10万円で昨年と同様でございます。

13ページ以降になりますが、13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与明細につきましては、後でごらんいただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 以上で平成31年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

ついては、質疑は予算編成に対する総括的質疑に限り行います。詳細については、予算審査特別委員会をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 総括質疑をします。

今回、村当局より当初予算の説明があったときに、総合計画とか総合戦略に盛り込まれた各事業で実施計画が立てられたということで、私も総合計画に沿って質問させていただきた

いと思います。

この総合計画をつくるときには、いろいろアンケート調査とか、本当に住民の皆さんにも協力いただいて、できたんだなというのを振り返りながら思ったわけですがけれども、それもあと32年度までですので、来年度と再来年度でなるわけですがけれども、そういう内容の中で私は質問します。

まず、総合計画の基本理念の中に、「人と自然 やすらぎと活力のある 村づくり」を基本に5点質問したいと思います。それぞれの質問について、取り組みの具体的内容、これまでの予算等で組んだときにどんなふうに行ったかとか、達成度とか、これから2年間の中に向けての課題ということで、その3点でそれぞれに答えていただきたいと思います。

まず、総合計画には自然を守ることがすごく含まれていましたけれども、その村づくりの課題のところ、自然豊かで安らぎのある村の中に、豊かな自然を最大限に生かしながら、環境、景観を重視した特色ある村づくりを進め、自然環境との共存共栄を図るとともに、限りある資源を有効に利用するための資源循環型の村づくりを目指しますと記されています。これは私も、自分も移住してきた身として、孺恋村の自然環境のよさにほれ込んで来たわけですので、そこはすごく大事にしたいと思ったんですがけれども、これについて当局としてはどんな気持ちで、先ほどの3点について取り組んだ経緯等答えていただければと思います。

それから、2点目は、人口動態ですがけれども、ちよくちよく村長もこの場所で人口1万人を割らないという強い意志を持ってやったんですがけれども、世の中も厳しい状況だというのは私も承知しながらですがけれども、ただ、計画の中では将来指標を平成32年度で1万人と掲げて、それに対して取り組むということでしたけれども、やっぱり村当局としてはその32年の1万人ということに対してどのように取り組んだか、先ほどの3点で答えていただきたいと思います。

それから、3点目は基本計画の中に、森林整備等のおくれが見られ、森林機能の低下が心配されています。地球温暖化防止のためにもCO<sub>2</sub>を吸収する森林の整備が必要だと示されています。これ私も時々一般質問でも取り上げたりしましたけれども、とても大事な事業だと考えていますけれども、何かこう目に見える取り組みがなかったように思われますので、先ほどの3点の視点からお答えいただきたいと思います。

4点目は、基本計画の中の公共交通の存続維持の項で、JR路線は公共交通機関として本村の生命線とも言える重要な交通手段であり、利用促進の施策はもとより、村内各駅的环境

改善等強力に推進し、今後とも利用客をふやす努力を継続することが望まれます。また、この増客運動と並行して運行内容の充実等に関し、JR側に対し強力に要請していく必要がありますと書いています。これは、序章に示されているように、これからの社会はユニバーサルデザインの視点から大事な施策だと思っていましたけれども、なかなか万座・鹿沢駅のエレベーター等も設置されず、本当にこのユニバーサルデザイン、そしてまた、この4月からバリアフリー法が新改定されて施行されるわけですけれども、それに向けての意思、決意なんかも、ここで3点のほかに述べられたらうれしいかなと思います。

それから、5点目は協働のむらづくりです。先ほど述べましたように、この総合政策をつくるには、村民の皆さんにもアンケートに協力していただいたり、プロジェクトチームをつくったりとかしてやってきたわけですけれども、これを実施するのに本当に村民と行政が一緒になってこの総合計画の実施に向けて、並行してちょくちょく話し合いをしたりとかしてやってきたのかな、時々村民のまた思いを聞いたりしたのかなというのも、私としては疑問な点もたくさんありますので、先ほどの3点に基づいて答えていただきたいと思います。

以上、5点について具体的取り組みを中心に、わかりやすく答えることを求めて総括質疑を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の予算に対する総括質疑にお答えをさせていただきます。

まず、自然環境の保全でございます。本村は自然環境豊かな村であります。したがって、その維持保全は重要課題と考えております。これまでもハード対策として、村有林における保全事業や千代田区さんとの植樹事業、環境整備として村営シャクナゲ園や各地区遊歩道の整備、また、ソフト面におきましては景観条例の制定、開発条例の改正などを行ってまいりました。また、自然循環を促すため、まきストーブへの補助なども行ってきたところがあります。今後は、緑の県民税、森林環境税などを活用し、さらに環境保全に努めてまいりたいと考えております。

続いて、人口対策についてでございますが、人口問題研究所が示す平成32年の本村人口は8,945人とされる中で、確かに総合計画では期待値として1万人としております。また、日本創生会議が推計する数値はさらに厳しく、8,848人となっておりますが、現在の本村の人口は約9,500人となっており、その現象が予想よりも少し穏やかな推移となっております。しかしながら、今後さらに減少が進むとも推測がありますので、これまでも子

育て支援の充実などを行ってきましたが、学校再編事業が終了する中で、改めて少子化に対する課題解決を図っていかなければならないと考えておるところでございます。

続いて、森林環境の整備に関してですが、これに関しましては、先ほどの自然環境の維持・保全と同様に、森林資源を活用するため新設される森林環境税などを有効活用した事業展開や、既に千代田区さんとの連携で行っていますが、カーボンオフセットなどによる環境への貢献事業も実施していきたいと考えております。

続いて、公共交通に関してですが、ご指摘のとおり本村にとってＪＲ吾妻線は非常に重要なものであります。したがって、これまでも万座・鹿沢口駅周辺の整備につきまして、群馬県の協力もいただき、環境整備を図ってまいりましたし、今後における県のアクションプランとして大前駅の整備についても計画をしていただきました。

また、ＪＲへの要請活動につきましては、先月におきまして２度ＪＲ高崎支社を訪問し、支社長に対し、本村におけるＪＲに関する課題につきまして、直接要請をさせていただいたところでございます。今後も関係市町村並びに群馬県交通政策課との連携強化を図りながら、ＪＲ路線を初めとする村内公共交通の維持、充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、協働のむらづくりに関してでございますが、これにつきましては、各種の計画の策定等につきまして、これまでもより多くの皆さんの意見を取り入れるよう努めてまいりました。今後もパブリックコメントの実施など積極的に村民の皆さんの意見を取り入れていく仕組みづくりを図ってまいりたいと考えております。

また、現在積極的に取り組んでおりますジオパーク活動につきましては、運営委員の皆様を初めとした民間の方々が主体的となって活動が実施されており、まさに官民協働での活動となっていると考えておるところでございます。

また、これらの各事業の達成度につきましては、総合計画では数値的なＫＰＩ等を設けておりませんので、その度合いを数値的には示しておりません。また、ご指摘いただきました事項につきましては、結果がすぐに出るというようなものでもありませんので、今後も継続的に実施していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で総括質疑に対するお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんか。

伊藤さん。

○８番（伊藤洋子君） 取り組んできたものがそれぞれに示されましたけれども、例えばカーボンオフセットでも、それから開発条例でも、あと交通のＪＲ高崎支社に行くことも、かな

り議会のほうが提案してやったことが私は多いと思います。

今、村長の答弁に、そんなに、すぐに結果が出るものじゃないから、今後とも取り組むといっても、あと来年度と再来年度で目標に近づけるようにするべきだと思うんですけども、それこそ、私がいつも願っている万座・鹿沢のユニバーサルデザイン化なんかは、行動を起こしても国との関係とかJRとの関係とかあるので、長年かかると思いますので、やっぱりそういったところは、村長は取り組んだ経緯は話してやったけれども、そこに反省点もなければ、次へのステップもないと思いますので、やっぱり反省すべきところはきちんと反省して、こういうところは抜けていたかなというか、そういう反省点もなければ、次へのステップがないと思いますので、また細かいところは一般質問と、それから予算審議の中でもきちんと行いたいと思いますけれども、そういった視点は常になければいけなかったということを私は指摘しておきたいと思います。

以上、あとは予算審議と一般質問で詰めさせていただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） いつものお通り、また新年度予算組んだわけですけども、これはいつも聞くわけでございますけれども、来年度に対する予算の村長の目玉、予算からいうと11%減で、ということは西部小学校、それが一応、片がつくという形になると、ほとんど予算は前年対比と同じではないかという考えになるんですが、村長のお考えをお教え願います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の予算に対する総括質疑にお答えをさせていただきます。

目玉は何であるかということでございました。本年度予算編成につきましては、総合計画並びに総合戦略に基づきまして、健やかな成長を支える子育て教育環境の充実、防災・減災対策の強化、快適な暮らしをつくる生活基盤の確保を重点施策と位置づけて、これらを着実に推進することを基本目標として予算編成作業に取り組んできて、その集大成が総合計67億6,900万円という予算となっております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 村長の答弁は、わかるにはわかるんですけども、余りにも漠然として、例えば子育てに対して、何を今回はやりたいんだとか、減災・防災に関してはこの予算を組んでいるんだというような目玉というのはないんですかね。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 健やかな成長を支える予算で教育環境の充実、次世代人材教育育成の第1点目でございますが、次世代育成支援事業計画を策定216万円、子育て支援拠点整備事業438万1,000円、子育て世代包括支援センター等293万円、福祉医療費給付事業、子どもひとり親2,281万5,000円等でございます。

第2点目、防災・減災対策の強化、災害対策、災害対策事業防災無線で2億8,870万円と消防団婦人消防隊活性化事業302万4,000円、道路除雪作業、道路除雪事業ということで712万2,000円等でございます。

快適な暮らしをつくる生活基盤の確保、生活基盤整備ということで、福祉バスの運行事業で1,231万円、高齢者福祉タクシー事業で65万円、個人番号制度基盤整備事業、マイナンバーで住民票等がとれる制度でございますが1,128万円、環境衛生推進事業で265万円、簡易水道整備事業、万座簡水で8,000万円等でございます。

これら重点項目を予算編成で組み込んでありますので、今後に行われます予算の特別委員会において、しっかりとその辺は説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

総括質疑に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ございませんので、以上で総括質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。議案第9号から議案第16号については、議員10名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号については、議員10名全員を委員とする予算審査特

別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第17号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第23、議案第17号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして本条例の一部改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第18号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第24、議案第18号 婦恋村水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年12月26日公布の水道法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第148号）が平成31年4月1日から施行され、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第54号）が平成29年12月28日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第25、議案第19号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正によりまして、借換制度が継続されることに伴う条例改正でございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第26、議案第20号 嬭恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、引用している条項と字句の一部を改正しようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第21号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第27、議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合（富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町で組織）及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で組織）が別紙第2の3の項の事務（消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務）の共同処理を平成31年4月1日から開始するために本提案をさせていただきます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第28、議案第22号 ふるさと市町村圏基金権利放棄についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

平成31年度に吾妻広域消防本部・東部消防署を移転する費用13億2,814万円につきまして、起債により9億8,440万円、町村負担金により3億4,374万円を財源とするものでございます。吾妻広域町村圏振興整備組合の規定によりまして、当村では4,001万4,000円を負担いたしますこととなっておりますけれども、その財源といたしまして、吾妻広域町村圏振興整備組合で管理しているふるさと市町村圏基金への出資額1億1,356万3,000円のうち3,000万円を取り崩しまして、負担金に充当するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

◎議案第23号の上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第29、議案第23号 村道路線認定についてを議題といたします。  
本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

道路法の規定に基づき、土地改良事業等において整備された農道を新規に村道認定するため、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（滝沢倅明君） 日程第30、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第31、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決された議員派遣について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定をいたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により10日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから10日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 1時53分

平成31年第2回定例村議会

(第2号)

## 平成31年第2回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成31年3月11日(月)午前 9時59分開議

- 日程第 1 答申第 1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 平成30年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第 3 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 4 議案第17号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第18号 嬭恋村水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第19号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第20号 嬭恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第22号 ふるさと市町村圏基金権利放棄について
- 日程第10 議案第23号 村道路線認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
4番	松本 幸 君	5番	滝沢 俣明 君
6番	黒岩 忠雄 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	教育長	地田 功一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 教育事務局長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 崇明	書記	宮崎 剛
--------	-------	----	------

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） おはようございます。

それでは、第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、平成31年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎答申第1号について

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

---

◎平成30年度婦恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、平成30年度婦恋村各会計補正予算についてを議題といたし

ます。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

それでは、婦恋村一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第6号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 1点だけお聞きしたいんですけども、歳入歳出予算補正1ページのところでですけども、保険料が補正がマイナスになっているんですけども、この理由として考えられることをお答えいただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（土屋和久君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療の保険料のマイナス補正につきましては、これは実績によるものでございます。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） その実績はわかるんですけども、こういう結果になる要因と思われることは何だったのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（土屋和久君） これにつきましては、当初の見積もりとの差額になりますので、当初の予算が少し多目だったのかもしれませんが、そういったことで実績によってマイナスさせていただくものでございます。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村上水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村上水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で嬭恋村公共下水道特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次、採決を行います。

最初に、議案第1号 平成30年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成30年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成30年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

平成31年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し審査を願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りいたします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計に反対、そのほかの会計に賛成の立場で討論を行います。

一般会計は、総括質疑において、第5次総合計画に基づいて行うということで質問もさせていただきました。村長の答弁は、とりあえずこれまでに行ったことの羅列だけであり、事業一つ一つに真剣に取り組む熱意が伝わってきません。

例えばですが、自然環境の項でちよだの森づくりが挙げられていますが、実際に行っているのは、例年やっていることの踏襲だけで真剣さがありません。このことは、昨年の事業の実際を見てもわかります。村長は、その日当日は行事のかけ持ちをし、挨拶だけをしてその場を去りました。

また、千代田からはお子さんが多数参加しましたが、孺恋村の子供たちは参加しておりません。私は孺恋村の子供たちにも木のぬくもり、木の香りなど、さまざまな体験をする中で、こうした森林とかの自然の豊かさとか伝えることを、強く求めたいと考えております。

また、大型太陽光発電施設についても、開発条例の改正を行ったと答えましたが、これは

議会のほうが先に提案をし審議して実ったものであり、評価できる部分もありますが、村長は固定資産税の収入面を重視し積極的に進める立場だったということは、来年度予算に棧敷山のことを植物公園にしようとしているいい計画もありますが、当初、村長は、棧敷山にも大型太陽光設備を設置しようとしていました。こうしたことから、村長には自然環境を守ることが本当に目を配ってやっているのか、疑問な点が多くあります。

今後、太陽光が村の中にたくさんあるわけですが、私は、納めていただいた固定資産税の中に償却資産のものがあるわけですが、それを10年、15年後にどのようなか先を見通したことを考えて、その得られた税金を全て使うのではなくて、そうした太陽光の設備の処理に係る費用に、どういうふうに表現したらいいかわからないんですけれども、充てるとか、何か考えていかないと、10年、15年後の嬭恋村の自然は、なお廃棄物みたいなものがたまって大変になるんじゃないかと私は懸念しておりますので、その辺は、今後への対応として求めておきたいと思います。

そして、JR吾妻線についてもですが、これは本当に急ぐべき課題だったのに、取り組みの姿勢が遅く、何ら進展がなく、どんどん吾妻線から特急がなくなり、そして本数も減り、ますます利用者が少なくなっていくという実情があったと思いますけれども、そのことも議会のほうが提案して一緒に高崎支社に行ったりしたけれども、村長の行くのは渋川吾妻線の活性化協議会のと看行ったことが、先日も報告されていましたが、その中で、どんな内容で話をしてきたかも細かな説明がなく、本当に吾妻線、万座・鹿沢口に来ることを守ろうとしているのかが伝わってきません。

私が嬭恋村の歴史を調べたときに、昭和46年3月には、吾妻線が嬭恋村まで入線するに当たっては、本当に群馬県出身の国会議員とか地元の村会議員とか、それから村の方々要望してきたということが書かれておりました。そうしてできた吾妻線が嬭恋村まで来たのを守るには、もっと村長が姿勢を強くして、今こそ国会議員とかもきちんとお願いしてやることが必要なんじゃないかなと思うのが、村長が常日ごろから吾妻線を守ると言っていることへの取り組みの姿勢になると思いますので、やっぱり今後に向けては強く要請しておきたいと思います。

そして、来年度は4月からバリアフリー法も改定されて、もっと健康な人も、それから体の不自由な方も安心して利用できるようなことがやれる機会になると思いますので、その辺も研究されて、より強い万座・鹿沢口が本当に誰もが利用しやすいユニバーサルデザインになるように取り組んでいくことを求めたいと思っております。

それから、国民健康保険特別会計ですけれども、担当の方々には日々お願いして対応していただいているわけですが、やっぱり国保制度は国のほうの改定があって、国庫支出金が年々減っているということでは、地方だけではなかなか大変なんですけれども、質疑の中でも言いましたけれども、やっぱり全国知事会とかが1兆円の拠出を求めてやっているということでは、それに呼応して孀恋村もなるべく村の財政支出を少なくしてやっていくということと、それから国保制度の理念は、やっぱり住民の命を守ることだと思いますので、その命を守る対応を、きちんと今後もお願いしたいと思います。

それから、介護保険も国のほうの制度で2000年から始まって、どんどん変えられて、介護保険料はその当時の倍にもなっているわけで、本当に負担が大変な状況です。そして、利用したいときにはなかなか基準が厳しく、なかなか施設に入るのとかヘルパーを利用するとかもできにくい状況になっております。そうした点では、やはり村の実態を見て温かい対応をしていただきたいと思います。

それから、後期高齢者は私は賛成しましたけれども、これは広域で実施されているので、保険料を決めるなどかわれない点も多くあると思いますが、日々、孀恋村の高齢者の実情に目を向けて、できることを対応して、年をとっても安心して暮らせるような後期高齢者制度保険利用者に対応していただきたいと思います。

それから、上水道会計では、昨年の12月議会で質問したときに、国が民間にやるという法律が決まったけれども村は大丈夫かということでは、村はそういう民間にやることはないという答弁をいただいておりますのでほっとしておりますけれども、今後ともその姿勢で取り組んでいくことを、ここでも求めておきたいと思います。

以上、私の討論を終わります。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

ついては、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第9号 平成31年度孀恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成31年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 平成31年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 平成31年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 平成31年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 平成31年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

この際、原案についてお諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 平成31年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第15号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 平成31年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 村長。

○村長（熊川 栄君） お礼申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 日程第4から日程第10については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次質疑、討論、採決を行います。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 初めに、日程第4、議案第17号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先日の説明で、今度この条例の中に出されたのは、具体的に何か人事院は1カ月45時間の残業、1年間で360時間ということでしたけれども、婦恋村の職員の実態は今現在どうなっているのか、当局は把握されているのか、その点について1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

○総務課長（松本 源君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在では、月45時間以上というものにつきましては、数多くはございません。トータルしての時間数にも、それにも達してはおりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、総務課長の答弁で、現状はこれ以下になっているということでしたけれども、私としては、夜通ると、結構電気もついていて残業しているなど思われますので、先日の全員協議会のときに質疑したけれども、インターバルとって、残業をしても次の日までにはそれなりの時間、8時間は確保できるという、そうした基本とか、それから、なるべくならこの線に沿ってやるということで、そのことを強く求めて賛成としておきたいと思えます。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第5、議案第18号 婦恋村水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、議案第19号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第7、議案第20号 婦恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第8、議案第21号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第9、議案第22号 ふるさと市町村圏基金権利放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第10、議案第23号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。議事の都合により、14日まで休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから14日まで休会することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時28分

平成31年第2回定例村議会

(第3号)

## 平成31年第2回婦恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成31年3月15日(金)午前 9時59分開議

日程第 1 議案第24号 工事請負契約の締結について

日程第 2 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 3 一般質問

日程第 4 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
4番	松本 幸 君	5番	滝沢 俣明 君
6番	黒岩 忠雄 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 剛

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

傍聴席の皆様、大変ご苦労さまです。

平成31年の第2回婦恋村議会定例会を再開したいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、ただいまから平成31年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本日は、傍聴、大変ご苦労さまでございます。

議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、昭和39年婦恋村条例第12号第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につき、担当から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 本件は、先ほどの村長の説明のとおり契約金額が規定の5,000万円を超えることから、議会の議決をお願いするものであります。

この工事関係は、国の施策であります臨時特例交付金制度を受け、さきの12月議会において補正予算にてお認めいただいた教育施設へのエアコン設置工事関係であります。設計完成後、工事関係の入札を行い、昨日、開札いたしました結果に基づきまして、一番工事費が大きく議会案件となった東部こども園関係の契約議決をお願いするものであります。

議案書の裏面をごらんください。入札経過があります。

ここにあるとおり、パナソニック関東・水谷水道、平成30年度孺恋村立東部こども園園舎空調設備設置工事特定建設工事共同企業体が落札されましたので、契約させていただきたいというものであります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 申しわけありません。1点だけお聞きしたいんですけれども、この工事期間はいつまでとなるのでしょうか。

○議長（滝沢俣明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 6月末を予定しております。夏に間に合うようにということでやっています。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に要望書1件を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 大久保 守君登壇〕

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は3月11日に委員会を開会し、要望書の審査、各課からの報告を受けました。

委員会には委員4名、議長、当局からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、孺恋村農業協同組合長から提出のあった村内道路清掃作業に対する要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、圃場より流出した土壌に対する清掃について、出荷組合員及び農協での対応だけでは十分な対応ができないこと、また、交通事故の観点からも、道路スイパー車両による対応を柔軟にお願いしたいという要望であります。担当課である建設課長の説明では、以前は土壌流出の箇所について、農協の各支所から農協の営農課に連絡があり、営農課から役場の農林振興課、それから建設課に連絡が来ていましたが、現在は農協の各支所から直接建設課に連絡をするように柔軟な対応をしていくということ。ことしも農協と十分に打ち合わせを行い、対応していきたいとの説明がありました。

委員からも昨年と同じ要望だが、柔軟に対応してほしいとの意見があり、全員一致で採択と決しました。

そのほか、各課からの報告事項がありました。農林振興課からは、チョウザメの肉の品質成分分析について、上下水道課からは、上水事業の建設改良費の予算繰り越しについて、建設課からは、上信自動車道の12月議会以降の要望について、観光商工課からは、大笹宿の看板と標柱設置及び湯尻川の整備について、それぞれ報告がありました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 要望第4号 村内道路清掃作業に対する要望書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 婦恋村は農業と観光の村ですので、道路がきれいなことは私も賛成なんですけれども、これが今の対応では不十分だからということであつたのか1点と、その辺、予算もふやしてほしいということだとしたら、予算をふやしたら、その農家の皆さんと村との負担割合は従来どおり行うのか、その辺の中身についても触れられたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 今、伊藤さんの質問ですが、1つは要望書を見ていただければわかるとおり、今、説明があつたとおり、土壌の流出に対して、今まで各課を通じて連絡してきたものを柔軟にしてくれというような内容で、現在、建設課長の答弁のあつたとおり、直接建設課のほうへ来るんで、そういう柔軟な姿勢を持っていくということがありました。

それから、予算というお話でしたが、その話は要望書にはありませんでしたので、要望に対する金額のことはしませんでした。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに、採決を行います。

要望第4号 村内道路清掃作業に対する要望書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

---

◎一般質問

○議長（滝沢俣明君） 日程第3、一般質問を行います。

松本幸君外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

---

◇ 松 本 幸 君

○議長（滝沢俣明君） 初めに、松本幸君の一般質問を許可します。

松本幸君。

〔4番 松本 幸君登壇〕

○4番（松本 幸君） 傍聴の皆さん、おはようございます。また、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

廃棄物の持ち込みを認めないむら宣言について。

平成27年1月の臨時議会に、今井牧野農業協同組合から、所有する土地利用に関する請願書として、一般廃棄物最終処分場建設推進を趣旨とする要望が提出されましたが、審査の結果、継続審査となり、次の3月定例会においても継続審査になり、結果として廃案となりました。

廃棄物処理施設等の設置手続は群馬県所管のため、水面下で話が進んでいたようですが、平成29年春に事業者による第1回目の説明会が開催され、地元を含めて多くの村民の知るところとなりました。

嬭恋村に一般廃棄物最終処分場建設計画があることに対し、農業団体を初めとするさまざまな分野での反対の署名や請願、陳情書等が、嬭恋村、村議会、群馬県等に提出されました。その後、8月10日、熊川村長が議会全員協議会で、嬭恋村に一般廃棄物の搬入は認めないことを宣言しました。

議会においても、9月定例会で嬭恋村農業協同組合からの一般廃棄物最終処分場建設に反

対する採択を求める請願書を採択し、議会の意思を明確にしましたが動きはとまりませんでした。

平成30年3月議会において、村長の公言を生かした施策を講じてほしい旨の請願書が採択され、6月定例会において廃棄物の持ち込みを認めないむら宣言を可決し、改めて孺恋村の意思を明確にしました。

多くの村民は、今となつてはこの問題は既に解決したものと思っている中で、依然、事業者による説明会が開かれていることに大きな不安を感じています。村長として、村民の不安を一日も早く解消すべき立場にあると思いますが、次のことについて村長の考えを伺います。

1、事業者に、孺恋村は一般廃棄物の村外からの持ち込みを認めないことを明確に意思表示すべきと考えるが、どうか。

2、廃棄物の持ち込みを認めないむら宣言、これ前文略といたしまして。

1、産業廃棄物を村外から持ち込み、最終処分することを認めない。

2、一般廃棄物の村外からの持ち込みは認めない。

3、孺恋村が排出する一般廃棄物の処理は、孺恋村が属する廃棄物処理組合において行う、を可決したが、今回のこの問題は最終処分場の建設に対する反対であるので、将来にわたり解釈に疑義が生じないように、この宣言の2に、1と同様「最終処分することを認めない」の文言を加えるべきと考えるが、どうか。

以上の質問を中心に明快な答弁をお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成28年10月6日、群馬県に対して、廃棄物処理施設等の事前協議書等に関する規定に基づきまして、事前協議書が株式会社ウィズウェイストジャパンから県のほうに提出されました。その後、関係機関による現地調査が11月28日に行われ、翌年3月31日には、公告、縦覧が開始されました。その後、質問にもありましたように、地元で説明会が4回開催されております。

松本議員の言われるとおり、孺恋村といたしましては、平成29年8月10日に、私のほうから議会全員協議会の開催をお願いし、全員協議会を開催いたしました。その席で「一般廃棄物の搬入は認めない。」ことを明言したところでございます。

また、平成30年6月の議会定例会において「廃棄物の持ち込みを認めない宣言」を行いま

した。現在では、あわせまして宣言の告示を、6月5日に昨年行ったところでございます。ホームページにも掲載されておりますし、現在では例規集にも掲載してございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律がございますけれども、その第6条第1項、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。第6条第3項、市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない。第6条の2第1項、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないと、明記されておるところでございます。

つまり他の市町村から排出された一般廃棄物については、嬭恋村に持ち込み処理を行う場合は、排出する市町村と嬭恋村の間において協議がなされ、お互いの処理計画の中にその量を位置づけないと処理できないこととなるわけでございます。

この件につきまして、業者への、まず第1点目でございますが、意思表示をするかというお話でございました。意思表示をする決意でございます。

また、2点目、宣言の文言についてでございますが、村外から持ち込み、最終処分することを認めないとする1に続きまして、2として、一般廃棄物の村外からの持ち込みは認めないとしたものですが、ご指摘のように「最終処分することを認めない」を加えるとしみますと、最終処分に限定して持ち込みをすることを認めない宣言となるものでございます。中間処理を含めまして持ち込み自体を認めないことを宣言するため、限定する文言を省いたものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

第1点目の業者に対しては、意思表示をします。第2点目でございますが、今、申し上げましたとおり、最終処分、中間処理も含めまして文言をつくったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 以降、時間まで一問一答方式で行います。

松本幸君。

○4番（松本 幸君） ただいま、村長から簡単な回答をもらったわけでございますけれども、この件につきましては、ちょっとまたいろいろな方面から質問をさせていただきます。

まず、村長が事業者に対して、今、事業名言いましたけれども、事業者に対して早目に意思表示をしていれば、事業者は撤退をせざるを得ないと思うのですが、それができなかったこの理由というか、その辺のわけというか、多分何かがあると思っております。そこをちょっと村

長に説明していただければと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 最終処分場の決定機関は、嬭恋村村長、熊川栄ではございません。群馬県知事ということでございます。

村といたしましては、手続上、手続が進んで説明会が終了すると、意見書が求められることになっておるわけでございます。まだ、その意見書の提出時期には来ていないという現実もございます。しかしながら、周囲の状況を見ましたり、また、今までの経緯を判断しますと、業者にしっかりと明確に、今後、早急にしたいと考えております。

なお、補足でございますが、昨日、総務課長ともども、県の決定機関であります群馬県吾妻環境森林事務所所長の桜井所長には、私の意思を明確に伝えたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） 今まで事業者が諦めなかったということは、やはりいずれ嬭恋村の同意が得られる可能性があるのではないかとということが推測されるわけでございます。また、諦め切れない、もし理由があるとしたら、その理由を村長が何か理解しているものがあれば教えていただければと思いますけれども、この長くなっている現状ですね。

今、村長が答弁したのは、そういうことをします、これからやります、それはその気持ちはわかりました。ただ、この問題というのは、今までも2年以上ですよ。一番最初が2014年、平成26年、それから始まって、議会のほうに、先ほど説明で言いましたように、臨時議会のほうで2回趣旨採択になって廃案になった。これが平成27年。だから、28、29、30、ことしで31、もう4年目に入るわけでございますね。ですから、この4年というのは、私たちにすれば任期1期なわけでございます。この4年間のこの騒ぎが続いているというか、決着をつけていないというのが今現状にあるわけですよ。ですから、その理由として、村長から言えることはおっしゃっていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 法律の手続上の話でございます。先ほども申しましたが、手続が進みますと、嬭恋村村長は群馬県に対しまして意見書の提出という手続が定められておるところでございます。先ほど申しましたように、まだその段階に来ていないという現実もあるわけ

でございます。

しかしながら、今までの経緯を全体を見ますと、農協の理事さん全員が反対、農業委員さん全員が反対、また、今井区において、一応、住民の意思表示といたしますか、その結果につきましても、二百三十数名が反対で七十数名が賛成という結果だったと聞いておるところでございます。そういう現状を踏まえて、いつまでもこの問題がはっきりしないということはずいとい、私も思っておるところでございます。

したがって、先ほど申しましたように、県の意思決定の権限であります桜井所長には、昨日、総務課長と一緒に意思を明確にさせていただきました。

また、質問の第1点でございます、業者に対してどうなのかということでございますが、業者に対しましても、早急に意思表示を図ってまいりたいと、こう思っておるところでございます。

それから、質問の内容、なぜ長引いたかということでございますけれども、あくまでも許可権限があるのは群馬県ということでございます。その中で、私どももしっかりと地元の意見、地元の要望も踏まえた中で経過してきたという経緯もございます。

それと、村のほうで既に広報で何回か説明をさせていただいております。平成30年のつまごい広報7月号でございますが、こちらに廃棄物の持ち込みを認めないむら宣言として、前置きの文言はちょっといいといたしまして、1つ、産業廃棄物は、村外から持ち込み最終処分することを認めない。これは平成16年の申し合わせ事項に基づいたものでございます。2点目で、一般廃棄物の村外からの持ち込みは認めないという宣言でございます。これは産業廃棄物とは違って一般廃棄物でございます。3点目、婦恋村が排出する一般廃棄物の処理は、婦恋村が属する廃棄物処理組合において行うという宣言でございます。これは広報に出させていただきましたとおりです。

それから、昨年の暮れからいろんな話があつて、秋ごろからあつたということで認識しております、ことしの1月の広報におきましても、村長の1年間の冒頭の挨拶の中でも同じ趣旨の発言をし、掲載をさせていただいております。

なお、議会におきましては、農協さんからの要望について9対2で反対ということが採択されたということも、十二分に承知しておるところでございます。

したがって、しっかりと意思を明確にして、今後はまいりたいと、こう思っておりますので、今までもしてきたつもりでございますが、より一層、業者に対しましてもお話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） 今、村長のほうから、私、分けたつもりはありませんが、2つのことで質問をさせていただきますということでしたが、その文言の件でございますけれども、今、説明を、私も私なりにそういうことはそういう方向で理解はしておるつもりです。ちょっとその辺を申しますと、仮に県の手続が進んで施設ができたとしても、一般廃棄物は村外から持ち込めないものだから無用の施設となる。そうすれば、業者のほうも撤退をせざるを得ないだろうというような解釈になるかと思えます。

だけれども、一々この解釈を、今、私たちはこの件に関してはもう4年も話し合っているわけですから、わかります。ただ、これからの次世代の皆さんが、例規集なり何なりに載せるとすれば、この文言だけだとちょっとばたばたと知らない人が見た場合、2番の一般廃棄物は最終処分場という言葉がないなというのは、まず感じると思うんですよね。ですから、私が言うのは、その将来にわたって疑義が、おかしな解釈ができないようにはっきり、わかりやすくストレートに、この一般廃棄物の最終処分場は認めませんよということを、1と同じような形で2番にもつけ加えたほうがいいのかと言っているわけです。これは、それじゃまずいんだよという、もし村長の何か理由が、まず、なぜその理由を、こういうまどろっこしいようなことを書いて載せたその意味というか、わけというか、あったら教えていただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本議員の今のご意見でございますが、宣言の2の中の「一般廃棄物の村外からの持ち込みを認めない」という宣言でございますが、これについて最終処分も認めないということを明確にしたほうがいいのかというご提案でございましたね。もし、疑義があるということであれば、それは宣言を直したいと思っております。検討させていただきたいと思えます。

一般廃棄物については、中間処理をすることについては、中間処理と最終処理があるわけでございますので、中間処理については現在認めておるわけで、その疑義は、担当課長の説明を私も確認しましたが、十分これでいいんだという話でございました。ただ、明確にするという提案であるならば、最終処分も認めないという趣旨も含まれておりますので、文言を明確にするという意味であるならば、つけ加えることは全然やぶさかでないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） それでは、その2番目の一般廃棄物の件にも「最終処分を認めない」という文言を早急に入れるということで解釈してよろしいわけですか。

ちょっと待ってくださいね、村長。私はね、法律的なことを言っているわけじゃないんです。村長の意思を聞いているわけです。先ほど、一番の問題でもありますけれども、村長の問題は意思なんです。法律に従って何たらかしたら、そんなことを、これはまた後ですけれども、とにかくこの文言、せっかく次世代のために、村長の公言のところに書いてあります。後に残したい。せっかく残したい気持ちがあるならば、次世代はこんなこと全然知らない人たちが孀恋を背負って立つわけですね。ああ、昔はこんなことを話し合っていたんだよというように、一目見てわかるようなものが必要じゃないのかなということを私は伝えたいわけですが、そこに関して、どうしてその文言を最初に入れなかったのかというのが、私、ちょっとひっかかるんですよ。

なぜなら、この問題というのは、どんな請願でも陳情でも、最終処分場建設に対して反対なわけですね。それが今回のこの趣旨、陳情でも請願でも趣旨なわけです。別に物をこちらに運んできちゃ、ごみを運んできちゃいけないものを束縛する、運んで持ち込めないようにする。それは後から考えれば、結果的にそうなるのかもしれませんが。また、産業廃棄物も今現在、村外から持ってきている業者もあります。ただ、最終処分はしていませんけれども。その辺のかみ合いがあるかと思うんですけれども、そこをうまく次世代に伝えるために、同じような文言にしたほうがいいのではないかというような意味合いなんですけれども、そこをひとつ詳しくお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 私がお答えさせていただいた宣言の中の2番、一般廃棄物の村外からの持ち込みは認めないということでございますけれども、これについては一応、最終処分、村外からのものについては認めないという趣旨が含まれておるといふふうに私は認識しておりました。ただし、3点目のこともご理解をいただきたい。常に言っておりますが、孀恋村村民が排出する一般廃棄物、生活のごみでございますが、これは現在、長野原町と孀恋村と一部事務組合で長野原町で焼却しておるところでございます。また、中之条と六合村が合併しましたので、旧六合村の分につきましては、現在、中之条町の委託を受けて、旧六合村のものも一緒に生活のごみを処理しておるところでございます。この分の孀恋村のごみにつき

ましては、一部事務組合で処理をするということは、3点目でお話をさせてもらいました。ただ、2点目の、今、松本議員のおっしゃいましたところで、私自身は、その最終処分を外から持ってきては認めないという理解をしていましたが、より明確に最終処分を認めないと、私はその内容は思っていますけれども、文言を変えたほうがいいのではないかというご指摘でございますので、文言上問題なければ、そのように変更させて明確に意思表示はしたいと思っております。今までの理解では、一応その最終処分を認めないというふうに私自身も理解しておりましたが、より明確にせよというご意見でございますので、尊重させてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） 村長の理解をしているということを今おっしゃいましたけれども、この問題は私たちが一番最初耳にしたのは、やっぱり最終処分場建設なんですよ、最終処分場建設。それに対してのいろいろな、先ほども言いましたけれども、請願、陳情あったわけですよ。ですから、どうしてその陳情、請願に対しての答えを中心とした文言というのができ上がらなかったのか、そこなんです。言っている意味がわからないですかね、村長。

ですから、普通の人ならこれこれをお願いしますと言えば、じゃ、わかりました、これこれはこういうことにしましょう、そうですね、回答としては。でも、これこれをお願いしますというお願いに対して、別の世界のものを言い出しているわけですよ、簡単にいえば。一番重要なのは最終処分場建設なわけです。他の町村からのごみを持ち込むことを認めない。これはこれで意味深いかもしれませんが、先ほど言ったように、これからの次世代の皆さんに残すためには、そんな頭を使わせない、一目見てわかる、そういうものが例規集というか、法というか。交通規則だってそうですね、とまれって言えばとまるんですよ。何々が来ますよなんて書いてあってもわかりません。それと同じで、そういう意味合いを持って、物を次世代の皆さんに残すべきではないか。私は簡単にそう思うんです。ただ、村長がそちら方面を書かずに、提案せずに、ごみの持ち込みを禁止しますよ、だから、その理由は何なんですかということですから、聞きたいのは。何か、別に何もなかったらなかったでいいですよ、はい。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 繰り返しになりますけれども、一般廃棄物の村外からの持ち込みを認めないということでございますので、他の市町村からのごみについては、婦恋には法律上認

められないということに。

○4番（松本 幸君） その件は問題にしていません。

○村長（熊川 栄君） 今、その最終処分場の話、先ほども申しましたが、文言上、同じ趣旨だと私は思っておりますので、もし、それであるならば、一番上の最終処分することは認めないという文言と変更することはやぶさかでないとして理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） しつこいようでございますけれども、それでは、その最終処分場を認めないという文言を村長の任期中に入れるというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 疑義が生じるという可能性があるということですので、そのような対応をとらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢俣明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） あと、この村長の公言のこの文言の中でございますけれども、意外と、この長い文章が村長のこの宣言の中にあるわけですが、文章として。それ、まず一番最初にあるものが、嬭恋村に一般廃棄物の搬入を認めないことをここに宣言いたします。これは、今言ったような説明があったとおり、これを最終処分場も含めたものに変えるということですよ、文言を。意味合いからいえばね。

それと、あと、この中段にいろいろな反対の署名のことの、陳情のこのそういう文面、文言ありますけれども、このような状況を勘案し、また利害関係のある方々が多数おられるのも現実でございますが、一大決心をさせていただいたところでございます、という文言が中心にあるんですけれども、これはあれですかね、何ていいますか、村長として一大決心をしなければ、この文言が書けなかったわけだよね、こういうふうに書いてあるわけですから。普通、首長ならば、こういう問題が生じている、村民がこれだけ心配して不安を持っている。そんなことを一大決心する前に、もう鼻歌でいいから、こんなことやめてくださいよ、そういうことをまずやるのが、私は首長の任務だと思いますけれども。だから、この内容はわかりますよ。わかりますけれども、その辺の自分の中の気持ちといいますか、その辺をちょっと伝え願えればと思います。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今の一大決心というお話、確かに以前書かせていただいて記録に入っていると思います。実は、今井牧野組合が、あそこの土地を売りましょうという売買の予約契約をしたということを、後から実は知りました。今、計画をされて売りますという売買の予約をしたと、合意をしたということを、後から知りました。そこにももちろん私が参加したわけではございませんけれども。そういう中で、今井牧野組合が放射能の汚染があったりで、シイタケ類が売れなくなったとか、必要経費として固定資産税も役場のほうに払わなくちゃならんとか、経営が非常に厳しいという現実もあったやに思っております。

そういうことがあった中で、そういう今、話が進んできたという経緯がありまして、その中で牧野組合の厳しい状況はよく理解するけれども、これはまずいと。まして世論もまた日本一のキャベツも産地の環境を守るという観点からもまずいということで決心をさせていただいたということでありまして。牧野組合はそれなりに経営が厳しい。そして、その土地を売るという売買の予約をしたということを後から知った中で、ああこれは仕方ないという決意をしたという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） この件を知ったことが前なのか後なのかというのが、意外とこれ重要だと私は思うんですよ。今、村長は後で知ったと言いましたよね。いや、前から、議会の全協なり、そちらのほうでも、今井牧野組合の皆さんに村長さんの今の現実のこの意見というのが伝わっているんですかというような質問が、数多く出たわけなんです。そのとき村長はちょっとはっきりした答弁を濁していたように、私は気がするんですけども、そのとき以前には知らなかったわけですか。そんなおかしなことってあるんでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 話があるということは確認しておりました。ただし、売買の予約という合意ができたということは全く、後から知ったということでありまして。これは大変なことだなど、実は思ったわけでありまして。諸手続があるわけでございますので、また許認可権者は群馬県ということでありまして、土地を先に許可がないのに売買の合意をするということは大変なことなんだなということの認識を、後からは確認したということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） その辺が重要だと私は言いました。なぜ、ちょっと今、売買契約云々言いましたけれども、そんな話に達しない中、うわさ話ですよ、要は。うわさ話をちょっと耳にしたときに、村長の地元じゃないですか、今井は。地元の皆さんに「俺、こんなことをうわさ話で聞いたんだけど本当かい。」そういう裏話といますか、そんな話も感じてなかったんですか。全然ないということは私はあり得ないと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 質問にお答えさせていただきます。

以前からそういう話があったということは認識をしておるところであります。また、牧野組合も組合員がどんどん減ってきて、120人のところが今70名前後になったということでもあります。牧野組合の経営上、脱退する方については10万円を返還して、組合員が少なくなってきたという経緯で、ここ10年で50名ぐらいが減ったというようなこともあります。それから、金が厳しいので、また、ほだ木は出さなくなったということもあわせて、経営が非常に厳しいなということについては認識は聞いておる、お話は聞いておったところでございます。そういう経緯があって、今日まで来ておると。

ただ、先ほども申しましたように、厳しいからといって土地を売却する、売却契約じゃないわけですが、予約の合意というものがあったということを知ったときには、これはちょっとまずいなという感じは持ちましたけれども、当事者同士で、私は当事者ではございませんので言える立場ではございませんが、その合意があった点については非常にびっくりしたと。それ以降については、より一層気を引き締めて、注意深く地元の意見も確認してきて、今日まで来ているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） 当事者でないで、そういうことを述べているのかと思いますけれども、一番の当事者は村長なんです、本当は。そういう話が村内で出てきている。そういうものをどうしようという、一番の判断力のある人はあなたなんです、村長なんです。その人が、私は当事者ではない、法律は県だ、それというのは、ちょっと村民に対して、私は失礼だと思いますけれども、村民のこの思いに身をもって感じた対応というのが、私個人には見えませんね。村民に見えるのかどうなのか、それはよく私も理解はできませんけれども。やはり村長として何を言えることを、ほかの人には言えないけれども、村長には言えること

というのはたくさんあると思うんですよ。ですから、先ほどのこの文言の件でも、平成16年には同じような問題があったわけですよ。それを申し合わせ事項的なことで、そういうことはやめようぜというような感じで来ていたというのを、私もちょっとうすらうすら聞いたことがあるような気がします。

でも、やっぱり何度もそういうものに対してふたをしたり排除したり、それをいち早く判断するのは、私は村長の判断でなければ難しいと思うんですよ。ひょっとして、今井の牧野組合だって、そんなに無謀なことを最初からするはずがないと私は思うんですよ。ですから、何かやはりその辺の、そんなことは、たればですから、今さらどうなるということはないですけども、ただ、村長も、私たちもそうですけれども、あと1カ月ちょっとで任期が終わるわけですよ。また、平成も終わるわけです。こういう問題を任期中に出たものは任期中の人が解決したほうが私はいいと思うんですよ。また、次にこれを引きずり込まないで、もうこの件は終わったんだよと、村民は思っていた、その思いを、本当に終わったんでよかったねと言わせるような答弁といたしますか、この後、選挙運動があるかと思えますけれども、何カ月の間に、そういう意思を明確にして、私の任期中にこれは解決しますぐらいの意思はあるのでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本議員の質問にお答えさせていただきます。

そういう決意で今までも広報にも載せ、ホームページにも載せたり、あるいは例規集で告示もしてまいりましたが、いろいろ今うわさがあるという話も耳にしておるところでございます。自分の意思を明確にするために、先ほど来あった点、何点かにつきましては、意思を明確にしたいと思っております。

また、明確に意思表示だけじゃなくて、任期中に、次の世代に残さないということにつきましては、私の責任で明確に任期中にしたいと、できることはしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） それでは、また繰り返して言いますけれども、この問題に関しての、まず1つ目の例規集に載せる、この文言の2番、そこに最終処分場を認めない、最終処分することを認めない、1と同じような文言をつけ加えて次世代に残すということで判断してよろしいでしょうか。

あと村長、しきりに3番のことを言っていますけれども、3番については誰も理解しています、村民は。まだ余計なあそこの、あと三、四十年もつんだってね、まだ大丈夫だよ。ただ、今回のこの問題は、地元のこの一般ごみ、一般廃棄物、それを処理するものとはまたわけが違うんですよ。日本全国から焼却灰として来るわけですよ。

まず第一に、農協の請願の中にもありましたけれども、心配というのは、村民の心配もありますけれども、市場関係の心配というのがすごくあったわけです。私はそれを前組合長からも聞きました。「これはね、松本幸君、あれだよ。今、こういう心配というのが風評被害が法律的には認められないらしいけども、一番おっかないのがやっぱり風評被害だ。」一番それでこの食品、食べ物というのは一番健康管理に厳しい奥様方、小さい子供を持った奥様方がスーパーに買い物に来るわけですよ。そういう方が離れば、もうスーパーでは売れなくなる。そうすれば半分の需要は減っちゃうわけですよ。そういうような心配を市場のほうからも何となくこう風の便りでこんな問題があるらしいけれどもということを聞きかじってきているわけですよ。それだけ、今、キャベツでいえば、日本一のブランドの夏秋キャベツの産地というのは、すごくそういうマスメディア的なものにも敏感でありますし、裏返しにいうと、一番というのは一番狙われやすいわけですよ、落としやすいというか。そういう何か情報が入れば、もうこれは風評被害につながるなんていうレベルじゃなくて、即売れなくなるんですよ。売れなくなってから風評被害なんて言ったら遅いんですよ。

ですから、私はそういうことまで勘案して、どうして村長さんはこんな話を5年も、先ほど何年って言いましたっけ、4年ですか、4年、5年の期間を何ともはっきり解決してない、そこはどうしてなのかなというのがやっぱり一番心配だったんですよ、不安というよりは。ですから、きょう、村長、その辺をもう一度ちょっとはっきり、きょう、傍聴の区長さんたちも見えておりますので、はっきりとその辺を新たに公言していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、松本議員の第2番目の最終処分の文言、今まではそういうつもりで私もおりましたが、それは明確に入れたいと思っております。

それから、県のほうには、昨日、出先の責任者であります所長さんに電話をさせていただきました。また、より明確にするために、業者にはどうかということで、現状のものについ

ては対応、現状の状況で明確な意思表示は1回はしたいと考えております。また、任期中にということで、任期はもう4月末までということでございます。後ろに疑義を残すなというご指摘でございますので、できる限りの疑義のないように明確にしたいと思っております。

議会では、全員協議会をお願いして意思表示もし、宣言もしました。また、広報では何回か、公の広報に3項目について宣言をしまいで、ホームページあるいは例規集にも告示もしてまいりましたが、より一層明確にしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） 大変しつこくてすみません。

それでは、今、村長が言ったように、私の言った質問に対して、私が言ったとおりのことを任期中に行って、村民の皆さんに不安を与えないようにするという意味で解釈してよろしいわけですか。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） はい、そう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） それでは、そういうことだそうです。私もそういうことで理解をいたしました。

このことが、もし、またおかしな方向に、これから選挙を控えているわけですので、どなたがどうなるのか、その辺はわかりませんが、今、現職の村長の意思というものはそういうことだということで私は理解します。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、松本幸君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

[2番 土屋幸雄君登壇]

○2番（土屋幸雄君） きょうは大変傍聴ご苦労さまでございます。

議長より許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

現在、鎌原観音堂周辺では施設整備事業が進められております。しかし、この事業はハード面が中心であり、今後はこうした事業を生かすためにも、新たな観光資源として観光客をふやすソフト面の施策も進めていかなければならないと思います。

そこで、まず最初に、日本のポンペイといわれている旧鎌原村を日本遺産に登録する考えがあるのかについて、質問をいたします。

日本遺産とは、地域に根差した文化財の魅力を高め観光資源に活用してもらうため、文化庁が平成27年度に認定を始めました。

その内容は、寺や神社、祭りや伝統工芸などさまざまな文化財を1つのテーマに沿ってまとめて認定し、その地域の歴史や文化を国内外にアピールしようというものであります。

そのため、認定審査では、文化財そのものの価値ではなく、テーマのおもしろさや独自性、外国人にもわかりやすい物語性があるかどうかが重視されています。特にそこにしかないものが最重要視されているとのことでございます。

そんな中で、近年、各地において、地震災害やゲリラ豪雨など大規模な災害が多く発生しており、多くの皆さんが、自然の驚異や自然災害の恐ろしさを実感しております。

そんなときであるからこそ、天明の火山災害を経験していて、噴火による土石流にのみ込まれていた477名の人たちや家、田畑などを一瞬にしてのみ込んでしまった鎌原村。そして、そのとき辛うじて生き残った93人が、近隣の村々の人たち、並びに熊本藩の人たちの手厚い援助を受け、骨肉の思いで新しい家族を再構成して、埋まってしまった瓦れき化したその真上に生活の基盤として定め、見事に復興をなし遂げた史実が先人の人たちにより代々受け継がれて、236年がたった今でも災害と復興の歴史として引き継がれています。

消えた鎌原村はなぜ復興できたのか。完全にまちを捨てたポンペイと違い、なぜ鎌原村は被災地の上の同じ場所に復興したのか。当時の人たちの地域愛だったのか。いずれにしても、地域は人が住まなければ始まりません。天災の悲劇の人々の復興にかけた努力と奇跡の痕跡、そして、歴史の様子が同時に感じ取れる、そんな歴史的地域が、鎌原地区なのです。ストーリーには困らないと感じます。

ぜひ、鎌原村の日本遺産登録を目指していただきたいと思いますが、村長の考え方を伺います。

次に、畑地での窒素肥料が及ぼす環境負荷の低減について質問をいたします。

近年、消費者の健康志向や安心・安全志向からか、無農薬野菜や有機栽培に対するニーズが高まっております。すなわち農作物の安全性や農薬の使用による環境への影響についての関心が高まっております。

しかし、農作物だけではなく、農業の生産基盤である土壌や地下水が農業生産活動によって汚染されている可能性があることが、見落とされてはいないでしょうか。

農業は、本来、多くの環境保全機能、洪水防止、渇水緩和、土壌侵食防止、水質・大気の浄化を備えております。また、自然界における水や窒素・炭素といった物質の循環機能を生かす形で適切な農業生産活動を行えば、環境と調和をとれることが可能であります。

しかし、不適切な農業生産活動は環境に対して大きな負荷を与え、食の安全・安心に悪影響を及ぼすこともあります。

農薬に関しては、その安全性を確保するため農薬取締法に基づき厳しく規制されております。肥料については、肥料取締法に基づく肥料の品質保証はありますけれども、肥料の使用に関する規制は制定されておられません。

農作物の生産において、窒素肥料、化学肥料、堆肥等は必要不可欠であります。多くの農業者が農作物の増収のために施肥を行っております。ところが、農作物に利用されなかった余剰の肥料成分は地下に浸透し、地下水の硝酸性窒素濃度の上昇を引き起こす原因となっております。また、過剰施肥は農作物、特に野菜に多くの硝酸塩を蓄積させることとなります。

畑地に肥料として供給されたアンモニア性窒素や硝酸性窒素は作物によって吸収されます。また、作物に吸収されずに畑地に残存したアンモニア性窒素は、その大部分が土壌粒子や土壌有機物に吸着されています。

一方において、残存した硝酸性窒素は、土壌粒子にはほとんど吸着せず雨水やかんがい水に溶脱し、水とともに次第に深層へと浸透をし、地下水の層まで到達して地下水汚染を引き起こす原因となっております。そして、表土が雨により流出したり、あるいは湧水として再び地上に流れ出て河川へと流れて硝酸態窒素汚染として数値として出てきます。

そこでお尋ねします。

営農指導により施肥量の抑制や施肥方法の改善を指導することで、ある程度は数値は軽減できますが、農業生産活動を続けるためには肥料はなくてはなりません。そこで、窒素によって地下水の硝酸性窒素濃度が環境省の基準値、環境省が環境基準値を硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を合わせて12ミリグラムリットル以下と定めた環境基準値を超えないような予防措置、すなわち地下水汚染防止対策を農業の生産システムに組み込んでいくことが、残存した

硝酸態窒素肥料が及ぼす環境負荷の低減には必要であると感じますが、村長の考え方を伺います。

次に、長野原町の交流センターで行われましたジオパークのシンポジウムにおいて、駒澤大学の文学部地理学科の学生による発表の中で、昨年の6月に行った調査結果の発表がありました。

吾妻川の上流側、湯の香橋上から大前橋の間において、硝酸イオンの数値が5.1ミリグラムリットルから4.0ミリグラムリットルという数値が示されました。

婦恋会館での数値は3.0ミリグラムリットルと、だんだん下流になるにつれて数値は下がっています。これは河川水が発電用に取り入れられているためとのことでございました。結果は、上流地域において数値は高く、西窪の取り入れから下は低くなっているなどの発表がありました。調査をした期間に限りがあり、雨の日に調査をした日もあったということがございます。上の川の数値が高いのは、キャベツ畑があるためだと思われるとのことでした。

結果として、前に述べましたが、数値として硝酸イオンが検出されたということは、畑に残存していた硝酸態がある程度地下水及び表土が流されて、吾妻川に出ていると思われます。村長はこういった数値の結果を見てどう感じたのか、お尋ねいたします。また、村として地下水及び河川水の水質検査等を今後行っていく考えがあるのかも、あわせてお伺いをいたします。詳細な答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の大きな質問でございますけれども、日本のポンペイ鎌原村を日本遺産に登録申請を、というテーマのご質問でございました。

ただいま土屋議員から日本遺産の概要についても触れていただきましたが、天明3年の浅間山の大噴火によって、鎌原集落は土石なだれによって壊滅的な被害を受けました。その際に観音堂に駆け上がるなどして助かった93人が、身分・財産に関係なく一族として契りを結び、力を合わせて鎌原集落を再建しました。その後、236年を経過した今でも、鎌原区を初め、鎌原観音堂奉仕会、鎌原地区活性化協議会などのご努力によって、当時の様子を語り継ぐ活動が行われております。鎌原集落復興の歴史とその後の伝承活動は、まさに日本遺産登録の趣旨に当てはまるものであり、登録されるべきものと考えております。また、登録によ

って外国人観光客の増加も期待できると考えております。

この日本遺産の認定申請には幾つかの要件がありますが、その中に歴史的風致維持向上計画、もしくは歴史文化基本構想のどちらかを策定していることということが要件となるわけでございます。孺恋村では現在どちらも策定していない状況にあります。

歴史的風致維持向上計画につきましては、平成20年度に施行された歴史まちづくり法という法律に基づき国が認定し、また補助事業により支援するというもので、現在、全国で72市町村が認定を受けているようでございます。

また、歴史文化基本構想の策定についても、平成23年度からやはり国の主導で進められているものでありますが、内容的には文化財の保存と活用をさまざまな関連団体が連携して取り組むことが主とすることとなっております。このどちらかを策定しなければ申請できないということで、大きなハードルであると考えております。また、現時点での日本遺産の登録状況でございますが、67点が認定されております。群馬県内では群馬県が、かかあ天下 群馬の絹物語と題して、関係市町村である桐生市、神流町、中之条町、片品村とともに認定を受けているほか、館林市が沼の文化について、この1月、申請をしております。

文化庁の広報によりますと、2020年までに100件程度の認定をしていく予定とのことでございます。2年以内に残り30件ほどが認定されるのではないかと、こう思われます。その後については不明でございますが、現実的には片手間で申請できるのではないと考えられ、また、かなり急がないと残りの枠に間に合わないと考えられますので、早急に検討を行い、調整がつけば取り組みたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

第2点目、畑地での窒素肥料が及ぼす環境負荷の軽減についての質問でございました。

土屋議員ご指摘の畑地での窒素肥料が及ぼす環境負荷の軽減については、平成18年科学技術動向研究センター、環境エネルギーユニット、フクシマヒロカズ先生によります、過剰な窒素肥料が及ぼす環境負荷の低減に向けてという記載のとおりであり、フクシマ氏によれば、我が国における地下水の汚染状況は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の観光基準達成率は最も低く、改善傾向とはいえない。この汚染は農業生産活動に伴う窒素肥料の過剰施肥が大きな原因の1つであり、農業生産活動に伴って発生する水質への環境負荷を低減することは、農林業活動における適正な身近な技術の重要な研究課題であり、窒素肥料の過剰施肥は、農作物に多くの硝酸塩を蓄積させ、安心・安全な農作物の生産という観点からも取り組むべき問題であると問題提起し、農作物の高収入、高品質を保持しながら、環境負荷の低減と食の安全・安心を確保するには、農業者や消費者に対して適正施肥に対する意識の向上を図るとと

もに、農作物の養分吸収特性に合わせた適切な施肥が実行されなければならないと結論づけております。

具体的には、環境保全と食の安全性の両者を考慮した施肥基準の策定、土壌作物診断をベースとする施肥設計に要求される簡易測定器の開発、環境負荷軽減を図りやすい肥料の開発が必要であると述べておられます。

また、環境省発行の冊子によれば、硝酸性窒素は、乳児の胃などではその一部が還元されて亜硝酸性窒素となり、赤血球のヘモグロビンを酸化してメトヘモグロビンに変化させると。メトヘモグロビンが多く生成されると血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こすといわれておるところであります。

地下水汚染対策を農業の生産システムに組み込んでいくことが、残存した硝酸態窒素肥料が及ぼす環境負荷の低減には必要であると感じるが、村長の考えはというご質問でございました。

土屋議員ご指摘のとおり、農業生産システムへ組み込むことができれば、環境負荷の軽減並びに経費節減につながる大変すばらしい取り組みであると思います。

一方で、環境負荷を軽減する取り組みにはそれぞれ相応の負担が伴うため、農業生産者全ての理解を得ることは容易ではございません。また、硝酸性窒素の地下水汚染対策は農業生産者だけの問題ではないと考えております。汚染負荷の削減としては、第1に汚染の未然防止を行うことが重要であり、農業生産者ばかりではなく、それぞれの立場における取り組みの重要性が唱えられております。

一般家庭における取り組みといたしましては、生活排水の適切な処理、下水道への接続、家庭菜園等における過剰な施肥の抑制などが挙げられます。農業生産者の取り組みとしては、施肥基準の遵守はもとより、過剰な施肥の抑制、エコファーマーへの登録、肥効調整型肥料の利用、堆肥の適正な利用等が挙げられております。さらに、地域全体の取り組みとして、減肥対策としての施肥量の実態モニタリング、減肥に対する取り組みの推進、環境に配慮した農業の推進、地下水のモニタリングなどが挙げられており、それぞれの立場において取り組みが重要となると考えております。地下水は国民生活、農業、産業にとって重要な地下資源であります。一旦汚染されるとなかなか自然には浄化されず、近年の浄化技術の進歩をもってしても、多大な費用と時間が費やされるといわれております。浄化技術のさらなる発展も期待するところでございますけれども、重要なことは、汚染を未然に防止し、正常な状態を維持することであると考えておるところでございます。

そのためには、硝酸性窒素について正しく理解し、仕事の生活の中で汚染防止を心がけることが必要であり、一般家庭、農業生産者、それぞれの取り組みが汚染防止につながりますので、一人一人の努力によって大切な地下水を守り、次世代へ引き継いでまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

次に、ジオパークシンポジウムにおける調査発表の中で、吾妻川からのサンプリング水に硝酸イオンが検出され、上流側と下流側ではその数値が差異が認められたとの結果について、どう感じたかというご質問でございます。

調査発表の中で示された数値は科学的な根拠に基づくものであり、その結果については真摯に受けとめなければならぬと考えております。調査数値に示すとおり、上流域においての数値が高いことは畑からの表土流出に起因するところもあろうかと思われますので、従前より取り組んでまいりました環境保全型農業の一層の推進によるグリーンベルトの設置面積の拡張はもとより、ゲリラ豪雨などによる表土の流出及び土壌の浸食防止を目的としたカバー作物などの作付を推奨するとともに、土地改良事業などによる沈砂池の設置や堆積した土砂のしゅんせつ、堰堤の建設など、ハード対策にかかわる要望活動を継続し、積極的にかつ総合的な取り組みとして進めてまいりたいと考えております。

また、村として地下水及び各河川の水質検査を継続して実施していく考えがあるのかについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、積極的かつ総合的な取り組みを進める中で、水質の検査データの蓄積は大変重要なものであると認識しておりますので、継続していくとともに、より効果的な手法を取り入れるなど、一層の推進に努めたいと考えておるところでございます。よろしくご指導、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 次から一問一答方式で行います。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 鎌原村の日本遺産登録ということで、村長の前向きな答弁をいただきましたけれども、この年数が、今2年ぐらいと限られております、村長述べたとおり。だけれども、この鎌原村のストーリーというのは、ジオパークとかいろんな面で研究されて、ストーリーをつくるのはある程度の資料があると思うんですけども、ぜひともこういうことをやっぱりジオパークと並列して、ジオパークはなかなか知名度というか、いろいろ難しい面がありますけれども、日本遺産というのはやっぱり団体客を呼び込むには必要不可欠で、本当に婦恋のメインになると思うんですよ。今ちょうど鎌原観音堂整備計画を進めております。あわせて、これも積極的にぜひとも一、二年のうちに登録申請できるようにお願いをし

たいと思うんですけれども、その辺のところの考えを、またもう一度お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日本遺産への認定申請については、国のほうから計画をつくらなければならん。1つの計画が歴史的風致維持向上計画、または歴史文化基本構想というどちらかを策定しなさい、そして、申請しなさいということで、これが要件でございます。

土屋議員ご指摘のとおり、その歴史的な継承を、あるいは遺産につきましては蓄積が相当あると、私も鎌原地区については思っておるところでございます。教育委員会のほうでは、昭和56年に調査したという貴重なデータも蓄積がございます。

ですがいまして、もし申請するとすれば、今、どちらのほうでしたほうがいいのかという気がしておりますけれども、歴史文化基本構想のほうが早いのかなという、ちょっと認識を持っておるところでございます。いずれにいたしましても、蓄積したデータあるいはジオパークで今研究しておる、そのデータを集約して早急に検討は加えてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今、村長が申しましたけれども、私はここにしかないという日本遺産の目的は、災害遺産が本当のメインのテーマになると私は思うんです。これだけ日本のポンペイは逃げたけれども、鎌原村は復興したって、233年も続いているなんていう、そういうところは、日本中見ても世界見ても少ないんだと私は思います。ぜひとも災害遺産のその日本の目的を持った日本遺産ということでしていただきたいと思えます。

日本遺産にも地域型とシリアル型ってあるんですけれども、中之条町がしたのはシリアル型で、複数の自治体が行っているところです。館林市が今度申請したのは、単独の自治体で行っていると思えます。日本遺産の鎌原村のこれは単独では本当にできると思うんですけれども。嬭恋村の本当に今、観光の目玉として1つでも本当に、これで、軽井沢も近いし、いろんな面でこれからオリンピックからお客さんがいっぱい見えておるんだけれども、呼び込むには本当に最大のチャンスだと思うので、ぜひともこれは進めていただきたいと思えます。

次に、硝酸の件についてお伺いしますけれども、硝酸態の害が及ぼすことについて、村長は先ほど述べましたけれども、こういうことに対しての細かいことは認識しているんですか、人体に及ぼす影響とか、そういうのをちょっとお伺いします、村が認識しているのか。それとあと、硝酸塩についてもそうなんです、野菜に蓄積することでございます。そのことに

ついても、皆さん認識しているかどうかもお伺い、害があるのかどうか、認識していたら答弁をお願いします。

○議長（滝沢倣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 最近、環境については非常に厳しい、消費者の目も厳しい。先ほどの松本幸議員のお話の中でも環境にかかわるわけでございます。特に、農薬等にかかわるものにつきましては、現在、環境保全型農業におきまして、43薬品については、毎年残留農薬の調査はさせていただいておるところでございます。

しかしながら、近年、もう少し幅広くPNK、特にPNのN、窒素については、もう少し人体に影響また蓄積がされますよというデータが、非常に世に出回っている状況でございます。PNKのN、窒素について、今後、より一層、我々もしっかり確認していく必要があるなど、こういう認識は持っております。

現在、吾妻川の地域につきましては、毎年主な河川については村で単独で調査をしております。窒素を含めて、ペーハー含めて、まだまだ確認すべき課題がいっぱいあるわけでございますけれども、バラギ湖、田代湖あるいは吾妻川を中心とする主な河川の村単独の調査も現在蓄積をしておるところでございます。

また、今井川のほうにつきましては昔からの鉱毒の関係がありまして、昔の群馬県の繊維工業課、現在の工業政策課でございますけれども、これは2年に一度調査を継続させていただいております。データを蓄積する中で、今後もしっかりと対応を考えていかなければならぬなど思っております。

また、土屋議員ご指摘の人体にどういう影響があるかということについては、ケミカルの専門家でも僕もございませんので、わからない点が多いんですけれども、ジオパークで駒澤大学の皆さんが研究してくれた全てのデータを今までをもう一度集積をして、それに対応した対応も必要だと思っておるわけでございます。まず、過去のある範囲のデータをしっかりと確認し、蓄積したデータをもう一度確認しながら、その結果、人体にどういう影響があるか、このケミカルの分については、今後、環境保全型農業の蓄積データはありますけれども、もう少し幅広い水質の調査というものも必要な時代になってきたと、こう思っております。

また、地下水の関係についても、今日大きなテーマになりつつあるという認識を持っておりますので、それも含めまして、今後における重要な課題でありますし、それに対応した対策も早急に講じていく必要があるという認識を持っておるところでございます。

詳細な点があれば、担当から一言答弁させます。

○議長（滝沢倅明君） 農林振興課長。

○農林振興課長（横沢貴博君） 詳細ということでございますが、今、村長述べたのが主な内容でございます、データは村長のおっしゃるとおり蓄積されておりますし、先ほども村長の答弁の中にもありましたように、一般的な硝酸性窒素というのは何ぞやと、その程度の認識は持つておるつもりでありますので、これからもその点に注意しながら、しっかり勉強を重ねていきたいと、そんなふう感じているところであります。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 硝酸態の害については詳しくは述べられなかったんですけども、ちょっと私から述べてみます。

硝酸性窒素及び亜硝酸窒素を一定以上含む水を人が摂取し続けると、血液の中に酸素運搬能力が失われて酸欠になる症状、さっき村長が申しましたがメトヘモグロビン血症を引き起こすとともに、発がん性物質であるニトロソ化合物が体内でつくられる可能性が指摘をされております。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸窒素は、河川や沼などを富栄養化し、コケか藻が湧く原因となっております。ことしで八ッ場ダムも完成して、水がいよいよたまってくるようになると、やっぱり水の動かないところは富栄養化して栄養がうんと蓄積されて、藻が湧くようなことになってまいります。必ずそういうところには蓄積されていて栄養があるということで、本当に蓄積されていることだと思えます。

それとあと、野菜に蓄積する害についてもいろいろとあるんですけども、野菜に特に多いのは、葉っぱのほうへ蓄積されております。これも乳児のほうで、さっきも申しましたように、酸欠を引き起こす。小児が摂取すると、酸素が引き起こして空気が少なくなって死亡するというふうな例も疑われておりますので、ぜひともこういうことはよく研究をしていただきたいと思えます。

それとあと、肥料低減の、今すぐにはいろんな施肥設計を変えるわけにはいかないと思うんですけども、これからは低減する肥料というのは、現在、実際に肥料はあります。

それによりますと、低減につながる肥料として、まず被覆肥料、コーティングされている肥料、これはやっぱり窒素がその作物において、必要に応じて段階的に溶けていく肥料でございます。そして、あと緩効性の窒素肥料、これも同じぐらい、また尿素が主体でございますけれども、だんだんに野菜に必要量が溶けていって、硝酸の蓄積が少ないように加工され

ている肥料でございます。

それとあと、硝酸化成抑制剤入り石灰窒素というのがあるんですけども、これはその抑制剤をあらかじめ肥料に入れてある、硝酸態を消すための肥料があります。難点としましては、普通の化成肥料よりか価格が何せ1.6倍ぐらい高いということ、こういうことをクリアしていけば、現在はすぐする気であれば、こういうこともしていく可能性は施肥として農家に指導をしていくことも可能であるかとは思うんですけども、それには何せ金が高かかりますので、生産するコストが、本当に高くなってまいりますけれども、こういうこともやっぱりしていかなきゃ、これから孺恋の農業は進んでいかないと思うんです。

それとあと、今、孺恋村がエンバクとかそういうのを秋使わない時期にまいてます。これがあるんです、作付けした後、残った硝酸性をエンバクとかマメ科の植物にまいて、それを吸わせると、それで硝酸性の窒素もまた少なくなるということでございます。こういうことをやっぱり村も積極的に発信して、これが一番、だから、収穫が終えた後、作付するというのは、これ一番窒素を取り除くということでもいいことだと思うんですけども。これはぜひとも村で、農協さんでも進めていって、農家に指導をしていってもらいたいと思います。これは今もしていることですから、これを完全にふやしていくことになれば、また本当にいろんな面でよい結果につながっていくんじゃないかと私は思っているんですけども。

そのことについて、村はどのように考えているか、こういう指導をしていくのかどうか、その辺のところもちょっと考え方を伺います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 硝酸態窒素肥料が人体に及ぼす影響、非常にケミカルでちょっと研究不足なところがありますが、その状況もできる限り、ホームページあるいは関係機関からも情報収集して、まず勉強させていただきたいと思っております。

それから2点目の肥料のやり方ということで、今コーティングされた肥料だと効き目がありますよ。あるいは緩効性肥料だと、より効果がありますよ、あるいは硝酸態を削除する、削減する肥料もありますよ、ただし、価格が1.6倍ですよというご指摘もいただきました。その施肥する動き、肥料の中身も、専門的なことは私はわからないところが多いんですけども、貴重なご意見であると思っております。

それから、また3点目のエンバクやマメ科は作業が終わった後まいて、硝酸性窒素を吸収する効果があるということでございます。それらを総合的により一層勉強をさせていただき

たいと思います。

また、この課題はやっぱり環境保全型農業の一環だと思いますので、しっかりと今のものを総合的に、農協さんも環境保全に加入していただいております。また、生産者の多くの方々のご意見も賜りながら、しっかりと環境保全型農業を中心として政策的な課題として取り組む必要があるであろうと思っておりますので、また取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 硝酸態窒素にかかわる問題の意識の向上ということも、これからは必要じゃないかと私は思っております。2003年に環境省が地方自治体に対して実施した硝酸性窒素に対する地下水汚染に関するアンケートをしました結果によりますと、地下水汚染対策を講じる必要があると認識している地域数は、62自治体180地域であります。しかし、その自治体の中で硝酸性窒素による地下水汚染について、住民等へ啓発活動を実施していない自治体の割合は8割にもなっているということでございます。環境保全に向けた取り組みは十分ではないという状況では、本当に自治体としてはあるんじゃないかと、私はそれも感じております。

まずは、農業活動によって地下水の硝酸汚染状況を積極的に公開していかなければ、数値を出して示して理解を得ていかなければ、この問題はいろんな面で解決していかない問題であると私は思っております。

農作物を確保しながら減肥を行うんですけれども、具体的な作業方法に関して積極的な情報を発信し、減肥による経費削減効果を具体的な数値として、情報を発信できる、そういう体制を村がある程度示してもらって、それにより農業が、婦恋のキャベツが継続できるような体制をぜひとも施肥設計とかそういうのもやっぱりいろんな面で提示をして情報公開をしていかなければ、意識の向上にはつながらないと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 婦恋村の基幹産業キャベツは、今日日本一であります。これをしっかりと守り、また未来に継承する必要があると思っております。そのためには、しっかりと環境、これをしっかりと認識もし、また生産者あるいは消費者含めて、また地域住民のご理解もいただきながら対応をしていく必要があるであろうと思っております。

環境保全型農業で、出た土をきれいにする、あるいはグリーンベルトの施肥面積を拡大する、あるいは農薬については43検体ということでございますが、先ほど来、窒素、硝酸態の話も出てきておりますので、もう少し幅広く専門的な方のご指導もいただきながら、幅広い勉強が必要だし、また生産者、特に環境保全型農業にかかわりのある中核的なメンバーの担当部署とも、しっかりそういう認識を持ってもらって、地域住民にしっかり告知もしながら、生産者に告知をしながら取り組んでまいりたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、産地、日本一のキャベツ、これを守る。そのためには、我々が先んじて環境問題をしっかり学んで、そして、その対応を怠ることなく取り組んでいく必要があるということを痛切に感じておるところでございます。

トレーサビリティも、もう少し、また薬品の関係も、農協さんとも今るる話をさせてもらっておりますけれども、きょうは貴重な意見をいただきました。特に「環境省の未来へつなごう私たちの地下水」という資料も、私どもも今現在見ておりますが、しっかりとまた村民に幅広く告知をしながら取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） ぜひと進めてもらいたいと思ひます。

あと、作物に有効なのは、大豆等のマメ科作物は微生物を利用して、窒素固定菌というのが微生物にあります。こういう菌を畑にまくと、硝酸態窒素の軽減にもつながっていくんじゃないかと思ひます。やっぱりこういう資料も積極的によく研究して、婦恋に合った肥料とか、そういうのをぜひと進めていってもらいたいと思ひます。

先ほど、ジオパークで示された数値は、これで丸で囲まれておりますけれども、畑作地帯で数値が本当に出ておりますから、完全に。これを厳密に本当に受けとめていただきまして、未然防止をこれからぜひと進めていってもらいたいと思ひます。

ちなみに、水田というのは硝酸態が残らないんですよ、水田は。畑作だけで硝酸態が多くなるんです。水田の土壌は水に覆われていて還元状態にあるんですよ。肥料として供給された窒素成分の多くは、アンモニア性窒素として土壌に吸着されて溶脱しにくくなっているんです。また、土壌面に有機物が比較的多く含まれていて還元状態にあるため、脱窒素菌により生物的窒素が活発に起こり、硝酸性窒素は窒素ガスとなって空気中に放出されている、そのような結果であります。多少は硝酸態も残るんですけれども、ほとんど水田地帯には硝酸は残らないという結果でございます。

それで最後になりますけれども、地下水の水質保全に対する目的を持った保全システムは、正常な水資源としての地下水を量と質の面から維持するものであり、農業生産者だけではなく、地域の住民全てに利益をもたらす好ましい環境に国土を保全するための社会基盤としての重要性を鑑みると、農村整備事業において環境保全型畑地整備事業と呼べるような、新たな公共事業としての事業を国や県に求めていって、農業者が負担ができない、してもらえなくても、国がある程度のことをこういう予防措置として環境を知る事業を始めてもらいたいということでございます。

結局、ダムは国交省、環境は環境省、いろんな縦割りというか、横のつながりが割れないと思うんですけれども、やっぱり孺恋村は農業生産で生きている村でございますので、ダムの上流圏のこれからそういった事業をぜひとも上流対策として国や県に要望して、環境保全の土地改良とかそういうことを、いろんな資材も当然国は知っていると思うんですけれども、そういうことをぜひとも改良事業として取り入れて、新たな事業をぜひともできるよう、村長は、もし東京や農林省へ行ったら、ぜひとも土地改良の会長さんもしているようでございますので、本当に頑張ってもらって、こういう事業をぜひとも上流圏で取り入れてもらえるようなことをしてもらいたいと思うんですけれども、その辺のところをお伺いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

硝酸態は畑には残るけれども、水田には残らないという現実があるというお話でございました。また、畑についてマメ類等が効果があるというお話も聞かせていただきました。総合的にその辺を分析し、また組織を通じて、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、地下水のお話でございました。地下水については農業でももちろんです。飲料水としても生活用水としても重要であります。また、今現在では工業用水としてもいろんな地下水を利用しておるわけでありまして。地下水は本当に国民の資源だと思っております。やはり冬に高山に雪がたくさん降り、そして、その雪が溶けることによって、だんだん地下水も蓄積し、それが畑や田んぼを潤すという日本列島の構造があるわけでございます。ぜひとも、冬には雪がたくさん積もること、これが環境を守る原点である。また、雨が降るべきときには適量の雨が降っていただく、これが日本の風土であり、それをしっかりと守っていく必要があると思っております。特に地下水の場合には、目に見えない大切な資源でありますの

で、我々もしっかりと今後も情報も集めたり、また勉強もしていく必要があると思っております。

土地改良事業を通じて、しっかりとその地下水対策も含めた形でいかがかというご提案でございました。上流地域でございます。またキャベツの面積そのものも3,400ヘクタールという広大な面積があるわけでございます。表土流出についても、議会のほうでも全協でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、国のほうに表土が流れない対策、特に平成14、15、16年につくった計画もありますので、それらをもう一度しっかりと学び直して、早急に対応して取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

特に、雨が降るたびに農地耕作地の表土流出もそうなのですが、沢がどんどん深くなっている現実もありますので、国の直轄でできないかというお話も現在させていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、あとは沈砂池の継続的な土を取り出して、機能を果たすような形のを沈砂池の土地改良の中にも80カ所、その他、村が単独でやったものも30カ所ぐらいもありますので、そういうものも計画的にあわせて、総合的に取り組んでいく必要があるだろうなと思っております。

いずれにいたしましても、第一次産業の産地を守るための事業として、地下水も含めた形で総合的に取り組む必要があるだろうと思っておりますので、またしっかりと取り組む所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） さっき環境保全型畑地整備事業ということを申し上げましたけれども、このことは、例えば肥料や家畜糞尿等により供給される硝酸性窒素を——付近に設置した暗渠によって雨水やかんがい水とともに回収して、浄化施設に引き込んで、硝酸性窒素を除去する地上集積処理方法や、土壤中に浸透した硝酸性窒素が地下水の層に達する前に、さっきも申しましたけれども、脱窒素菌で活発に生息する——窒素として除去する地中遮断処理法などということは、今、研究をされているということでございます。こういうこともやっぱり真新しいことは研究されていると思うんですけども、こういうことを嬭恋の、畑のそういう脱窒素を目指すためにも、ぜひとも考えていっていただきたいと思っております。

最後に、村長も卒業式に述べましたけれども、環境王国という、こういうのがありますけれども、こういうこともやっぱり環境宣言もして、嬭恋村は安心・安全だということをぜひ、言葉だけじゃなくて行動に移してもらって、そういうことをぜひともこれから実行していただきたいと思っております。その最後の答えをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日本一のキャベツの産地でございますけれども、ここには2,000メートル級の山々があり、先ほど申しましたが、ここに雪が降り雨が降り、そして、雪や雨がまた地域の畑を潤して、先人の皆様方が血と汗の結晶で、その積み重ねで今日の日本一のキャベツの産地が生まれてきたという現実があるわけでございます。

そして、現在、万座温泉のほうを含めた中では、1980年にユネスコのエコパークに孺恋村は認定を受けております。また、浅間山南のほうでは、現在、平成28年9月9日に日本ジオパークネットワークJGNから、長野原町と孺恋村で提案させていただきました浅間北麓のジオパークネットワークは……

○議長（滝沢倅明君） 村長、質問に端的に答えてください。

○村長（熊川 栄君） はい。

これも一つ環境だと思っております。ジオも環境、エコも環境だと思っております。このすばらしい大自然等を、エコとジオのこのすばらしい環境の中に孺恋村のキャベツはある。そこにはおいしい空気と水がある。そういう環境の中でこそ、孺恋のキャベツは日本一なんだと、私も思っております。

ご提案のありました環境王国という、今、言葉がございましたけれども、環境という言葉については、私の最も重要な大切な課題だと、世界の人類の課題だと思っておりますので、しっかり今後取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（滝沢倅明君） 再開します。

傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

---

◇ 伊藤洋子君

○議長（滝沢倣明君） それでは、続いて伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

[8番 伊藤洋子君登壇]

○8番（伊藤洋子君） 傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

日本共産党の伊藤洋子です。

去る3月11日は東日本大震災が起こった日です。たくさんの方々が亡くなり、被災した方々の中で8年たった今でも2万人を超える人たちが避難生活を送っています。こうした方々に一日も早く平常の生活が戻ってくることと、二度とこのようなことが起こらないことを願ってやみません。

さて、3月議会は来年度予算を審議する、とりわけ重要な議会です。私は、村民の皆様から預かった税金を、より多くの方々の暮らしと営農を守れるように、そして、より多くの方々が嬭恋村に住んでよかったと思えるような予算にしたいという気持ちで、予算審議に臨んだところです。平成31年度予算は11日に可決されました。今後、予算が本当に村民の幸せのために執行されることを望みます。私は、いつでも村政は村民が主人公であることを基本に、そして、嬭恋村が、より住みよい村になることを願い、一般質問を行います。

1点目は、西吾妻福祉病院に産婦人科を復活させることと、小児科の充実についてです。

先日の上毛新聞一面に「利根沼田 出産対応1院のみに」の記事が、大きく大きく取り上げられていました。その記事中に、西吾妻福祉病院も出産の取り扱いを休止したことにより、北毛地域で子どもを産む環境が厳しくなっているということが書かれておりました。西吾妻福祉病院の経緯については報告を受けており、承知しているつもりでしたが、群馬県内が出産を控えている方々にとって、こんなに厳しいことになっていることに驚いています。

子育てしやすい嬭恋村を目指し、保育料、給食費、教材費などを平成28年度より無料化したことはとても喜ばれていますが、同様に、子供を安心して産み育てられる環境づくりをしないと、今後、出生率を上げられないのではないのでしょうか。

予算審査において、前年度より出生がふえているという報告にうれしい気持ちになりました。今後さらに子供を産み育てやすい環境づくりを積極的に進めることは、村政の大きな課題だと考えます。西吾妻福祉病院に産婦人科の復活を強く求めるものです。

次に、小児科の充実についてです。

現在、西吾妻福祉病院は週に1日だけ小児科外来を行っているということです。小さなお子さんを抱えていると、ちょっとした病気で不安になります。まして初めてのお子さんだと、その不安は大きいものです。現在の小児科外来を充実させて、安心して子育てできる環境づくりを一步進めることを求めるものです。

2点目は、自衛隊に若い方々の名簿の提供をしないことを求めるの質問です。

予算審査において、自衛官募集事務事業についてという項目がありました。私は「まさか若い方々の名簿の提供はしていないですね。」と質問したところ、「提供をしている。」という答弁でした。私はとても驚きました。

このことについて3点質問し、今後は名簿を提供しないことを求めます。

1つ、事業として名簿の提供をすることになった経緯を、詳しく報告をお願いします。

2つ、名簿提供するのに本人の同意をとって行っているのか。

3つ、個人情報保護条例上、何ら問題はないのか。

名簿の提供は個人のプライバシーを冒していると考えます。今後は提供をやめるようにすることを求めます。村長の考えをお聞かせください。

3点目の質問は、戦没者追悼式の実施型を記念式典など取り入れることを提案するです。

毎年9月に行われる戦没者追悼式に出席して感じることは、遺族の出席者が年々少なくなっていることです。高齢化しているのと諦めるのではなく、少しでも早く違った形式を考えて、二度と戦争は起こさないでほしいという遺族の思いを継承できるようにしてほしいと思います。

昨年の9月の式典で、遺族代表の方が、これからの式典では、平和の記念式典のような形式での実施を考えていただきたいという挨拶がありました。私はその言葉が頭の中に残っていましたので、予算審査のときに「遺族の要望に応え、記念式典のようなことを考えてみてはどうか。」と提案しました。村長は「遺族の方々からも要望されている。」と答えましたが、実施するとは言いませんでした。

日ごろより村長は「村民の声に耳を傾けます」とか、「村民と協働の村づくり」と話されています。自分の言葉に責任を持ち、村民の声に寄り添う気持ちがあるなら、このことはすぐにも実施できるのではないのでしょうか。平和の大切さを次世代に伝えるためにも、ぜひ実施をしてほしいという気持ちを込めて、村長の答弁を求めます。

以上、3点について明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

傍聴席の皆様、きょうはご苦労さまです。

第1点目でございますが、西吾妻福祉病院に産婦人科を復活させること及び小児科の充実についてのご質問でございました。

西吾妻福祉病院の産科の問題につきましては、西吾妻福祉病院あり方検討委員会が、2016年6月22日を皮切りに12月14日まで全12回開催されました。救急医療、療養病棟の課題と同様、産科の問題が優先課題の一つとして協議がなされております。その中で、当時、医師、スタッフ体制は厳しい状況ではありましたが、地域の強い要請を受けて人員確保、経営面での支援により継続することとなりました。

しかし、2018年6月27日の第2回西吾妻福祉病院管理運営協議会において、指定管理の更新協議の中で、分娩の休止を次期指定機関の方針として、病院側から提示がございました。医師確保の困難な状況、現在の1名体制は安全管理上の観点から無理であるという結論が出されました。各町村の出生率も減少をたどり、平成28年度は開院当初の半数に近い数になっております。このような状況は全国的な問題であり、群馬県内でも産科医の数が100人程度であるとのことでございます。

また、総合周産期母子医療センターである県立小児医療センターも、4名いた産科医の医師が、現在では2名となっている状況であると伺っております。4月以降はふえる予定とのことでございますが、いずれにいたしましても、産科の医師確保が困難であることが理解できるという状況でございます。

伊藤議員の求める分娩体制の復活は、地域の誰もが望むところでございますけれども、4カ町村の首長、議員の皆様と検討を重ねてきた結果、残念ではありますが、やむを得ない状況となっております。

今後も産科医師の確保を含む地域医療の確保と、地域包括ケアシステムの構築の柱の一つとして、議員の皆様のご協力を得て、ともに県に強く要望していくつもりでございます。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、小児科の充実でございますが、この問題については、周産期医療としての産科を続けていくための課題でもありました。地域医療振興協会においても、努力をした中で困難な

状況が続いています。可能な限り、常設の課として存続をしていただけますよう要望していくものでございます。ご理解をいただき、お力をおかしいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

第2点目のご質問でございました。自衛官に情報提供をしないことを求めるという質問でございます。

1点目が、自衛官の募集に必要な募集対象者情報の提供はどうしていたか。

2番目で、名簿提供する方の許可はとっていたのか。

3番目で、個人情報保護条例上、何ら問題はないのかというご質問でございました。

次に、2点目の1の自衛隊への名簿提供についてでございますが、自衛隊法第97条、募集事務の一部委任の項目がございます。都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとされております。自衛隊施行令第120条、防衛大臣は、自衛隊又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとされております。これらの規定に基づきまして事務処理を行っております。

次に、2、3の質問で、名簿提供する方の許可についてと、個人情報保護条例上の問題について関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律第2条第5項の1において、国の行政機関は個人情報取扱事業者から除外されており、国の行政機関については行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする行政機関で、個人情報保護法によって法令の定める所掌事務を遂行するため、必要な場合に限りまして個人情報を保有することとされ、個人情報の保有に当たり、本人の同意は必要とされていないことから、許可はとってございません。

自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の規定は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料について、防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができる法令上の根拠であるから、個人情報保護条例上、何ら問題はないと考えております。

第3点目でございますが、戦没者追悼式の実施型を記念式典など取り入れることの提案でございました。

嬭恋村戦没者追悼式につきましては、かつて遺族会主催の慰霊祭と同日に開催してございましたが、遺族会員の高齢化等に伴いまして、遺族会主催の慰霊祭を取りやめたところでござ

います。現在は、婦恋村戦没者追悼式典の形となりました。

伊藤議員のご指摘のように、吾妻郡内でも、中之条町は第1部平和式典、第2部戦没者追悼式として開催しているとお聞きしております。第1部の平和式典では、地元の方の講話と沖縄・群馬の塔慰霊青少年派遣事業の報告、県立中央高等学校生徒会代表による平和への誓いとなっており、県立吾妻中央高等学校2年生全員が出席し、ご遺族の方々とともに平和について考える場所となっているようでございます。また、県主催の群馬県戦没者追悼式では、式典の中で次の世代を担う若者代表による平和への誓いが行われております。

本村といたしましても、遺族会役員の方から、ぜひとも戦没者の遺族だけではなく、村民一人一人が平和について考えるきっかけとなるような平和祈念式典を開催してほしいとの要望もありますことから、県内自治体が開催している戦没者追悼式などを調べるとともに、遺族会関係者や教育関係者など幅広い方々からご意見をお聞きいたしまして、婦恋に合った形で多くの村民が平和について考える式典が開催できるよう、今後、検討させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長の答弁がありました。

今、答弁されたことは、これまでの経緯から私も聞いております。しかし、改めて西吾妻福祉病院の理念を見させてもらいました。そうすると、新しい命の誕生から安らかな人生の終えんを迎えるまでの生涯を通しての地域住民本位の包括的医療・保健・福祉を実践しますということが、大きくうたわれているわけです。その理念に対して、基本方針が病院側から出されているわけですが、これまでも、あり方懇とか運営協議会でいろいろ話されてきたと思いますけれども、私は、それは皆さん本当にこの理念に沿って考えて、本当にこの地域に出産できるところがなくなってもいいと考えて、こういう結果になったのか。厳しい状況は私も全国的にも厳しいとわかっているので、その辺は承知しているつもりですが、やはり理念というものを守ろうとするなら、指定管理委託している地域医療振興協会にもきちんとその旨言って、自分たちの理念を全うするように何とかしようということで考えるべきじゃないかと思っておりますので、その1点について、皆さんはその理念についてはどう考えたのか、あり方懇の中とか運営協議会の中で、その辺が話されたのか、お聞きしたいと思います。

それから、次にですけれども、婦恋村の出生状況ですけれども、昨年度、平成30年度、ま

だ終わっていないけれども。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤議員、一問一答。

○8番（伊藤洋子君） ああ、そうか。申しわけありません。

それでは、そのことについてお答え願います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、産婦人科医が不足しておるわけでありまして、これ、全国的な問題でありまして、絶対数は不足しておるといふ現実がまず大前提であることは、伊藤議員も認識していただいております。おっしゃるところであります。

また、財団法人地域医療振興協会に、西吾妻福祉病院は嬭恋、草津、長野原、そして中之条と4自治体が組合をつくって、指定管理に運営をお願いしておるわけでございます。町村長並びに議会の議員も西吾妻福祉病院から産婦人科を何としても残していただきたいという強い要請をしてくるところでございます。そんなこともありまして、2016年のところでは、何とか継続しましょうというお返事もいただいていたわけでございます。しかしながら、昨年、2018年から、先ほど回答をさせていただきましたとおり、非常に経営が厳しいという状況でございました。東部の吾妻日赤さんについては、もう以前から産婦人科はできないということで中止だったと。東部からは誰も子供が産まれないねという話があって、西部のほうでは、西吾妻福祉病院では苦しくても何とか1名の先生が4名のスタッフをそろえて、24時間、産むときには体制を組んでいただいたということについては、我々も高い評価をしてきたわけでございます。また、それを踏まえながら協議を連続してきたわけですが、非常に現情では医師の確保を含めて、またスタッフの確保を含めて、現実的にできないという結果でございました。

誰もが産婦人科を継続をお願いしたいという現実、要望もしてきておったわけですが、指定管理の先であります財団法人地域医療振興協会のほうが、現実はこちらということ、現状では4月1日から西吾妻福祉病院から産婦人科がなくなるという現実が発生しております。今後におきましても、群馬県のほう、医務課を通しまして、吾妻郡全体で県立の、県の運営できる産婦人科を最低1カ所いかがかというお話は、現在進めておるところでございます。

6自治体が負担しても、県のほうがやるという方向であるなら、我々も6カ町村負担をし

て、吾妻郡内に1カ所何とかどうかという議論を、現在しておるところでございます。群馬大学のほうでも産婦人科、群馬県内、産婦人科が少ない、これが現実でございます。この辺については、ぜひとも、今後も県の医務課のほうともしっかり協議をして、また吾妻郡の医療に関する推進協議会がございます。これも町村長全部入っていますし、吾妻郡の医師会も入っていますし、病院等も含めて、お医者さんが15名ほど、あと薬剤師さん、あるいは保健師の方々もメンバーに入っておりますので、この辺もしっかり協議をしながら、県のほうにしっかりとまたお願いをしてまいりたい。また、地域医療振興協会に対しましても同じく4カ町村と協力して、しっかりとお話を進め、またお願いをしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今の村長の答弁で、検討していて、地域医療振興協会のほうもやりたい、それで吾妻郡内でも県としても、吾妻郡内に1カ所はということがあるというんですけども、その振興協会との審議の中で、先ほど経営が大変で2018年度からというのがありましたけれども、そうしたら、何とか広域の中でお金を出し合えば、西吾妻病院に産科を残すことができたのか。それとも本当に医師が不足でお金では解決できなかったのか、その辺の4カ町村の広域での話し合いの中で、そこまでお金の問題だったのか、本当に医師が不足だったのか、そこら辺を地域医療振興協会と話し合ったのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど申しましたように、その運営協議会を12回やってきて、そこで4カ町村が議会も全部入って、先ほどお話ししましたとおり、産婦人科の問題については先ほど申しましたメンバーの12回の協議を進めて重ねてきたという経緯がございます。その中で、産婦人科の問題も本当に営々と議論をされてきたわけでございます。我が村の議会からもそこには参加してきて、またその報告については随時担当から議会のほうには、また議員の中から議員に報告をしてきたということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 村長の答弁がずれているんですね。私は、その話し合った中でお金の問題か、医師が本当にいないのかというのと、あと先ほど答弁漏れしたのが、理念につい

て本当にみんながこの理念を全うしようと話し合ったのかどうか、その点も答えられていないので、お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

端的に具体的に答弁してください。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 伊藤議員の質問に回答させていただきます。

先ほど、お金の問題なのか、そうでなくてということなんですけれども、最低、産科を分娩を継続するには3名の医師体制が必要であるというふうに言われておりました、当直とか24時間体制が必要であって、その必要があるということが言われているんですけれども、現状、1名の常勤医と、それから派遣の非常勤の医師という状態で続けられていたんですけれども、その派遣の医師についてが、小児医療センターのほうからの派遣があったんですけれども、そちらのほうは4名、先ほど村長のほうから説明がありましたように、4名体制から2名体制になったというところで派遣ができなくなったということで、その人的な部分で不可能ということになったということをお聞きしております。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 4カ町村では、町村長もまた一部事務組合の議会でも、婦恋からも議員は当然参加しておいて、その中で議論をしてきて、できるなら産婦人科を継続してもらいたいと、誰もが思っておるわけでございます。その中でお金では解決できない。今、課長が申したとおり、お金をある程度出すんならできるというなら、我々もそういう結論を前向きに考えられる状況だったんですが、そういう体制にないというのが現実でございます。お金で解決できるということであるなら、日赤さんのほうもできるのかなという気がします。西吾妻福祉病院でもできるのかなという気が。

いかんせん、ご存じのように産婦人科医が全国的に、特に群馬でも足りない現実があるわけでございます。その辺、ぜひともご理解をいただき、誰もが望んでおるんですけれども、現実的には運営ができないと、こういう状況がありますので、よろしくご理解いただきたい。そのかわり、できるだけ助産師等のアフターケアとか周辺のフォローはするというので、そのための予算も確保しておるわけでございます。一般会計の中にも入っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 医師不足は全国的にも深刻な問題ですのでわかりましたけれども、婦恋村の第5次総合計画の中にもうたわれてきているものなんですよ。出生率を高めるといっているわけですから。それには、一番大事なことです。やっぱりもっと総合計画を立てた23年度からきちんと計画的にやってくるべきだったんじゃないかなというのを、まず指摘しておきたいと思います。

それから、平成30年度の出生の中では、婦恋村は西吾妻福祉病院でお産された方が一番多かったわけです。そうすると、それがなくなったら、本当に1時間から1時間半以上かかって出産しに行くということでは、本当に安心して産み育てられるという環境ではないと思うので、村長、町村長会長もやっていますし、きちんとその辺は多くの自治体の長と組んで、これは大きな課題として引き続き取り組むことを強く求めておきたいと思います。

それから、小児科のほうですけれども、小児科もやっぱり1人しか、週に1回だけというのでは不十分ですけれども、その点については、そのあり方懇とか運営協議会では問題視されなかったのでしょうか。これも先ほど質問で言いましたけれども、やはりお子さんが熱を出したりしたとき、夜中とかというのは不安になるし、そういうときにきちんと対応できる行ける病院があるということが、やっぱり安心して子育てできるというのがあると思いますので、その点の検討条項を聞きたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（土屋和久君） 小児科の件ですけれども、産婦人科の話し合いの中で、2人の医師体制、プラス小児科医が1名いれば産婦人科の運営自体は続けられることができるという、あり方検討委員会の中では出ております。その後の昨年の検討委員会ですか、産科の件についての検討委員会の中では、小児科の具体的な策については出ておりません。昨年の検討委員会の中では、指定管理の更新の中で、療養病棟と救急医療、それから産科、分娩の休診、その3点が特に話し合われた点でございます。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今回の私の質問は、あり方懇も含めてですけれども、今、私が事前通告で小児科の充実についてどう考えるかというのがありましたので、その後、西吾妻福祉病院と話し合っ、何か週2日でもできるのかとか、その充実についての的確に答えていただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、前段のあり方検討委員会で、医師の確保等は十二分に議論されてきた、また管理運営協議会でもしっかりと議論をしてきた経緯で、来ております。しかしながら、先ほど申しましたような状況でありました。しかしながら、今後は吾妻郡全体で群馬県立の産婦人科をお願いしたいという話を、今、下話を現在しておるところでございます。そして、県のほうも協力するということであるなら、吾妻全町村が応分な負担をして協力させていただきたいというお話を、現在はさせていただいておるところでございます。日赤も無理、西吾妻福祉病院も今の体制では産婦人科は無理という話も現実的に。

○議長（滝沢倅明君） 村長、質問者は小児科について。

○村長（熊川 栄君） はい。小児科の話もさせていただきます。

小児科については、ご存じのように常設もカットして、先ほども答弁をさせていただきましたが、今後もしっかりとお願いはしてまいりたい。地域医療振興協会にもお願いをしてまいりたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） いや、小児科についても、私の事前通告以降はまだ話し合っていないくて、これまでの経緯の中で強めていくということなんでしょうけれども、やはりこれも本当に子育てしやすい村づくりは、この西部吾妻も含めて全町村望むことだと思いますので、そこは村長の力を発揮してやっていかなければ、総合計画にも沿えない、やっぱりできませんでしたという総合計画の反省になっちゃうと思いますので、今後、やっぱり一遍きちんとしていただきたい。一日でもふやしてほしいというので、これ以上質問してもだめだと思いますので、これは1番目の質問については終わりにします。

それで、2点目ですけれども、私も自衛隊の名簿提出聞いてびっくりしたんですけれども、村長の答弁にありましたけれども、自衛隊法の97条とそれから施則の120条には、私も調べてみました。ただ、性別とか名前とかそういうことを名簿提出するのは、住民基本台帳法に基づいてやっているわけです。先ほど言った97条と120条では、いろんな事務を、事務事業の一部を行うということで法定受託事務なんです。名簿提出までは義務づけられていないんですよ。

だから、それを1つ目の質問で、私はいつからどんな形でやるようになったかというのも質問したけれども、それが何年前からやったのか、ほかの自治体を調べると、本当に適齢者

名簿を作成して提出しているのは36%、適齢者名簿を作成しているのを自衛隊の方が来て閲覧をしているのが34%、住民基本台帳の閲覧書き写しを求めているのが20%ということで、9割の自治体は何らかの協力をしているので、それをやるという村のこととしてはわかるけれども、本当に住所、氏名、性別とかというのを出すのは義務づけられていないんですよね、住民基本台帳法では。それで、住民基本台帳法では、第3条で市町村長の義務として、個人の基本的人権を尊重するように努めなければならない。それから、第11条では、何人も閲覧できるとなっているから、それでやっていると思うんですけども。

だから、責務としては本当に住民基本台帳法に基づいてやらなければ、個人情報よりも住民基本台帳法のほうが昭和60年にできたということで、それに基づいて自衛隊の事務がされているわけだから、義務ではないというところを承知して、以前はほかの自治体も自衛隊の方が来て閲覧して写し取っていったというけれども、何か年数経ている中で、それが名簿として自治体が全部そろえて、18歳になった子供たちの名簿を出しているということに、私はとても驚いたので、1番の質問に基づいて、県と村がいつからそういう住民基本台帳に基づいて出すようになったのかがわかったら、お答えいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この経緯でございますが、いつからかということが、大変申しわけございませんが、この件についてはちょっとわからない状況でございます。根拠としますと、まず先ほども議員のほうからございましたが、自衛隊法と施行令120条、これが根拠になっております。その根拠のもととして、個人情報の保護に関する法律というのがございます。この法律の目的につきましては、個人情報を取り扱う事業者を遵守すべき義務等を定めることによって、個人の権利・利益を保護することを目的にするということになります。この中の個人情報を取り扱う事業者には、国ですとか地方自治体、市町村ですね、県も含めてなんですけど、こういったものに事業者には当たらないということで定めてございます。

これは、法律の第2条の5項に定めてあるものでございます。この根拠の中で、国の行政につきましては、どのようなことをやっているかと申しますと、皆さんもご承知でございますけれども、国の行政機関というものは、こういった行政を円滑に的確に遂行するという目的がございまして、それに伴いまして、こういった事業者でないというふうには除外をされているということがいわれているということになっております。

このような状況の中で、法令で定められているということが根拠となって、村の個人情報保護条例、この中の第8条の2項に、本来であれば本人の同意があるもの、まずそこに行くんですが、これと次の各号のいずれかに該当した場合はということで、法令に定めがあるもの、こういったものが加えられておりますので、現状提供しているということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この問題が起こったのは、国会の中で、安倍首相が6割の自治体が協力していないから、憲法にやっぱり自衛隊を明記しなければということから起こったようですけれども、先ほどの総務課長が答えたことは、私も事前の準備で行ったときに聞いて驚いたわけですが、そうすると、個人情報保護条例というのは、もう国から県から言われたら、個人の本人の同意も何もなく出すようになっていっているところに、まず驚いたわけなんですけれども、その後、調べたところによると、先ほど村長が言った97条です、自衛隊法の97条ですけれども、知事及び市町村長は、政令で定めるところによる募集に関する事務の一部を行うとなっているんですよね。先ほど言った120条は、必要な報告または資料の提出を求めることができるだけになって、名簿提出を義務づけられていないから、それはちょっと気になっていたわけですが、それで、そのまま出しているという事実がわかって、実は私の知り合いの方も「うちの孫のところには何か募集が来たのよね。」と言うから、「へえ。」とそのときは何もわからないでいたんですけれども、ここのところ国会で取り上げられているわけですが、そうすると、自治体が本当にもっと強制的にやって、ある自治体なんかはちゃんと封筒に張れるようにぺたっとやるのまでにして出している自治体もあったりして、この自衛隊法の施則も関係なくやっているということでは、先ほど総務課長も言った個人情報保護条例といたしますけれども、住民基本台帳法では、個人情報の観点から、現行行政関係機関の事務の遂行に必要な場合でも閲覧しか認められていないんです。だから、皆さん、当局が写すのは住民基本台帳だったら、住民基本台帳法に基づいてやるのが基本じゃないかなというのを、1つ要望しておきたいと思います。

私は、自衛隊の方々も一生懸命やっているから、それはいいんですけれども、職業の選択もあるし、ただ名簿をこんなようにして権限を使って、国からだから何でもないというのではおかしいと思うんですよね。その辺でやっぱり本当に個人のプライバシーを守るのもきちんとやっていただかないといけないと思いますので、今後は住民基本台帳法、当局が使うのも住民基本台帳から写すんだったら、その住民基本台帳法に基づいて、名簿は閲覧ができる

までにしかなってないから、そこに基づいて行うべきだと思います。そのことをまず強く言っておきたいと思います。

それから、今までは県とかからだけ、この協力事務が求められていたけれども、昨年は初めて防衛大臣から来たという背景があって、その中には、この自衛隊員の募集事務に、婦人会とか青年会とかいろんな団体もかかわってやってほしいという防衛大臣からの通知も、昨年5月に来ていると思うんですけども、そういったものが、私を含めて議員は誰も知らないと思いますので、それが村にも防衛大臣から来ていると思いますので、よかったらそれはやっぱり全議員に知らせて、本当に婦人会、青年会、それから関係者がかかわっていくようになるというのは何かおかしいなと思いますので、それは後ほどコピーしていただけるかどうか質問しておきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、確認をさせていただいてから処理をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すると、今の事務は役場としては、何の経緯でというか、1番に書いたわけですけども、いつからやったかもわからないということは、どういう経緯で事務事業をやっていたのか、そこら辺は県から来たのか、国から来たのか、その辺の説明がなかったの、改めて、じゃ、質問をしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、先ほど来から申し上げているとおり、根拠としますと、国の機関というものは事業者ではないということで、個人情報保護法の中で除外をされているということのものが、まず1点目の根拠になろうかと思います。

どこから来ているのかということでございますが、防衛大臣のほうから、そういった依頼の通知が来ております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この点では1点だけ。先ほど総務課長は、防衛大臣から来たというのはまだわからないから確認してからという答弁だった。やっぱり防衛大臣から今回直接来たということでもいいんですね。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問ですが、内容の趣旨が、婦人会ですとかそういった内容があるということが、まだ私、今、確認ちょっととれていなかったもので、その件について後日ということで改めさせていただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 時間がありませんので、この問題については今後やるときには、住民基本台帳法に基づいてやれば閲覧だけになるので、村がわざわざ名簿をつくってやらなくて済むようになるので、その辺を行うように強く求めて、この件については終わりにします。

3番目の質問ですけれども、私は質問の中でも話しましたが、村長が村民の声を聞く、それから寄り添って協働の村づくりをやるというふうに答えているなら、先ほど答弁では、今後検討していくということでしたけれども、私はぜひそれは実施してほしいと思うんですね。というのは、ちょっと調べましたけれども、遺族者も本当に少なくなってきた、皆さんも参加していて、何かこう、どういうふうに表現したらいいか難しいんですけれども、少ない中で、ただ決まったことしかやっていなくて、もっと変化をつけたらいいんじゃないかなという思いがあって、この提案をしたら遺族会からも言われてると村長の言葉があったんで、それなら村長、9月に遺族会から、私は9月に聞いたけれども、それ以前から言われているとしたら、本当に寄り添うなら、やっぱりきちんとそれに基づいて検討するべきだと思うけれども、その検討をしたのか、検討をしてどうなったのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県のほうでも、また中之条町の例でも、そういう形で平和の形の内容変更でプラスアルファの式典に移行してきたということは認識しておりまして、我が村も、担当と遺族会とも、どういう形でやったらマッチベターであるかという検討は、現在も伊藤洋子議員がおっしゃるとおりしてきております。すぐ形になっていない現実もありますけれども、決して後ろ向きじゃなくて、そういう形が必要であろうと、私も思っておるところでございます。

また、遺族会のほうも、今から15年前とか20年前は遺族会の会員がご存じのようにたくさんいらっしゃって、自分たち独自で慰霊祭をやって、その後に村主催の戦没者追悼式という形で行っていました。しかしながら、遺族会のほうから、もう我々、とても慰霊祭ができな

いと。以前は和尚さん3名をお呼びになられて、遺族会独自でやられていたんですけれども、それもできないから、村独自で合同でしていただきたいということで、今の形に婦恋村はなっておる現実であります。

遺族会もいずれ会員が将来いなくなると、未来永劫、人間生きられませんので、会員数もどんどん減ってきた現実もあります。しかし、平和を願うというこの理念は変わらないわけでございますので、婦恋村といたしましても、何らかの形のプラスアルファの形を今後とっていき、また未来にその平和の趣旨を伝える形のものを取り組んでいく必要はあると、私自身も思っていますので、鋭意、遺族会とも話し、また担当とも話しながら、特に遺族会の皆さんと話して、いい形のものができるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 村長の答弁はいつもずれるけれども、今、私の質問したのは、そういう遺族会から聞いたら検討されたのか。検討した結果、どうなったのかということを知りたかったんです。先ほどの答弁では、もう今後検討していくとなっているから、検討していなかったのかなとは思いますが。

私が望むのは、遺族会の方も村長の挨拶も、これからの若い人たちにそういう平和の大切さを伝えたいという挨拶をされているわけです。そしたら、それに沿ったことを考えるのが当局の仕事だと思うんです。

私は、6月の沖縄の平和式典見て、小学生の子供たちが平和への誓いをやっているのを見て感動したわけですが、婦恋村の中学校もたしか平和教育をずっとやっているということなので、その辺が教育の成果をあの場でやったりしてもいいかなというのを考えて、先日、卒業式に行ったときに、校長先生に日にちを聞いてきました。ちょうど5月か6月ごろ、広島への旅行をするということなので、それだったら、そういう平和教育の成果を出して、本当に子供たちに平和の大切さを私たちが本当に伝えていくという行事にもできるんじゃないかなというのを強く思ったので、その辺で平和教育について教育長に聞かせていただいたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

記念式典の実施と児童生徒の参加について教育的に見てどうなのかというふうなところの観点で、お話をさせていただきます。

平和教育の観点から、戦争は歴史における事実であります。そして、戦没者と平和な現代社会との関係は、歴史の学習はもちろんですが、平和教育に位置づけられる内容だというふうに思います。

現状、中学校においては平和教育について、特色ある教育課題として、当然、教育課程における総合的な学習の時間の平和学習という形で置いてあります。形としては、3年間における各学年の一部に位置づけています。その中で、平和学習としての体験学習、いわゆる校外学習ですが、これについては松代大本営、そして、広島平和記念公園及び平和記念資料館、これを見学しております。

教育課程外の活動になりますけれども、沖縄県の座間味交流では、希望者になりますが、校庭の一部に教育課程との関連を図った平和学習としての沖縄本島視察を実施しています。具体的にはひめゆりの塔、それから、ひめゆり平和記念資料館、こういったものを実施後に当局の報告はもちろん、2年生全体として報告をし、2年生の平和教育へとつなげています。

提案の式典についてなんですけれども、最近、追悼式とそれから記念式典という形で融合したり、あるいは記念式典というような形に移行する町村も、もちろん出てきています。本村においても現状を考えると、こういった式典の導入というようなことについても検討していく意義、必要性はあるというふうに思います。

よって、平和教育の観点及び今行っています中学校の平和学習との関連からすると、記念式典については教育的価値は十分あるかなというふうに考えています。

ただ、実際に学校は参加するということに当たっては、幾つかの課題があります。例えば、記念式典自体の趣旨について、例えば式典において児童生徒が参加することの意義、あるいはその役割、そういったものが明確にされないといけないと思いますし、その明確になったことによって、対象学年、例えば高校生であるのか、中学生であるのか、小学生であるのかが決まってくるのかなというふうに思います。

そして、義務教育の立場からすると、新たな学習の機会、そして新しい内容となりますので、さらに学校を離れての活動、こうなりますと、学校教育としての意義をしっかりと明確にしないといけないと思います。これについては、職員はもちろん、生徒、それから保護者等にも十分な理解をいただく必要があるかと思います。

さらに、教育課程の編成上から考えると、参加対象となる学年や生徒あるいは参加人数、あるいは授業実数の関係から、参加生徒に対するその参加時間の扱い、あるいは年間指導計画への位置づけ等、これらの課題を解決することができれば実現も可能であるというふうに

考えます。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん、最後の質問になります。

○8番（伊藤洋子君） 時間がありませんので。

それでは、私はなぜこのようにしたかといったら、やっぱり平和の大切さを本当にもっともっと後世に伝えたいということと、それから追悼式だけで本当に、いつもの毎年のやり方に踏襲されていないで創意工夫していくということが、この婦恋村の戦没者291人のやっぱり霊に私たちが応えていくことになるのじゃないかと考えましたので、提案しました。この提案を当局が真正面に受けとめて、次回がよりよいものになることを求めて、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） それでは、議長の許可を得ましたので、ここで大きく2点に分けてご質問をさせていただきたいと思います。

平成31年度予算で、婦恋村の3本柱として、健やかな成長を支える子育て、教育環境の充実、2点目に防災・減災対策の強化、3点目に快適な暮らしをつくる生活基盤の確保でありました。その点に基づいて、防災・減災対策について、災害に強い安心・安全な村づくりについてご質問をさせていただきたいと思います。

この3月11日で東日本大震災から8年が経過しました。改めて、被害に遭われた方、遺族の方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。この災害の教訓を忘れてはならないと思いますし、あすは我が事と捉えて日ごろから防災意識を高めていく必要があると考えます。

また、去年は全国各地で大きな自然災害に見舞われました。被災地では復興が着実に進んでいます。いまだ避難生活を余儀なくされ、仮設住宅での暮らしを強いられている方がいます。「いのちを守る」「いのちの安全保障」という観点から、防災・減災というテーマ

を政治、社会の主流に位置づけ、ソフト・ハード両面からの対策を、もう一段高いレベルまで引き上げられなければならないと考えています。

政府の中央防災会議では、昨年12月気象庁が南海トラフ地震の臨時情報を発表した場合の、住民や自治体、企業がとるべき防災対応をまとめました。臨時情報が出された際に、国民一人一人がどう行動するか、地震への備えを我が事として考えていく時代に入ってきたと思います。

昨年7月の西日本豪雨で多くの高齢者が犠牲になった岡山県倉敷市真備町では、浸水した地域のほとんどがハザードマップ災害予測地図で危険性が予測されていたにもかかわらず、住民の多くがハザードマップの内容を十分に理解していませんでした。いざというときにハザードマップを機能させるためにも、行政が旗振り役となって住民への周知を急ぐとともに、社会全体の防災教育のあり方を改め、住民がお互いを助け合う力を増していく必要があると思います。

住民一人一人が災害時に何をするのかを事前にシミュレーションするマイ・タイムライン、自分の防災行動計画や、村でも要援護者への支援体制が各地区でも策定されていると思います。どのように周知活動をされているのかと、今後、自主避難計画の策定など、住民が主体となつてつくる地区防災計画の普及など、地域住民による防災コミュニティの力を高める取り組みが、今後、孺恋村としても重要と考えます。今後、村としてどのような点に重点を置き、災害に強い村づくり、住民の命を守る防災・減災対策を考えているのか伺いたいと思います。

次に、交通弱者対策についてであります。

平成30年度からお出かけタクシー事業がスタートし、公共交通が手薄い孺恋にとって大変画期的な事業と考えます。現段階で試用期間と思いますが、高齢者福祉タクシー事業とのすり合わせや、タクシー会社がタクシーを増車し、住民の要望に応じていくためにも、利用の促進と環境整備が必要と考えます。また、現在、要綱上では第3条1項で65歳以上の村民であれば誰でもが利用でき、2項では障害者、3項では村長が必要と認めるものとあります。この3項に該当する事案はどのようなことが考えられますか。

また、65歳以下であっても、万座地域など永住されている方々で車がなく、買い物等に吾妻線を利用して、東吾妻町の本屋さんなどに買い物に行っている方がおります。帰りに民間会社のバス利用で万座地区まで帰るためには、午後3時くらいまでに万座鹿沢口へ到着しないと帰れなくなってしまうそうです。吾妻線を利用し高崎や東京にも行ってみたいとの希望

もかなうことはなく難しいとのことでありました。このような方にも、お出かけタクシーの利用ができることが、吾妻線の活性化の一翼を担うものと考えます。12月定例でも、吾妻線利用促進関係で質問させていただきました。2月22日付の上毛新聞で、鉄道存続へ利用増との見出しで、県が5カ年計画で利用促進アクションプログラムを4路線実施されるとありました。その中にJR吾妻線も入っておりました。県や近隣町村と連携し、孺恋村としても利用者増を図っていく必要があると思います。村長のお考えを伺います。

以上2点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、災害に強い安心・安全な村づくりについてでございます。孺恋村では、災害対応ガイドマップを平成28年に全戸に配布をさせていただいたところがございます。また、ホームページにおきましても同様に掲載をし、広く告知をさせていただいておるところでございます。これを見ていただきまして、自宅や職場の近くにはどんな危険が想定されているのか、確認していただくことが重要であると考えておるところでございます。今までも広報などを通して、また各地区の区長さん等を通しまして周知徹底をし、また、民生委員さんにもお話もさせていただいてきておるところでございます。

また、毎年の区長会議の席では、特に区長さんを中心とした各地区の防災体制について、毎年再確認をしていただくとともに、要援護者名簿についても民生委員さんを含めた情報共有をして、区長、民生委員、皆様方と支援体制を各地域地域で整えてきておるところでございます。

このように、突発的に発生する災害におきましては、行政の対応にも限界がございます。村民の方々がみずからの命はみずからが守るという意識を持っていただきまして、佐藤議員ご指摘のとおり、みずからの判断でまず第一的な避難行動がとれるよう、個々にも防災意識を高めていただくことが、住民主体の地区防災のほうにもつながってくると考えているところでございます。

行政は、これら災害に対応するために、各地区との連携と、国や県、広域消防などの関係機関との連携が迅速に図れるよう、しっかりとした体制をつくり、地区、住民と一丸となって、万が一の災害に備えていきたいと考えておるところでございます。

第2点目でございますが、交通弱者対策でございます。

これにつきましては、幅広く、現在、高齢化の皆様方、あるいは小さいお子様方、あるいは障害者の方々、幅広い交通弱者がおると、これが現実でございます。公共交通との連携、あるいはJRとの関係、これらを総合的に判断して、今後しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

詳細の答弁につきまして、総合政策課長のほうより、この件はお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 加藤康治君登壇〕

○総合政策課長（加藤康治君） それでは、お出かけタクシーの個別の案件につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、お出かけタクシーに関する要綱第3条3項で定める村長が必要と認める者とはどういう者を想定しているのかということではありますが、これにつきましては第1条1項で定めているように、65歳以上の方、2項で定めている身障者の方以外で、個別の案件の中で個別事情に対応するために、よくあることですが、特に村長が定める者というふうにさせていただいています。具体的には、65歳以下で免許を返納するに至ってしまった方というようなことを想定したものだと思っております。

佐藤議員からご指摘いただいた万座地区にお住まいの方については、既存の村民バスの代替案としてお出かけタクシーを設定しましたので、お出かけタクシーの検討の段階では想定していなかった事案だというふうに思っています。

また、佐藤議員から、このお出かけタクシーが非常に画期的なものだということもご評価いただきましたし、村民からも大きい期待をいただいていると思っておりますので、なるべく利活用されるような形で援用していくことはやぶさかではありませんけれども、議員ご指摘の65歳以下の方に関していえば、じゃ、そのほかの65歳以下の方々とどう線引きするかということが非常に課題があるかというふうに思います。

考えられる方策としては、確かに、きょう、オオノさんいらっしゃいますが、万座地区はバスは走っていますが、確かに遠いところありますので、移動手段困難地区というような設定をする中で、特別な扱いをするということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、万座地区に関していえば、結構、宿泊業者のバスなんか結構な回数で往来してまいりますので、その利活用という方策もあろうかというふうに思います。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、何とか始めたばかりのお出かけタクシーでありますので、なるべく多くの利用者を募りたいというふうに思っておりますし、今年度でいうと、きょう現在で、今、106冊ほど販売をしております。今後も柔軟に要綱の改正等を行いたいと思いますが、最初に定めた65歳以上と、最初は他町村の事例なんかを見ますと70歳以上というようなところが多かったんですが、65歳にまで引き下げて実施をさせていただいておりますので、今後も個別事案等でいろいろ検討していく中で変容して、より利活用が図られるように仕上げていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） これから一問一答方式で行います。

佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 住民福祉課長にお伺いしたいと思います。

村でも要援護者支援体制が各地区で策定をされているということは、私も認識をしておりますが、その後の更新等、またその年間の避難訓練等を行っているかどうかについてご確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 要援護者の対策、名簿についてなんですけれども、民生委員会、民生委員の方々が調査をしております、その結果を台帳にして関係機関で持ち合って、情報共有をしているという状況なんですけれども、毎年調査の結果をその後、皆さんで作業をさせていただいて、名簿の整理、更新をさせていただいております。

以上です。

訓練ですか。避難訓練、民生委員のほうでは特に避難訓練というような形はとってはおりません。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、私の過去の質問について、また検証しながら質問させていただきたいと思っております。

27年9月の定例会において、防災対策に女性や障害者の意見をということで質問をさせていただいて、業務継続計画についてということで、もう既にこれは策定済みということは認識をしております。その中で村長の答弁は、「婦恋村地域防災計画の全面的な改修を進めています。」、この進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまの佐藤議員のご質問でございますが、地域防災計画につきましては、平成27年度に策定をしております。また、業務関係につきましても28年度に策定をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 同じように、その27年9月の定例会において、スマートフォン等を使った、要するに防災対策、道路が穴があいたとか、防災灯が切れているとかということに住民のほうから情報提供するようなアプリを使ってやったらどうかという質問も、そのときさせていただきました。

その後、その件に関して検討をされていたかどうかということ、それからまた、これについては、私、そのときも渋川市の例を挙げてご質問をさせていただきました。今現在、渋川市では、渋川情報システムとして28年12月から29年3月まで試行実施をされています。その後、フォトトリポしぶかわという形で名称を変更して、29年8月から本格的な稼働を始めています。このことについて、やはり今、スマートフォン時代であり、それぞれが携帯を持っている時代であるというので、そういったアプリを嬭恋村でも導入してはどうかということ質問させていただきました。それについては前向きに検討するというような回答をいただいておりますが、その後どうなっているのかと。また、今後、そのようなことを情報共有していく必要があるというふうに思いますが、その点についてどうなっているのか、またそういう方向でいくのかどうか、質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、その前に、先ほどの答弁の中で、嬭恋村業務継続計画BCPですね、これにつきましては平成30年度に策定をしておりますので、改めさせていただきます。

それと、スマートフォンに対応するアプリ等の活用でございますけれども、今、村では防災行政無線デジタル化に伴う工事をやっております。その中で、ご希望者になりますけれども、メールの登録をしていただいて、情報が発信できるようなシステムになっております。また、それを活用して、拡大できていけるようであれば、村民からの情報をメールに入れていただけるような、そんな方法も考えられるのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） この件に関しては、ぜひ前向きに検討をしていただきたいということ、やはり渋川市では民間業者との連携をしながら、上毛新聞にも掲載をされましたけれども、ヤクルトさんと契約をして、そのヤクルトレディからも情報提供を得ていると、そういったことも進められていますので、この件に関しては前向きに検討をしていただきたいと思えます。

次に移らせていただきたいと思えます。

今、総務課長が、防災無線のデジタル化について、進捗状況とともに、やはりこの件に関して、例えば災害があった場合の電気が途絶えた場合、そういったところでどうやって情報発信するのかと。自家発電機が、例えば今は自家発電機も何基か備えていると思えますが、そういったその自家発電について、水害だとかそういったところで水をかぶってしまったら、その電気が通じないということがあると思えます。そういったところで、その電気の供給はライフラインを復旧するための電気の回復が最も重要だと思えますが、そういったところの電気が停電になった場合、どのような対応を考えているか、ご質問させていただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、まず庁舎内におきましては、停電した場合、電力の復旧がとれるまで、プロパンガスによる発電を備えております。これにつきましては、ガスがなくなった場合についてはプロパンを補給することによって継続できると考えております。

それと防災無線の関係でございますが、個々の戸別受信機につきましては各家庭の電源をとっておりますので、そこは難しい問題なのかなと。ただし、子局に対してスピーカーが各地区あると思えますが、これに関しては停電の場合、ちょっと時間は定かでございますが、対応できるような形を、今とらさせていただきますところでございます。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、次に住民福祉課長にご質問させていただきたいと思えます。

西吾妻地域で災害拠点病院があるのかなのか。あるとしたら、どこの病院が災害拠点病院となっているのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 災害拠点病院につきましては、原町赤十字病院が拠点となっております。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、もう一点、住民福祉課長にお聞きしたいと思います。

診療所についても、今あらゆる診療機器及びその事務、あと薬品の保管、そういったものが電気を使ったパソコン等を使って情報管理をされていると思います。医療機器についても電源がないと診療ができないという状況になっていると思います。その点について、やはり自家発電機を診療所でも備えているのかどうかと、また、それについて、しっかりと定期的な点検を行っているかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 診療所の電気の問題ですけれども、自家発電装置を備えておりました、点検のほうは地域医療振興協会のほうで行っているというふうに聞いています。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） あと、村長のほうにお聞きしたいと思います。

今、高崎市では、届出避難所登録制度というものを設けているそうです。これについては、高崎市が、どういうことかということ、全員協議会等で議員のほうからも出ていると思いますが、民間施設また福祉施設、そういったところは事前に公共の避難所とは別に登録をさせていただいて、その登録した施設が自主的に住民本来が避難活動をして避難の援助をするという、まずはその避難所に登録をされた者は、公共的な行政から避難物資が届くというようなシステムだそうです。こういったことも上毛新聞にも紹介はされていたと思いますが、そういった考えがあるかどうかということと。

それからあと、今、子育て支援ということではありますが、そういった災害、あと避難所等の設置に関して、また各種イベント等に対しても使えると思いますが、村長は赤ちゃん駅ということをご存じかどうか。これは赤ちゃん駅というのは、授乳をする際にテントが組み立て式でありまして、その中におむつ交換や授乳ができるという、その赤ちゃん駅、各行政でも自治体でも導入しているものがあります。今後、そういったものを避難所、またはそういったところで村としても何基か確保していくことが、私は必要だと思いますが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

届出避難所施設というお話でございました。高崎市の場合は、空き家をボランティアグループあるいは若いお母さんグループ、あるいは民生委員のグループ等が有効に使おうというようなことで、そういう活動が非常に活発な地域でございまして、民間の避難所をそういうところを活用して、緊急時の場合、避難をするということの動きがあるというふうに認識しておるところでございます。

我が村におきましては、現在は公的な避難所につきましては、各地区の公民館あるいは役場、あるいは婦人会館等が指定しておるわけでございますけれども、もっと身近に手軽に、もしそういうできるところがあるのであれば、検討する必要があるのかなと思います。

特に、福祉施設につきましては、今、障害者福祉施設を含めまして、緊急にということになりますと、そういう可能性のあるところについては今後は検討を加えていく必要があるのかなと思っております。前向きにちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

同じく赤ちゃん駅でございますが、この件については初めて聞いた言葉で、まことに申しわけございません。婦恋村でも子供たちについては、今現在、いきいき広場というような活動もやったりしているわけでございますけれども、いざというときの災害弱者あるいは交通弱者といわれる方々については、あるいは赤ちゃんも同じでございますけれども、有効に機能的に避難所としての義務を果たせるところがあるのであれば、いわゆる届出避難所的なものが整備できるのであれば検討は必要だと思っておりますので、前向きに検討してみたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） もう一点、防災・減災に対してご質問させていただきたいと思っておりますが、DIGということをご存じかどうか。これは図上訓練ということで、ディザスター災害、イマジネーション想像力、ゲームという形で、ゲーム感覚で、要するにその頭の文字をとってDIGなんですけれども、これは掘るという意味があるわけですが、転じて要求する、理解するといった意味なんです。このことは村を探求するとか、防災意識を掘り起こすという意味を持っています。参加者が大きな地図を囲み、みんなで参加をしながらわいわいと楽しく議論をしていく中で、その防災意識を高めていくという訓練であります。これについては、県も図上訓練として講師を派遣したりとかしていることがありますので、そういった情

報をしっかりと把握していただいて、地域防災訓練、またそういったものに生かしていけるのではないかとこのように考えますので、その辺のことについてご存じかどうか確認をしたいと思います。

こういった地域の、これは吾妻町等でも自主防災計画みたいな形でつくられています。それはどうしてかという、各行政区が顔の見える人たちが参加した写真、また現場の地域の災害の問題点、そういったところを具体的に写真で掲載をして、地域の中で共有できるような身近に感じられるような自主防災計画を策定を吾妻町はしています。

そういう点に関して、やはり嬭恋村でも、要するにこのハザードマップが配られているわけですが、これを見ていくとなかなか身近に感じられないというところもありますので、そういったものを、今後、各行政区の中でつくっていく、また計画をしていくということで住民を巻き込んでいくということが必要だというふうに思います。そういった啓発活動を今後しっかりとしていきたいというふうに思いますが、その点についてよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

図上訓練でございますけれども、現在、浅間山の関係で、関係する自治体、毎年でございますが、利根川水系砂防工事事務所を中心といたしまして、幅広いメンバーが入って、年1回は図上訓練をしておるところでございます。

浅間山は火山の災害でございますが、そのほかに嬭恋では集中豪雨、ゲリラ豪雨、あるいは土砂法に基づくレッドゾーン、イエローゾーンというがけもあるわけでございますので、そういう面についても、その図上訓練的な、発想力の訓練的なものは、機を見てきたらなと、こんなふうに思っております。

また、自主防災組織も、区長さんを中心に、一応、全地域、今、できております。そこには自家発電機等も備えながら、また避難計画の図面も全戸配布してございますので、また、LPガスを使った炊き出しもできておりますので、そういうところの場所を活用しながら、今言った図上訓練的な訓練も、そんなにお金のかかる話ではございませんので、リーディング的にやっておる地域のものも学びながら、幅広く展開できたらと思っております。前向きに検討してまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、この防災、減災に対しては、最後に質問をさせていただきたいと思いますが、私は2年前に県の補助を受けて防災士の資格をとらせていただきました。これについて、村でもしっかりと各自主防災計画をつくっていくために、この防災士の資格を持った人をふやしていくということが大事になってくるというふうに思います。その点について、やはり募集があったときにしっかり広報するとして、また各行政区ごとにそういう防災士が配置できるような、その行政として促していくような取り組みが必要だというふうに思います。

それからまた、3月16日には、婦恋会館で「いつか大事な人を守るために」ということで、第22期砂防公開講座というのが開かれますが、これを私は回覧で知りましたが、このことに関しても住民に周知をして、より多くの住民の方に参加していただけるようなことが大事だと思いますので、防災無線等を使ってしっかりと広報していただきたいと思いますが、その点について1点お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまのご質問でございますが、まず防災士の資格の関係者をふやすということでございますが、これは議員がご指摘するとおりだと思っております。機会があれば、どんどんふやしていきたいと、各地域に配置できることが理想なのかなと考えております。

それと、あすの講演会の関係でございますが、これから防災無線で周知をするようにセットをしてあるところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、交通弱者対策について質問をさせていただきたいと思いません。

先ほど質問の中にもお話をさせていただいたところですが、婦恋村高齢者福祉タクシー事業とお出かけタクシー事業の整合性をして、これが一本化できるものであれば一本化していく必要があるのではないかというふうに思いますが、その点についてお答えいただきたいと思いますが。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 加藤康治君登壇〕

○総合政策課長（加藤康治君） ご指摘のとおり、お出かけタクシーを設定する際にも、社会福祉協議会もしくは住民福祉課と協議をしながら定めさせていただいておりますので、今後も連携をとりながら、より相乗効果を図れるような体制になればというふうに思います。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、高齢者になって免許証を返納しなければならないという方が、これから今後ふえてくると思います。また、高齢者の交通事故も、テレビ等では毎日放送されるような状況であります。このことに関して、高齢者が免許を返納したときの対応なんですけれども、このことについて、しっかりと村としても取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

そのときに、免許を返納すると、これ住民福祉課長にお聞きしたいと思いますが、免許を返納したときに、例えば銀行に行ったり、住民票がマイナンバー記載の住民票をいただくときとか、そういったときに、写真入りの証明書を提示してくださいと言われます。そのときに、なかなか高齢者でパスポートを持っている人がいない、免許証がない、顔入りの証明書を持つということはなかなか少ないわけであります。このことに関して、しっかりとマイナンバー制度の普及とか、そういった発行率を上げていく。前回の予算審査の中でもまだまだそのマイナンバーの発行率は少ないというふうに聞いています。そのことについて、しっかりとそういう対応をしていく必要があると思いますが、住民福祉課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 佐藤議員の質問に回答させていただきます。

現在のところ、マイナンバーの交付ですけれども、今、吾妻郡の中でも低い率になっておりまして9%を欠ける状況ではあります。この普及については、31年度の予算の中で計上させていただいておりますけれども、マイナンバーによります住民票、印鑑証明の発行、コンビニ交付を年度途中でやる予定になっております。これがされますと、マイナンバーの交付も申請のほうも大分進むのかなというふうには考えております。また、マイナンバーについての周知についても、広報等で積極的に行っていければと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） これについては、マイナンバーカードもそうなんです、パスポートもそうですけれども、証明写真の撮影が必要になってくるわけですね。これについては、婦

恋村で証明写真を撮れるところがないという現状があると思います。それについては、今後この普及については、マイナンバーカードを普及させるためにも、こういった証明写真が撮れる機械を、役場ではなくてもいいですけれども、役場はちょっと敷居が高くて来られないという人もいらっしゃると思いますので、農協等、またJA等もそういう民間の、一人でも買い物等で多く行かれる場所に設置できないか、検討をする必要があると思います。それは、マイナンバーカードの普及、それは役場でもいいわけですけれども、そういった証明写真が撮れるようなシステムを村として考えていく必要があると思いますが、それについて村長のお考えはいかがでしょう。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 証明写真、今、佐藤議員のほうからのご質問ですが、農協さんなり民間もある、あるいはコンビニさんもあるわけでしょうけれども、どうしてもということなら役場に設置するのも一案だと思っております。どうしても、その写真が必要と、必要性があるということですので、検討します。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） その件に関しては、早急に設置をできるような方向で検討していただきたいというふうに思います。そのことが、強いて言えばマイナンバーカードやそういったものの普及につながっていくというふうに感じますので、その点については具体的に進めていただきたいと思います。また、今後、この席に戻ってくることがあれば、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、JRの吾妻線の22日の新聞ですけれども、婦恋村として県と連携をしながら、また、この関連町村と関連をしながら、このお出かけタクシー事業についても、村内タクシー業者が今タクシーが3台しかないという状況の中で、例えばタクシーを使って、万座鹿沢口から東吾妻町の原町まで買い物に行ったとき、向こうでタクシーを使った、そのときにそのタクシー券が利用できるかどうか、そういった検討とか、その向こうの民間業者との関係もあると思いますが、そういったネットワークをつくっていくということも、今後考えられるというふうに思いますが、その点について村長のお考えと、また県とアクションプログラムを周知していくための、村としてどういうことを県と協議し、吾妻線の活性化につなげていくのか。その辺の考えはあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） お出かけタクシーの件で、例えばですが、婦恋村内、万座鹿沢口駅から乗って東吾妻まで行ったと。そこからは、東吾妻の特定の地域までタクシーが連携すれば、そのお出かけタクシー券を連携した活用があるというご提案でございました。

相手のあること、あるいはタクシー会社、今3台ということで、3社とやっておりますけれども、3台しかないという現実もあるようでございますが、ちょっと検討させてください。民間がちなみにすぐできるものかどうかも含めて考えてさせて検討してみたいと思います。

アクションプログラムでございますが、これにつきまして、吾妻線、現在18駅あります。18駅のうち無人駅が14でございます。無人駅ばかりということでございますので、県のほうといたしましても、県土整備部交通政策課が中心となりまして、沿線町村の駅の状況等を確認しながら、婦恋村につきましては大前駅につきまして駐車場を県のほうが整備するというので、今、大前駅、橋もつくっておりますので、グッドタイミングだと私も思っております。県とまたJRとも協議をしながら、県のほうがそこに駐車場の整備をしてもらおうと。電車に乗ってきて、駐車場を整備することによって、県のほうでネットワークを、駐車場に車をとめて駅を活用してもらおうということで、現在7カ所の駅にそういう駐車場を整備するということの1つに大前駅を選んでいただき、強くお願いをしまいたところですが、一応そういうことで、県のアクションプログラムについては現在進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 最後の質問にさせていただきたいと思いますが、この新聞の面では、県はハード整備を先行させるが、より利用しやすくするためにソフト面でもどんなことが効果的か、沿線市町村と検討をしたいというふうにあります。これについて私も、山形県天童市では、高齢者を商業施設へということで、週1回、1回の料金は1,410円で、ショッピングリハビリ事業というのをやっているそうです。そういったところで、やはりお出かけタクシーを利用して、小単位の地域の中で四、五人で、例えば高崎に映画を見に行くとか、中之条とか、そういったところまで買い物に行く、そういったことの機会をふやしていくような形が、高齢者にとってもリハビリにもなるし、そういったソフト面もしっかり考えていけるのではないかとこのように思いますので、より多くの吾妻線利用者をふやしていくための施策は、やはり単独に総合政策課だけではなく住民福祉課、全庁的に連携を図りながらやっていく必要があるというふうに考えます。その点について十分検討をしていただき、今後、吾

妻線がますます利用率が上げていけるようなシステムをつくっていく。また、私自身もしっかりと吾妻線を利用して、高崎、東京方面に出かけていきたいというふうに思いますので、最後お願いをして、しっかりと検討をしていただき、また、この席に戻ってることがありましたら、再度確認をさせていただきたいというふうに思いますので、以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

◇ 大久保 守 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔9番 大久保 守君登壇〕

○9番（大久保 守君） どうも傍聴人さん、ご苦労さまでございます。あとわずかですので、頑張ってくださいと思います。

ただいま議長より許可をいただきましたので、何点かにつき質問をさせていただきます。

まず、第一にクリーンエネルギーについてであります。

熊川村長は、村長就任以来12年間という間、孺恋村のトップリーダーとして村政のかじ取りをしてまいりました。村長選に出馬なされた際、マニフェスト、いわゆる選挙公約の中に「クリーンエネルギーの導入を図ります。」という項目を掲げておられました。このときのクリーンエネルギーとは、村長は何を指しておられたのか、まず第一にお尋ねいたします。

クリーンエネルギーの1つとしては、地熱を利用した地熱発電があります。今では低い温度で効率よく発電ができるバイナリー発電があります。議会も先進市を視察したり、委員会でも視察をしたりしてまいりました。その後、国立研究開発法人、新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOより地上調査に対して全額補助の事業があり、孺恋も100%補助で地上調査ができるのであれば、地熱だけでなく水源や鉱物や水道の確認等がわかれば、今後、村の開発等に役立つのではないかとこのことで書類を作成し提出する直前、村長より突然、「私が村長に就任している際は、一切、地熱のことはしない。」と発言がなされました。その言葉で、孺恋村から地熱発電という言葉が消えてしまいました。大変残念に思われる村民の方々も大勢おられたのかと思われます。

さて、地熱はさておいて、クリーンエネルギーとは地熱だけではありません。例えば太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電等いろいろなものがあります。過去、私も、そして、同僚議員からもこのクリーンエネルギーについて質問がありました。クリーンエネルギーといえば地熱発電を熱く語っておられたが、今、地熱発電はしないという中で、世の中の流れがクリーンエネルギーに傾いている中、今後このクリーンエネルギー、いわゆる再生エネルギーについてどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、村のPR、テレビ放映についてであります。

私は、ちょうど1年前に、嬭恋村の知名度はやはりキャベツに代表されるが、群馬県のどこにあるのか、その他何かあるのか、全くといっていいほど知られていない、その知名度を格段と上げるにはテレビ放映がよいのではないかとの質問をさせていただきました。

その際の答弁では、多額の金額がかかるので1年間勉強させていただきたいとの答弁でありました。ちょうど1年がたちました。この1年間の成果をお示してください。また実際に多くの方々にこの嬭恋村を知っていただける施策はないのでしょうか。村長のお考えをお尋ねいたします。

最後に、特別職についてであります。

これにつきましては、毎年予算審議のときに村長に質問をさせていただいておる問題であります。31年度予算において、特別職、いわゆる村長、教育長、そして副村長の3氏、いわゆる給料が予算立てされております。現在、副村長は不在であります。29年度の予算の際にも特別職の歳費を予算化してありましたが、実際には副村長を設置することができずじまいでありました。予算審査の際にも、必ず皆様に人事案件を挙げて承認を得て、副村長をつくりますとおっしゃっておられましたが、できずじまい、予算不実行でありました。そして、この30年度においてもできずじまいでしょうか。来年度予算の特別職3名分の歳費は不実行ではなく、実行されるのかどうかお尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のクリーンエネルギーの公約をしていたが、どのような考えで公約に挙げていたのかというご質問でございました。

本村における地熱発電に関するポテンシャルの高さから、村長就任当初からこのことに関する検討を行ってまいりました。また、福島での原発事故以来、再生可能エネルギーに対する社会的期待は一層高まっているものと考えます。また、事実として本村での地熱発電について、東北電力さんのみならず、日本の地熱発電が集中している九州での、この地熱発電に積極的に取り組んでいる九州電力さんも、本村での地熱発電に興味をいただいておりますという現実がございました。

しかしながら、私は、先ほど第1の質問者でございました松本幸議員の一般廃棄物の話もございましたけれども、あの時点でも、第1次産業キャベツを守るという意味から、また、風評被害ということから、今、質問者でありました大久保議員ご存じのように、嬭恋は、熊川栄が村長在任中は地熱発電をしないということで発言をさせてもらったところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。現在では、従いまして地熱については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のクリーンエネルギーにつきましては、現在、太陽光発電については、群馬県下でも嬭恋村の太陽光発電量は相当な量がございます。減価償却税の税額を見ましても、1億5,000万円ぐらいに及んでおるといってございまして、それだけ太陽光発電は現在、嬭恋村内では普及はしておるといってございまして、また価格につきましても42円から今18円まで売却価格が下がってきておりますので、そろそろもうリミットに来ておるといような感じを受けておるといってございまして。

水力発電でございまして、水力発電も、議会の皆さんとも協議をしながら、今まで7カ所、8カ所の水質の調査等も、あるいは水量の調査もしてきておるといってございまして、今後におきましても、いい場所でいいマッチングできる事業性のある場所があるのであれば、水力については検討をする必要があるのかなと考えておるといってございまして。

第2点目の質問でございました、村の知名度を上げるためにテレビ放映はいかがかということでもございました。

今までも村の知名度向上のため、愛妻、マラソン、ヒルクライム、嬭キャベちゃんなどなどの取り組みを行ってきたところであり、村の知名度は少しずつでございますけれども、着実に上昇してきておるといってございまして。

また、議員ご指摘のとおり、嬭恋村の村のPRのためにテレビのCMをつくったらどうかという考え方でございまして、この件につきましては、今まで群馬テレビさん等とも協議をしてきた経緯もございまして、担当課長のほうからお答えをさせていただきたい、

また、今後の対応策についてもお答えをさせていただけたらと思うところでございます。

第3点目でございますが、特別職についてでございます。

副村長を置くか置かないかというご意見でございました。村長選が間近に控えておりますので、もし当選したという状況が、この場に帰ってくるのができたらのならば、しっかりとまた議会の皆さんのご理解をいただきつつ、副村長を置かせていただけたらと思っております。まだ、ここにしっかり戻ってこられるかどうか確定しておりませんので、それ以上は控えさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

[総合政策課長 加藤康治君登壇]

○総合政策課長（加藤康治君） ご指摘いただきましたテレビの件に関しまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。ただし、テレビの大久保議員とのやりとりについては、たしか観光商工課長だった時代のお話でありますので、本来ならば後任の課長に答弁をさせるところでありますけれども、一応その質問の通告として、私の総合政策課というふうに書いてありましたので、とりあえず私のほうで説明させていただきたいと思っております。

まず、テレビ放映に関してであります。先ほど村長が申し上げましたとおり、群馬テレさんいろいろやりとりをさせていただいております。前回も同じ答弁をさせていただいておりますが、もともとは、松本幸議員からもご意見いただきましたが、関西で農協さんが行っているテレビCMが非常に好評だと。知名度というか、孀恋の名を広めるために非常に有効なので関東でいかがかという内容だったと思っておりますが、前回もお話しさせていただいたとおり、非常に関東の在京キー局で同じことをやろうとすると、関西のもう10倍以上かかるというような状況であります。それで、その検討内容として、東京のローカル局である東京MXというのがありますが、東京MXを中心にして、群馬テレさん、埼玉テレビさん、テレビ神奈川さんで行うということで見積もりをいただきましたが、これもほぼ1,800万円か2,500万円というような内容でありました。

これをもって、この村をコマーシャルするとすればキャベツが不可欠でありますので、農協さんのほうに、ことしの新たな体制になった丸山組合長のほうにもご意見を、群馬テレビの副社長とともに意見交換というか、させていただいたところであります。結論としては、やはり農協、村、単独ではちょっとそのB/Cというか、その辺がどうかというふうなことでありましたので、今後も国・県の支援を受けられる、先日たまたま内閣府の交付金を受けられましたが、ああいう形で、ほかの村とのプロモーション企画として出していくよう

な形で検討をしていければというふうに思っております。

また、一昨年の予算のときに、議会の皆さんからご意見をいただいて、100万円、広告費を増額していただきました。その際、新たなことに取り組んでみるというようなお話でありましたので、群テレさんで一番組、30分番組ですが、婦恋村を紹介する番組、旅番組でありますけれども、つくらせていただいて、内容としては、最初に案内所で三ツ野から婦恋村の紹介を受けて、その後、万座に行って温泉に入って、中居屋さんで昼食をとって、パルコールでスキーを楽しむという内容でありました。結果として、群テレさん、テレビ埼玉さん、テレビ神奈川さん、栃木テレビさん、千葉テレビでも放映されたんですが、パルコールさんに聞くと、栃木からわざわざこれを見て来たというような方もいらっしゃったようですので、ある程度、感触もありました。

そういうつながりがあったものですから、結果として、その年に万座の日進館で群テレさんのニュース番組を直接、生中継をやるというようなこともできましたので、何らかのつながりを持っていけば少し広がっていくのかなというふうに思っています。

ただし、今の段階では、先ほども言いましたようになかなか大金がかかるようなことがありますので、むしろ婦恋を紹介する番組を何らかのつながりを持ってつくっていただいて放映していただくというような方法が、一番実効性が高いのかなというふうに思っております。

そのためには、今、フィルムコミッションというような取り組みを観光協会にお願いしていますが、その辺をしっかりと充実して、全く金をかけないということではないと思いますが、そういう形で婦恋村を紹介する番組で婦恋村を露出していければというふうに考えておるところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） それでは、一問一答ということで、最初からクリーンエネルギーについて再度質問させていただきます。

地熱につきましては、もう村長が、私が就任している以上はしないというようなことを最後の最後に述べて、それでもう終結してしまったというような状態ではありますが、その前の11年間は同僚議員、それから私からも、いろいろ再生エネルギー、クリーンエネルギーの質問をした際には、もう私はもう地熱をやるんだということしか言ってなかったんですね、当時は。それはそれでいいんでしょうけれども、その後、婦恋もいろいろやりました。風力発電のためにバラギで風力を測定してみたり、それから鎌原、それから赤川の水力をはかって

みたりやっておるわけですがけれども、なかなか実現ができないわけですね。世の中、やはり再生エネルギーの補助金が一番多い中で、この自然がいっぱいある嬭恋で何も施策が打てない。今、村長は太陽光が群馬でも多いほうだというふうな話ですが、それは民力ですよ、民間の力でやっているわけで、嬭恋村がやっているわけではないんです。中之条みたいに第三セクターをつくって、まち自体が太陽光の会社を持ってやるというようなものとは違うわけですから。本当にこの再生エネルギーについて、村長が申したとおり、次の方がどうなるかわかりませんし、私どもも次どうなるかわかりませんが、実際に次またかじ取りをするときに、本当にどのような再生エネルギーの考えを持っておられるのか、もう一度お聞きしたいのと。

当時、たまたまやはり選挙の年だったものですから、私は村長に、こんなことを進言したらいけないんでしょうけれども、じゃ、村長は一番最初から地熱をやるということなので、地熱をぶつけて選挙したらどうだ、それで勝ってくれば、村長は地熱をしてもいいと村民が認めてくれるんじゃないかというようなことも進言させていただいたことがあるんですが、残念ながらそれもかなわなかったということでございます。この先々に対する村長のお考えを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地熱発電につきましては、私、就任前、マニフェストでやるということで、当初、当選した時点で書かせていただきました。その後、勉強し重ねていく中で、やはりこれは風評被害の問題が出るというお話があったということでございます。本当に私も当時、地熱発電で風評被害があるのかなという疑義もあったわけですがけれども、結果として、これは出る可能性が十二分にあるという判断をいたしました。

したがって、その時点で、まだまだいつまで未練がましく言うつもりはなく、地熱は私が在任中はしないという宣言をさせていただきました。それも基幹産業である日本一のキャベツを守るという大義のためでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後のクリーンエネルギーの話でございますが、東日本大震災があった後、日本国中が再生可能エネルギー、クリーンエネルギーとあって、政策的にも国のほうも相当補助事業等もやってきたこともよく存じておるつもりでございます。バイナリー発電もあるわけですがけれども、採算性のある事業として、民間がやる分にはスピーディーに民間は取り組んでまいりましたが、基礎的自治体、町や村がこれをクリーンエネルギーで事業としてやると

というのは、非常に難しい、ハードルが高いという認識を、現状では持っておるところでございます。

したがって、民間でバイナリーなりで、採算性があることなら誰でもやるということで、太陽光発電も孀恋では本当に多くの方がやった現実があるわけでございます。勉強は当然してまいりますけれども、積極的にクリーンエネルギーの国の金を使う、あるいはNEDOの金を使うというつもりは現状ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 村長がそうおっしゃるのであれば、もう地熱についてはそういう話であるということですので、これ以上質問をしませんし、できるなら、やはり確かに村長おっしゃるとおり、官が何かをすると赤字を出すというのが比較的やっばり多いわけで、官がする事業というのはなかなか難しいと思うんですが。

でありながら、やはり水力をはかってみたり、ここに風が吹くとか、そういうことはやっばり村がやっていたわけですね。ですから、それが土台となって民間に波及していけばいいわけですので、そういうことはやはり少なかなりとも続けていくことが必要なのではないかなと思いますので、エネルギーのほうはこれで閉じさせていただきます。

次に、村のPR、テレビ放映というようなことで移らせていただきますけれども。

去年、ちょうど政策課長が観光課長だったんですけれども、答弁からすると、去年と変わってないなというような気がします。確かに今言った群テレがやったテレビをたまたま私見ているまして、なかなかいいものをつくったなというような気はしたんですけれども、ああいうのがやはり1本出れば違いますし、いわゆる関東のキーチャンネルが放映すれば、やはりその波及力が大きいですし、そういうのは必要だなと思いますし。あのときはたしか1本つくるのに1,000万円、放映してつくって1,800万円かというような話を課長していたんですけれども、値段的にも変わらないのかなという気がするんですけれども。

やはり何かの媒体を使って、課長言うとおりに、していかなきゃまずいと思いますし、当時、イチバ課長、マサノブ課長がいたときに、あの課長はオオサワさんですかね、非常に懇意になされていて、よくラジオ番組に、あの孀恋の水車のそばのことをよく宣伝しておりました。そうすれば、やっばりお客さんも増えますし。だから、本当だったら視覚的に見てするのが一番いいんでしょうけれども、耳から入ってするのも非常にいいし、おかげさまでうちの村長、FMのOZEさんですか、取締役ですよ、そういうのもやっていると思いますので、

そういうような力をかりて宣伝するというのの一つできるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか、村長。

○議長（滝沢倣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） メディアにつきましては、テレビがあり、新聞があり、また現在では SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスということで、いろんなチャンネルがある現実でございます。また、若い方々はテレビや新聞を見ないで、スマホで全ての情報をインターネットから入手もするし発信もするという現実があるように思います。

観光地を見るにしても、パンフレットを最近は見なくなったと、特に若い方はパンフレットを見なくなったと、文字データを余り見なくなったというように大きく社会が変換をしておるといような気がいたしております。そういう大きな社会のメディア体制の移動に応じて、それなりの対応を孀恋村といたしましても、今後は考えていく必要があるであろうと思っております。

また、アナログからデジタルに社会が変わってきております。それだけ、スマホの情報がどうしても量が多い、また画像データが重たいというようなこともありまして、アナログからデジタル時代に変わってきておるわけございまして、また、電波法も含めて変わってきているので、村といたしましては、今後どういうふうに村を PR することにするかということとは、その時代の趨勢、それに応じてしっかりと対応していく必要があるんだろうなと思っております。

そんな中ですけれども、今、たまたま FM OZE の話がございましたが、私、村長に就任した最初に、議会におきまして、兼業禁止義務やっておる JRP という会社と FM OZE はやめなさいという議員さんからのご指摘がございまして、全ての役職をやめて、現在に至っております。ただ、おつき合いは FM OZE させていただいておりますので、FM KARUIZAWA と、今、地域おこし協力隊が定期的に行って PR も務めております。また、FM ぐんまにおきましても、FM は結構景気がよくて利益も出しているメディアでございますので、一步一步、FM の電波については有効活用をして PR に努めていけたらなど、こんなふうに思っておるところでございます。

いかんせん、選挙間近ということでございます。ここに戻ってくるのができましたら、より一層、PR に、現代的な機器を使った PR 戦略が必要だと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今のFM放送の取締役というふうな文言は取り下げさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

いずれにいたしましても、去年1年間勉強させてくれという内容があったわけですから、やはりその答えといいたしめようか、1年間してきたらこうだった、ことしはこうしますよという目標、いわゆる1年間の成果と目標というのがあると思うんですね。それをひとつお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

[総合政策課長 加藤康治君登壇]

○総合政策課長（加藤康治君） 先ほど申し上げたとおりであります、私の当面の結論としては、前回、ある程度、功を奏したと思っておりますが、なおかつ、去年の秋の紅葉の時期に、八ッ場に物すごい人がいたのを目撃して、そのちょっと分析というか、ちょっと何でだろうというふうに思ったところ、前日にフジテレビだと思っておりますが、テレビ放映があったということでありました。即効性がありますし、なおかつ長野原町さんがお金を払ったものではありませんので、そういう形のつながりがあってやれば、一番予算もかからずできることかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、フィルムコミッションに、より一層力を入れていくべきだなというのを実感したというだけであります、答弁になりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今、フィルムコミッションの話も出たんですが、今、観光協会のほうへフィルムコミッションが商工会から移っているんですけれども、予算的には来年度、議会から要請した金額100%つけていただいて、それは観光協会にしてもフィルムコミッションにしてもよかったなと思うんですけれども。今、課長がフィルムコミッション、これから育てていかなければならないというような点で、これはもう役場から手を離れているわけですから、役場がああせえこうせえというのはなかなかできないと思うんですけれども、村長として、課長として、フィルムコミッション、これからどうしたらいいか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。



特別職は、特に副村長、教育長につきましては、非常勤の特別職ということで議会承認案件でもあるというのがあります。しかしながら、必ずや戻ったら副村長は置きます。よろしくをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今、村長の明言で、村長がみずから帰ってこられたら置くというようなことをございます。

それを信じて、質問をこれで終わらせていただきます。終わります。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、大久保守君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議ありませんので、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢倅明君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成31年第2回孺恋村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 大 野 克 美

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江